

技能実習法に係る関東地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日

(改正 令和元年 6 月 26 日)

(改正 令和 3 年 7 月 20 日)

(改正 令和 4 年 7 月 21 日)

(改正 令和 5 年 6 月 28 日)

(改正 令和 6 年 9 月 13 日)

(改正 令和 7 年 7 月 14 日)

(改正 令和 8 年 6 月 16 日)

1 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る関東地区地域協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県（以下「関東地区」という。）の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2 取組事項等

協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、都県、機構との連携の確保及び強化
- ④ 育成就労制度の施行に向けた情報共有

3 組織

- (1) 協議会は、関東地区を管轄する労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都県、警視庁及び県警察本部、機構及びその地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4 会議の開催等

- (1) 協議会は、毎年6月頃に、東京都で開催する。また、必要に応じて、臨時に協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 協議会は非公開とするが、開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないと協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5 事務局等

- (1) 協議会の事務局は、東京労働局が担当する。
- (2) その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

別表 関東地区地域協議会構成員

都道府県労働局	地方出入国在留 管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構 地方事務所
茨城労働局労働基準部監督課長 茨城労働局職業安定部訓練課長 栃木労働局労働基準部監督課長 栃木労働局職業安定部訓練課長 群馬労働局労働基準部監督課長 群馬労働局職業安定部訓練課長 埼玉労働局労働基準部監督課長 埼玉労働局職業安定部訓練課長 千葉労働局労働基準部監督課長 千葉労働局職業安定部訓練課長 東京労働局労働基準部監督課長 東京労働局職業安定部訓練課長 東京労働局雇用環境・均等部指導課長 神奈川労働局労働基準部監督課長 神奈川労働局職業安定部訓練課長 新潟労働局労働基準部監督課長 新潟労働局職業安定部訓練課長 山梨労働局労働基準部監督課長 山梨労働局職業安定部訓練課長	東京出入国在留 管理局研修・短期滞在審査部門 首席審査官	関東農政局経営・事業支援部 経営支援課長 北陸農政局経営・事業支援部 経営支援課長	関東経済産業局地域経済部産業人材政策課課長	関東地方整備局建設部建設産業第一課長 北陸地方整備局建設部計画・建設産業課長	関東運輸局自動車技術安全部整備課長 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課長 関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官	茨城県警察本部生活環境課長 栃木県警察本部生活環境課長 群馬県警察本部生活環境課長 埼玉県警察本部保安課長 千葉県警察本部風俗保安課長 警視庁保安課長 神奈川県警察本部生活保安課長 新潟県警察本部生活保安課長 山梨県警察本部保安課長 長野県警察本部生活安全捜査課長 茨城県産業戦略部労働政策課長 栃木県産業労働観光部労働政策課長 群馬県産業経済部労働政策課長 埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課長 千葉県商工労働部産業人材課長 東京都産業労働局雇用就業部雇用施策専門課長 神奈川県産業労働局労働部産業人	東京事務所長 水戸支所長 長野支所長

長野労働局労働基準部監督課長 長野労働局職業安定部訓練課長						材課長 新潟県産業労働部雇用能力開発課長 山梨県産業政策部産業人材課長 長野県産業労働部労働雇用課長	
----------------------------------	--	--	--	--	--	---	--

外国人技能実習制度の現状、課題について

厚生労働省 労働局（関東地区）

令和8年6月16日

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数257.1万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

- ① **就労目的で在留が認められる者** 約86.6万人
（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）
 - 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ② **特定活動** 約11.1万人
（経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる）
 - 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ③ **技能実習** 約49.9万人
 - 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 - 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。
- ④ **資格外活動**（留学生のアルバイト等） 約44.9万人
 - 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。
- ⑤ **身分に基づき在留する者** 約64.6万人
（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」（主に日系人）が含まれる）
 - これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注） 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和7年10月末時点）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律第28条）。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

日本で就労する外国人のカテゴリー（関東地区都県別状況）

都・県	外国人労働者数 (全国計における構成比)		①専門的・ 技術的分野 (全国計における構成比)		②身分に基づく 在留資格 (全国計における構成比)		③技能実習 (全国計における構成比)		④特定活動 (全国計における構成比)		⑤資格外活動 (全国計における構成比)		⑥不明
茨 城	67,500	2.6	21,832	2.5	17,426	2.7	19,933	4.0	3,069	2.8	5,240	1.2	0
栃 木	38,817	1.5	10,841	1.3	12,647	2.0	9,420	1.9	2,486	2.2	3,423	0.8	0
群 馬	61,040	2.4	15,735	1.8	21,428	3.3	13,022	2.6	3,588	3.2	7,267	1.6	0
埼 玉	133,049	5.2	36,983	4.3	36,869	5.7	24,032	4.8	6,506	5.9	28,659	6.4	0
千 葉	105,829	4.1	34,133	3.9	25,920	4.0	20,877	4.2	4,682	4.2	20,217	4.5	0
東 京	652,251	25.4	276,165	31.9	157,708	24.4	35,467	7.1	33,515	30.1	149,376	33.2	20
神奈川	148,888	5.8	50,401	5.8	50,203	7.8	20,296	4.1	6,698	6.0	21,285	4.7	5
新 潟	16,626	0.6	5,062	0.6	3,115	0.5	5,558	1.1	662	0.6	2,229	0.5	0
山 梨	13,732	0.5	4,410	0.5	4,735	0.7	2,909	0.6	566	0.5	1,112	0.2	0
長 野	30,672	1.2	9,246	1.1	10,338	1.6	7,645	1.5	1,402	1.3	2,041	0.5	0
関東計	1,268,404	49.3	464,808	53.7	340,389	52.7	159,159	31.9	63,174	56.9	240,849	53.6	25
全 国	2,571,037	100.0	865,588	100.0	645,590	100.0	499,324	100.0	111,074	100.0	449,324	100.0	67

※外国人雇用状況の届出状況（令和7年10月末現在）による。

技能実習 対前年増減状況

	全 国	関東計	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神奈川	新 潟	山 梨	長 野
令和 7 年 1 0 月末現在	499,394	159,159	19,933	9,420	13,022	24,032	20,877	35,467	20,296	5,558	2,909	7,645
前年同期比（％）	6.1	7.0	2.5	4.6	4.6	8.3	8.1	10.2	10.5	5.6	1.1	0.6
令和 6 年 1 0 月末現在	470,725	148,692	19,445	9,006	12,454	22,183	19,318	32,174	18,371	5,264	2,877	7,600
前年同期比（％）	14.1	14.2	11.7	5.2	10.1	16.4	19.1	18.9	11.0	14.2	12.1	10.3
令和 5 年 1 0 月末現在	412,501	130,243	17,411	8,563	11,315	19,053	16,215	27,065	16,557	4,609	2,567	6,888

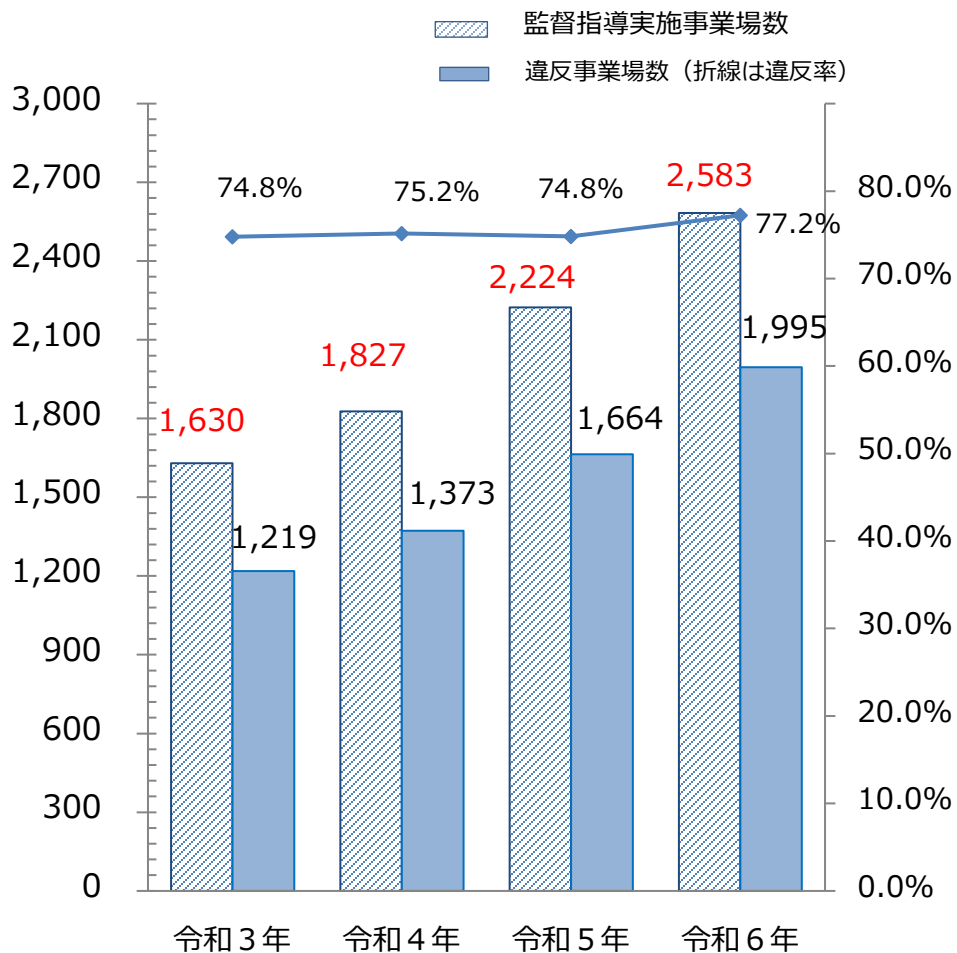
※外国人雇用状況の届出状況（令和7年10月末現在）による。

2. 外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況 (令和6年)

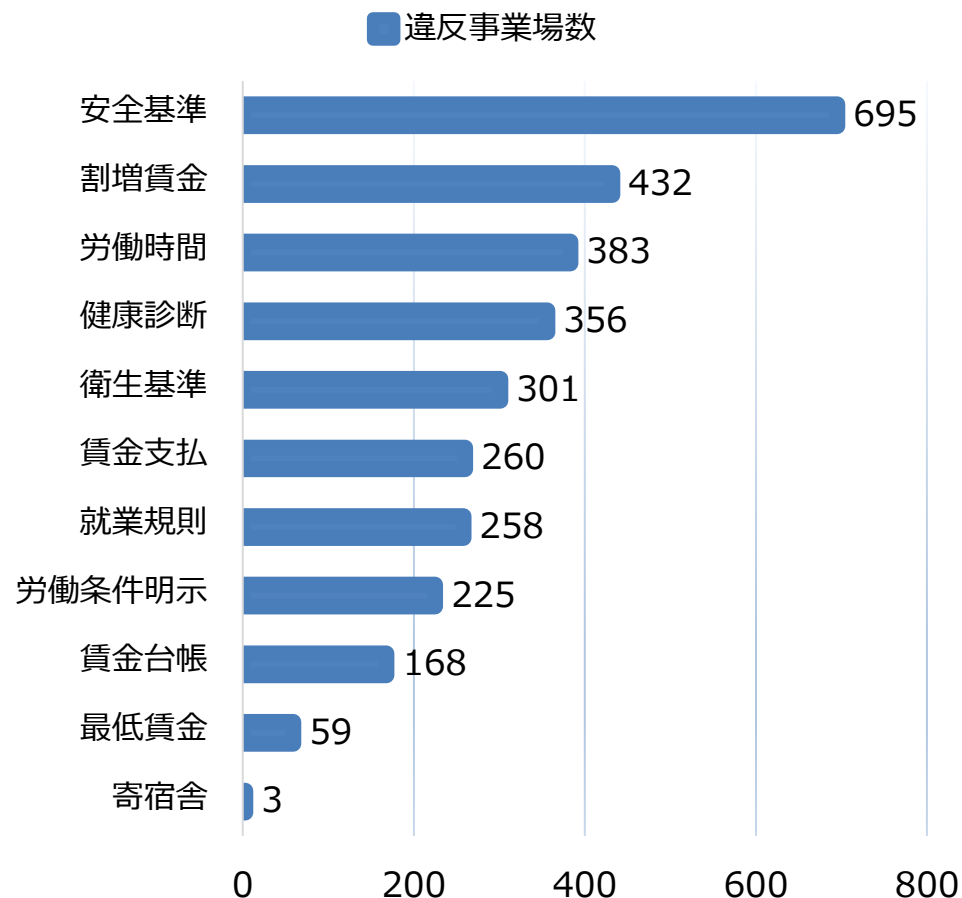
1 監督指導状況

- (1) 関東地区の労働基準監督機関において、実習実施者に対して2,583件の監督指導を実施し、その約77.2%に当たる1,995件で労働基準関係法令違反が認められた。

＜注＞違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（26.9%）、②割増賃金（16.7%）、③労働時間（14.8%）の順に多かった。



＜注＞違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、安全対策等について指導

概要

- 輸送用機械等の組立製造を行う事業場（10人未満）について、外国人技能実習機構からの通報を契機に監督指導を実施したところ、5名の技能実習生に関して、以下の事実が認められた事案。
 - ① 法令上必要な特別教育（アーク溶接）及び技能講習（ガス溶接）を実施していなかった。
 - ② アーク溶接作業に従事させているにもかかわらず、特殊健康診断を実施していなかった。
 - ③ 賃金控除に係る労使協定がないのに、賃金から「家賃」を控除していた。

労基署の対応

- 特別教育及び技能講習を実施していなかったことについて是正勧告した。
- アーク溶接作業従事者に対し、特殊健康診断を実施していないことについて是正勧告した。
- 賃金控除協定を締結していないにもかかわらず、賃金から「家賃」を控除していたことについて是正勧告した。
- その他、アーク溶接作業に関し、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者の中から同作業主任者を選任していないことも認められたため、是正勧告書した。

指導後の会社の取組結果

- 技能実習生全員に対してアーク溶接特別教育を実施したほか、ガス溶接技能講習を受講させた。
- アーク溶接作業に従事する作業員全員に特殊健康診断を受診させた。
- 「家賃」控除に係る賃金控除協定を締結し、その写しを技能実習生全員に配布することで周知を図った。
- アーク溶接作業に関し、特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者の中から、同作業主任者を選任した。

違反条文

労働安全衛生法第59条第3項
労働安全衛生規則第36条第1項第3号（特別教育）
労働安全衛生法第61条第1項
労働安全衛生施行令第20条第10号（技能講習）
労働安全衛生法第14条
特定化学物質障害予防規則第27条（作業主任者）
労働安全衛生法第66条第2項
特定化学物質障害予防規則第39条（特殊健康診断）
じん肺法第8条（特殊健康診断）
労働基準法第24条（賃金の全額払い）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(令和3年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施 事業場数		164	105	197	143	135	178	163	170	86	289	1630
違反事業 場数		125	77	145	115	110	122	122	129	69	205	1219
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	12	3	17	14	7	16	16	19	8	21	133
	同 法 第24条 (賃金の支払)	19	1	18	23	15	23	15	25	4	44	187
	同法第32,40条 (労働時間)	23	20	25	29	31	24	33	38	13	43	279
	同 法 第37条 (割増賃金)	15	10	26	37	21	26	25	39	11	41	251
	同 法 第89条 (就業規則)	10	9	31	9	15	11	19	19	6	19	148
	同 法 第108条 (賃金台帳)	8	2	17	12	12	18	9	13	6	13	110
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	1	1	1	4	0	0	1	4	0	0	12
	労働安全衛生法 (第20～25条)	64	37	49	49	47	51	56	55	33	89	530
	安全基準	58	24	38	38	39	42	48	39	24	67	417
		衛生基準	8	13	11	11	8	9	8	16	9	22
最低賃金法第4条		8	1	3	9	5	7	5	4	2	4	48
健康診断		9	5	10	15	8	7	9	14	5	21	103

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(令和4年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施 事業場数		190	103	227	199	206	220	221	168	65	228	1827
違反事業 場数		143	93	162	158	167	157	159	124	44	166	1373
主な 違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	13	12	21	14	21	17	21	9	3	12	143
	同 法 第24条 (賃金の支払)	18	12	31	29	18	16	14	27	7	17	189
	同法第32,40条 (労働時間)	27	26	41	54	35	32	37	33	16	34	335
	同 法 第37条 (割増賃金)	34	18	46	39	30	29	43	32	13	32	316
	同 法 第89条 (就業規則)	18	12	30	20	17	14	21	18	8	25	183
	同 法 第108条 (賃金台帳)	14	10	10	13	18	18	17	5	6	11	122
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
	労働安全衛生法 (第20～25条)	73	43	98	52	101	80	77	55	15	94	688
	安全基準	54	28	62	39	80	66	63	41	13	76	522
		衛生基準	19	15	36	13	21	14	14	14	2	18
最低賃金法第4条		6	7	7	12	6	9	4	4	0	7	62
健康診断		22	19	27	20	25	13	20	15	4	25	190

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(令和5年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数		276	176	210	239	243	285	240	184	94	277	2224	
違反事業 場数		221	127	156	187	195	214	175	123	69	197	1664	
主 な 違 反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	15	9	13	23	25	24	23	10	2	11	155	
	同 法 第24条 (賃金の支払)	34	12	19	33	33	32	35	9	5	18	230	
	同法第32、40条 (労働時間)	40	24	42	52	32	49	48	24	17	38	366	
	同 法 第37条 (割増賃金)	40	35	29	43	42	42	43	37	12	40	363	
	同 法 第89条 (就業規則)	28	21	18	22	32	25	23	14	10	27	220	
	同 法 第108条 (賃金台帳)	18	11	8	25	18	30	18	6	4	10	148	
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	1	0	0	0	2	0	0	5	0	0	8	
	労働安全衛生法 (第20～25条)	107	78	66	96	83	71	83	52	30	100	766	
	安全基準	79	49	46	64	61	58	64	35	19	81	556	
		衛生基準	28	29	20	32	22	13	19	17	11	19	210
	最低賃金法第4条		9	2	3	8	8	7	6	5	5	3	56
	健康診断		53	24	27	36	31	31	27	9	17	22	248

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

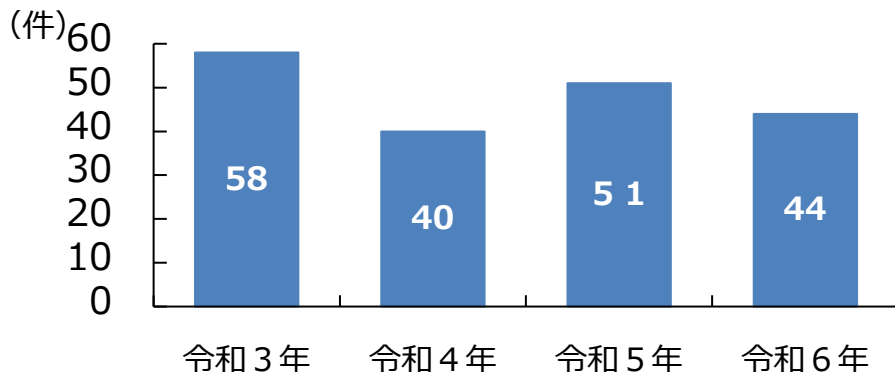
(関東地区)

(令和6年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数		299	222	288	336	322	332	308	144	100	232	2583	
違 反 事 業 場 数		243	157	205	279	270	260	242	100	69	170	1995	
主 な 違 反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	28	19	22	28	20	39	25	14	13	17	225	
	同 法 第24条 (賃金の支払)	41	13	17	44	27	32	49	6	9	22	260	
	同法第32、40条 (労働時間)	40	28	34	59	57	73	43	15	7	27	383	
	同 法 第37条 (割増賃金)	40	40	39	59	57	73	68	15	14	27	432	
	同 法 第89条 (就業規則)	22	23	20	33	48	31	35	9	13	24	258	
	同 法 第108条 (賃金台帳)	13	17	6	22	20	43	26	3	7	11	168	
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3	
	労働安全衛生法 (第20～25条)	112	78	102	125	157	96	103	57	46	120	996	
	安全基準	78	51	75	82	105	74	80	38	28	84	695	
		衛生基準	34	27	27	43	52	22	23	19	18	36	301
	最低賃金法第4条		3	6	7	5	8	14	9	0	1	6	59
	健康診断		57	34	42	53	58	36	33	13	8	22	356

2 申告状況

- (1) 技能実習生から関東地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は44件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(36件)、②解雇手続の不備(4件)、③支払われる賃金額が最低賃金額未満(2件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているの
で、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

賃金・割増賃金の不払
(労働基準法第24条、第37条等)

36

解雇手続の不備
(労働基準法第20条)

4

最低賃金額未満
(最低賃金法第4条)

2

- (3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

事例

割増賃金の不払い、休憩時間の一部未取得、安全措置等に係る申告があったもの

概要

- 道路工事現場で作業に従事していた技能実習生から、①資材置き場での作業時間及び現場での待機時間に対する割増賃金が支払われていないこと、②休憩が日々15分程度しか取得できていないこと、③ドラグショベルの旋回範囲に立入禁止措置を講じていなかった旨の申告。

労基署の対応

- 労働時間であったと認められた朝礼時間及び資材置き場での作業時間に対し、割増賃金を支払っていなかったことから、是正勧告した。

違反条文

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

指導後の会社の取組結果

- 過去の労働の状況について調査し、労働時間と認められた部分については割増賃金が支払われた。

技能実習生からの申告受理状況
(関東地区)

(令和3年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	7	7	0	3
栃 木	3	3	1	1
群 馬	5	4	1	0
埼 玉	11	11	2	0
千 葉	7	6	2	0
東 京	13	12	2	1
神 奈 川	4	3	1	0
新 潟	6	4	0	0
山 梨	1	1	0	0
長 野	1	0	0	0
合 計	58	51	9	5

技能実習生からの申告受理状況
(関東地区)

(令和4年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	4	4	0	0
栃 木	0	0	0	0
群 馬	1	1	0	0
埼 玉	6	6	2	0
千 葉	9	5	6	0
東 京	7	5	2	1
神 奈 川	7	9	1	0
新 潟	0	1	0	0
山 梨	1	1	0	0
長 野	5	5	1	0
合 計	40	37	12	1

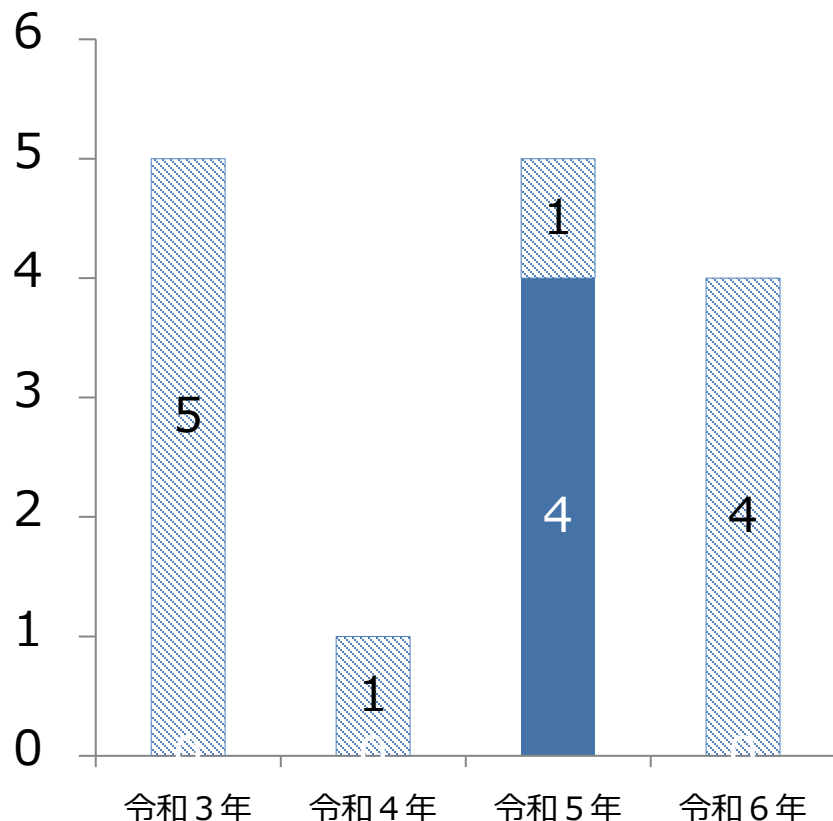
技能実習生からの申告受理状況 (関東地区)				
(令和5年1月～12月)				
局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	3	1	3	0
栃 木	3	1	2	0
群 馬	7	5	2	1
埼 玉	4	4	0	0
千 葉	13	10	2	0
東 京	15	13	2	1
神 奈 川	3	2	1	1
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	3	3	1	0
合 計	51	39	13	3

技能実習生からの申告受理状況 (関東地区)				
(令和6年1月～12月)				
局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	3	3	0	0
栃 木	5	4	0	0
群 馬	5	2	1	1
埼 玉	6	4	1	0
千 葉	6	6	0	0
東 京	12	11	1	1
神 奈 川	6	5	1	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	1	1	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	44	36	4	2

3 送検状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、関東地域の労働基準監督機関が送検した件数は4件であった。

■ 労働基準法・最低賃金法違反 ▨ 労働安全衛生法違反



- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例

労働者死傷病報告書による報告を懈怠した疑いで送検（労災かくし）

事案概要

- 新潟県に本社を置き、主に建設業を営む事業場。
- 令和5年10月23日、妙高市関山の温泉配管修繕工事現場において、同社の労働者（技能実習生）が作業中に左上腕二頭筋を断裂し、休業4日以上労働災害が発生したにも関わらず、遅滞なく、所轄の労働基準監督長に労働災害の発生状況などを記載した労働者死傷病報告を提出せず、法令で定める報告を遅滞なく行わなかったもの。

捜査結果

- 捜査の結果、休業4日以上労働災害が発生していたにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出していなかったことが認められたため、書類送検した。

送検条文

労働安全衛生法第100条第1項
労働安全衛生規則第97条第1項

技能実習生に係る送検件数(令和3年～令和6年)

局	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法
茨 城	0	0	0	0	1	0	0	1
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	1	0	0	0	0	0	0
千 葉	0	0	0	1	1	0	0	0
東 京	0	2	0	0	0	0	0	0
神 奈 川	0	0	0	0	1	1	0	2
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	1
山 梨	0	1	0	0	0	0	0	0
長 野	0	1	0	0	1	0	0	0
合 計	0	5	0	1	4	1	0	4

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。

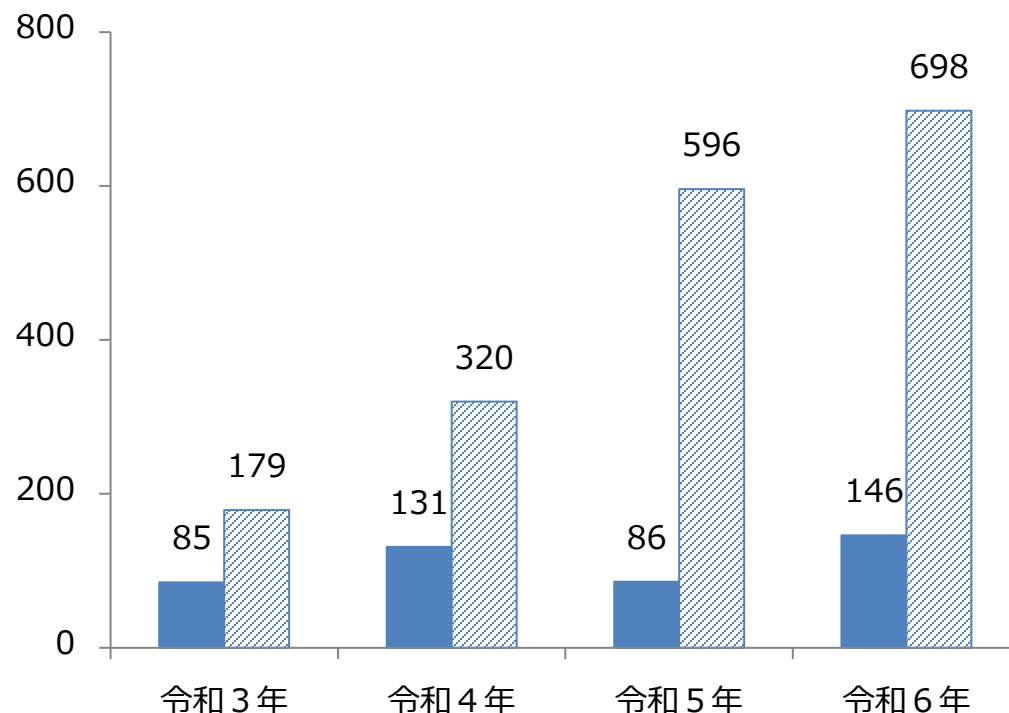
(2) 関東地区で労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は146件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は698件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
⇒労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
⇒出入国管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

(4) 監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。



■ 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ

▨ 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ

労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報件数（令和３年～令和６年）

（関東地区）

上段が労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報件数
下段が出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報件数

局	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
茨 城	20	22	12	37
	9	54	113	115
栃 木	4	7	5	1
	4	15	35	40
群 馬	8	13	12	16
	9	7	34	80
埼 玉	9	13	4	17
	13	38	108	140
千 葉	12	15	15	24
	8	31	86	119
東 京	21	16	11	17
	7	12	67	91
神奈川	4	5	10	10
	5	17	63	83
新 潟	4	1	3	6
	35	56	34	5
山 梨	3	3	4	9
	0	2	13	14
長 野	0	36	10	9
	89	88	43	11
合 計	85	131	86	146
	179	320	596	698

3. 労働局の取組

外国人労働者相談コーナーのご案内

東京労働局で10言語、新宿労働基準監督署で3言語の外国語による労働条件の相談を以下のとおり窓口・電話で受け付けております。

※窓口相談に来られる際は、事前に相談日時等について予約願います。

相談内容：賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等

相談時間：9：30～16：30（12:00～13:00を除く）

英 語	月・火・水・木・金	東京労働局 外国人特別相談・支援室 ☎03-5361-8728 160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 外国人在留支援センター内 JR線・東京メトロ南北線 四ツ谷駅徒歩1分 東京メトロ丸の内線 四ツ谷駅徒歩3分
中 国 語	月・火・水・木・金	
タ ガ ロ グ 語	月・火・水・木・金	
ベ ト ナ ム 語	月・火・木・金	
ネ パ ー ル 語	月・火・水・木・金	
インドネシア語	火 ・ 木	
カンボジア語 （クメール語）	水	
タ イ 語	火 ・ 木	新宿労働基準監督署 ☎03-5338-5582 169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎4階 J R 線 高田馬場駅 戸山口徒歩5分 西武新宿線 高田馬場駅 戸山口徒歩7分 東京メトロ東西線 高田馬場駅徒歩10分
ミ ャ ン マ ー 語	火 ・ 水 ・ 金	
モ ン ゴ ル 語	金	
英 語	月 ・ 火	
中 国 語	月・水・木・金	
韓 国 語	火・水・木・金	

外国人労働者向け相談ダイヤルのご案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに9.35円（税込）、携帯電話からは20秒ごとに11円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 （正午～午後1時は除く）	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語			0570-001705
ベトナム語			0570-001706
ミャンマー語	火・水・金		0570-001707
ネパール語	月～金		0570-001708
韓国語	火～金		0570-001709
タイ語	火・木		0570-001712
インドネシア語	火・木		0570-001715
カンボジア語 （クメール語）	水		0570-001716
モンゴル語	金		0570-001718

労働条件相談ほっとラインのご案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからも御利用いただけます。「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日(月～金) 午後5 時～午後1 0 時 ○土日・祝日 午前9 時～午後9 時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語	月～土		0120-531-403
スペイン語	木、金、土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土		0120-531-405
ベトナム語	火、水、金～日		0120-531-406
ミャンマー語	水、日		0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語			0120-613-801
タイ語	木、日		0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805



ご相談ください!

厚生労働省
東京労働局
外国人特別相談・支援室



外国人特別相談・支援室の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します!

外国人労働者の労務管理等に関する

無料 訪問支援の御案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場等に、職員が直接お伺いして相談・支援をさせていただいております。

この訪問支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください!

※ ウェブ会議システム「Microsoft Teams(チームズ)」を利用したリモートによる訪問支援も可能ですので、ご希望の方は遠慮なく申し付け下さい!

◎こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します◎

■外国人労働者の労務管理全般に関すること

- ・外国人を雇用したいけど、どんなことに気を付けなければならないの?
- ・今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

■外国人雇用特有の問題に関すること

- ・就かせても良い仕事といけない仕事は何を見れば分かるの?
- ・外国人向けの教材や講習機関を紹介してほしい。
- ・他社の好事例を紹介してほしい。

■労働基準法等に関すること

- ・外国人にも労働基準法は適用されるの?
- ・労働条件に日本人と差をつけても良い?
- ・外国語で書いた労働条件通知書のモデルがほしい!

■このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- ・働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること
- ・助成金の御案内



訪問支援を御希望の場合は、メールや電話でお申し込みください。

その他、ご不明な点がございましたら、外国人特別相談・支援室担当までお問合せください。

◆MAIL gaikoku-shien@mhlw.go.jp

◆TEL 03-5361-8728

※メールには以下の内容をご記入ください。

- ①会社名、②住所、③事業の種類、④外国人労働者数、⑤外国人労働者の在留資格、⑥ご担当者名、⑦連絡先(電話番号)、⑧リモートによる訪問支援の希望の有無、⑨希望日(第3希望までご記載ください)、⑩相談・支援を希望する内容

外国人労働者の労務管理等に関する

リモート支援のご案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場の方を対象に、リモートで相談・支援をさせていただいております。

このリモート支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではなく、こちらから労務管理に関する各種書類の提示を求めることも致しません。ご希望があった書類のみ確認するものです。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。

労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください。



対象事業場

外国人労働者を雇用する又は雇用を予定している事業場

実施方法

Microsoft Teams を用いたオンライン会議

申込方法

下記の内容を記載の上、メールでお申し込みください。

(送付先)

gaikoku-shien@mhlw.go.jp

(記載内容)

- ① 会社名
- ② 住所
- ③ 事業の種類
- ④ 外国人労働者数
- ⑤ 外国人労働者の在留資格
- ⑥ ご担当者名
- ⑦ 連絡先(電話番号)
- ⑧ 「リモート支援希望」とご記載ください
- ⑨ 希望日(第3希望までご記載ください)
- ⑩ 相談・支援を希望する内容

費用

無料です。

※ Microsoft Teams を使用する環境はご用意いただく必要があります。

相談・支援内容

下記のような内容について、相談・支援いたします。

- 外国人労働者の労務管理全般に関すること
 - ・何に気を付ければ良いか
 - ・今の管理方法で問題ないか
- 労働基準法等に関すること
 - ・労働基準監督署への届出について
 - ・労働条件に差を付けて良いのか
- 外国人雇用特有の問題に関すること
 - ・外国語の教材を紹介してほしい
 - ・どんなトラブルが多いのか

などなど



外国人特別相談・支援室

〒164-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー13階

外国人在留支援センター
FRES

外国人在留支援センター(FRES)内

TEL: 03-5361-8728 Mail: gaikoku-shien@mhlw.go.jp





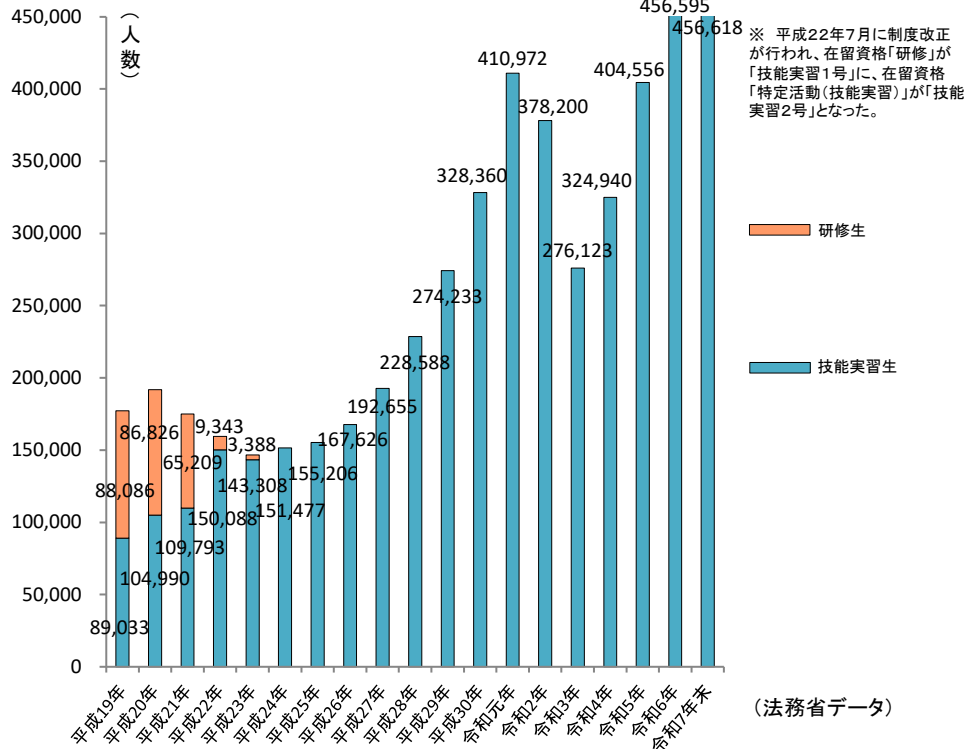
技能実習制度の現状と課題について

令和 8 年 6 月
東京出入国在留管理局

技能実習制度の現状

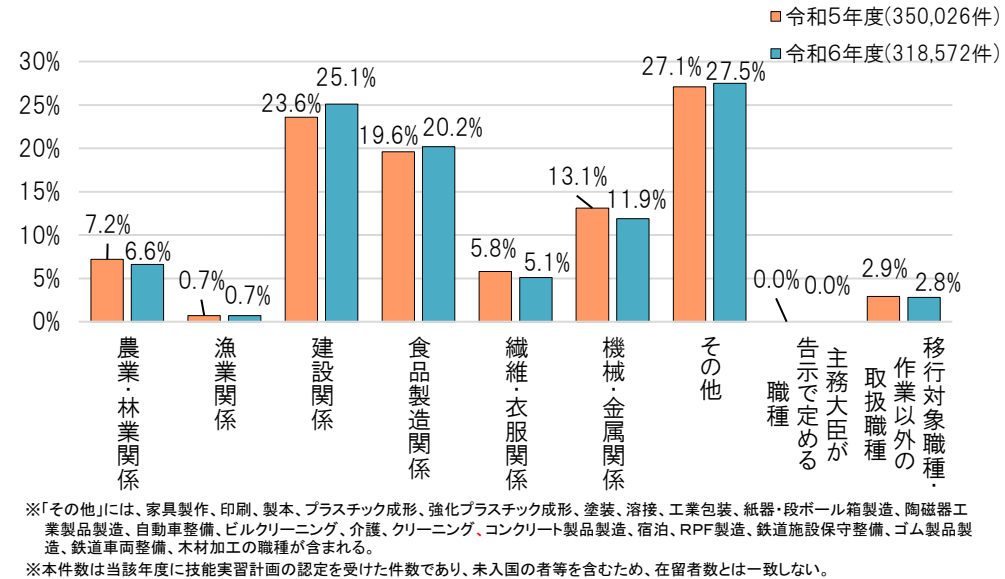
1 令和7年末の技能実習生の数は、456,618人

研修生・技能実習生の在留状況



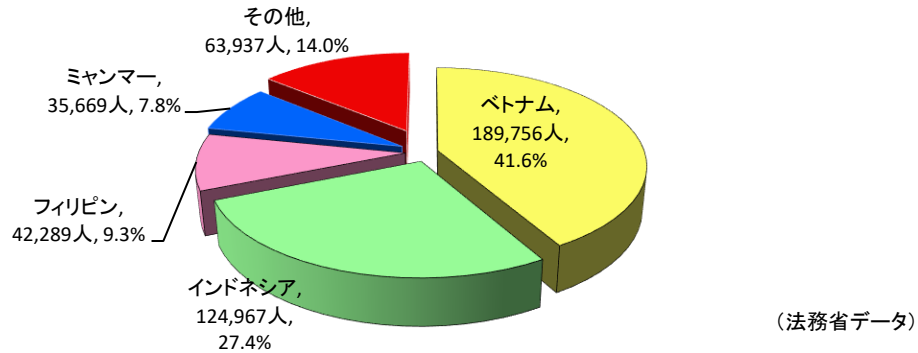
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。

職種別「計画認定件数(構成比)」



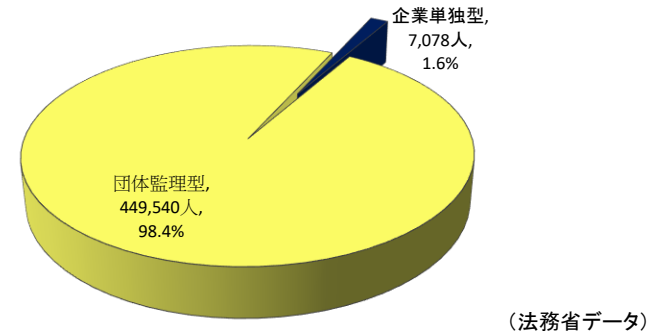
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

令和7年末 在留資格「技能実習」在留外国人国籍別構成比(%)



4 団体監理型の受入れが98.4%

令和7年末「技能実習」に係る受入形態別在留者数



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和7年末時点：456,618人）

1 農業・林業関係（3職種7作業）（28,798人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
耕種農業● (23,187人)	施設園芸	12,586
	畑作・野菜	10,094
	果樹	507
畜産農業● (5,484人)	養豚	1,222
	養鶏	1,898
	酪農	2,364
林業（127人）	育林・素材生産作業	127

2 漁業関係（2職種10作業）（2,950人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
漁船漁業● (1,299人)	かつお一本釣り漁業	277
	延縄漁業	49
	いか釣り漁業	90
	まき網漁業	485
	ひき網漁業	208
	刺し網漁業	40
	定置網漁業	106
	かに・えびかご漁業	41
	棒受網漁業△	3
	ほたてがい・まがき養殖	1,651

3 建設関係（22職種33作業）（113,680人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
さく井 (490人)	パーカッション式さく井工事	108
	ロータリー式さく井工事	382
建築板金 (2,626人)	ダクト板金	935
	内外装板金	1,691
冷凍空調機器施工（999人）	冷凍空調機器施工	999
建具製作（328人）	木製建具手加工	328
建築大工（4,384人）	大工工事	4,384
型枠施工（13,794人）	型枠工事	13,794
鉄筋施工（10,765人）	鉄筋組立て	10,765
とび（32,887人）	とび	32,887
石材施工 (489人)	石材加工	247
	石張り	242
タイル張り（850人）	タイル張り	850
かわらぶき（483人）	かわらぶき	483
左官（4,261人）	左官	4,261
配管 (4,903人)	建築配管	3,739
	プラント配管	1,164
熱絶縁施工（1,702人）	保温保冷工事	1,702
内装仕上げ施工 (6,416人)	プラスチック系床仕上げ工事	537
	カーベット系床仕上げ工事	226
	鋼製下地工事	944
	ボード仕上げ工事	3,982
サッシ施工（510人）	カーテン工事	727
	ビル用サッシ施工	510
防水施工（4,069人）	シーリング防水工事	4,069
コンクリート圧送施工（987人）	コンクリート圧送工事	987
ウェルポイント施工（33人）	ウェルポイント工事	33
表装（972人）	壁装	972
建設機械施工● (21,338人)	押土・整地	361
	積み込み	973
	掘削	14,866
	締固め	5,138
薬炉（394人）	薬炉	394

4 食品製造関係（11職種19作業）（92,526人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締●（479人）	缶詰巻締	479
	食鳥処理加工●（4,449人）	4,449
加熱性水産加工食品製造業● (5,786人)	節類製造	588
	加熱乾製品製造	990
	調味加工品製造	4,151
	くん製品製造	57

4 食品製造関係（11職種19作業）（続き）（人）		
職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業● (16,814人)	塩蔵品製造	6,693
	乾製品製造	2,092
水産練り製品製造（1,438人）	発酵食品製造	674
	調理加工品製造	568
	生食用加工品製造	6,787
	かまぼこ製品製造	1,438
牛豚食肉処理加工業● (4,419人)	牛豚部分肉製造	3,516
	牛豚精肉商品製造△	903
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（2,493人）	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,493
	バン製造	6,435
そう菜製造業●（44,432人）	そう菜加工	44,432
	農産物漬物製造業●△（797人）	797
医療・福祉施設給食製造●△（4,984人）	農産物漬物製造	797
	医療・福祉施設給食製造	4,984

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（24,346人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
紡績運転● (759人)	前紡工程	63
	精紡工程	235
織布運転● (1,175人)	巻糸工程	31
	合ねん糸工程	430
	準備工程	183
	製織工程	982
染色 (750人)	仕上工程	10
	系浸染	196
ニット製品製造 (312人)	織物・ニット浸染	554
	靴下製造	225
丸編みニット製造 (87人)	丸編みニット製造	87
たて編ニット生地製造●（196人）	たて編ニット生地製造	196
	婦人子供服製造（15,750人）	15,750
紳士服製造（1,145人）	紳士子供既製服縫製	1,145
	紳士既製服製造	1,145
下着類製造●（871人）	下着類製造	871
	寝具製作（421人）	421
カーベット製造●△ (164人)	寝具製作	421
	織じゅうたん製造	0
帆布製品製造（909人）	タフテッドカーベット製造	10
	ニードルパンチカーベット製造	154
布はく縫製（196人）	帆布製品製造	909
	ワイシャツ製造	196
座席シート縫製●（1,698人）	自動車シート縫製	1,698

6 機械・金属関係（17職種34作業）（57,327人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
鋳造 (3,378人)	鋳鉄鋳物鋳造	2,326
	非鉄金属鋳物鋳造	1,052
鍛造 (422人)	ハンマ型鍛造	129
	プレス型鍛造	293
ダイカスト (1,499人)	ホットチャンパダイカスト	132
	コールドチャンパダイカスト	1,367
機械加工 (9,700人)	普通旋盤	1,633
	フライス盤	1,478
金属プレス加工（8,494人）	数値制御旋盤	3,505
	マシニングセンタ	3,084
鉄工（5,513人）	金属プレス	8,494
	構造物鉄工	5,513
工場板金（4,019人）	機械板金	4,019
	めっき	2,211
電気めっき (2,727人)	溶融亜鉛めっき	516
	アルミニウム陽極酸化処理（407人）	407
仕上げ (2,248人)	陽極酸化処理	407
	治工具仕上げ	229
金型仕上げ (269人)	金型仕上げ	269
	機械組立仕上げ	1,750
機械検査（6,184人）	機械組立	1,750
	機械検査	6,184
機械保全（2,027人）	機械系保全	2,027
	電子機器組立て（7,248人）	7,248

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）（人）		
職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (2,178人)	回転電機組立て	289
	変圧器組立て	68
	配電盤・制御盤組立て	1,182
	開閉制御器具組立て	300
プリント配線板製造 (1,091人)	回転電機巻線製作	339
	プリント配線板設計	7
アルミニウム圧延・押出製品製造●△ (77人)	プリント配線板製造	1,084
	引抜き加工	2
金属熱処理業● (115人)	仕上げ	75
	全体熱処理	56
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	24
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	35

7 その他（21職種39作業）（128,922人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
家具製作（2,415人）	家具手加工	2,415
	オフセット印刷	1,213
印刷 (1,654人)	グラビア印刷●△	441
	製本（1,880人）	1,880
プラスチック成形 (19,688人)	圧縮成形	1,749
	射出成形	15,948
強化プラスチック成形（844人）	インフレーション成形	750
	ブロー成形	1,241
	手積み積層成形	844
	塗装	4,015
塗装 (15,049人)	金属塗装	6,436
	鋼橋塗装	713
	噴霧塗装	3,885
	手溶接	3,863
溶接● (22,342人)	半自動溶接	18,479
	工業包装（17,628人）	17,628
紙器・段ボール箱製造 (2,415人)	印刷箱打抜き	699
	印刷箱製箱	497
陶磁器工業製品製造● (225人)	貼箱製造	209
	段ボール箱製造	1,010
自動車整備●（6,257人）	機械ろくろ成形	56
	圧力鋳込み成形	57
ビルクリーニング（8,576人）	パッド印刷	112
	自動車整備	6,257
介護●（18,400人）	ビルクリーニング	8,576
	介護	18,400
クリーニング●△ (3,431人)	リネンサプライ仕上げ	3,345
	一般家庭用クリーニング	86
コンクリート製品製造●（2,462人）	コンクリート製品製造	2,462
	宿泊●△（2,830人）	2,830
RPF製造●（151人）	接客・衛生管理	151
	RPF製造	151
鉄道施設保守整備●（174人）	軌道保守整備	174
	ゴム製品製造●△	1,476
ゴム製品製造●△ (1,936人)	成形加工	250
	押出し加工	250
鉄道車両整備● (24人)	混練り圧延加工	129
	複合積層加工	81
木材加工●△（541人）	走行装置検修・解き装	22
	空気装置検修・解き装	2
	機械製材	541

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（117人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
空港グランドハンドリング● (115人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	53
ボイラーメンテナンス●△（2人）	客室清掃△	62
	ボイラーメンテナンス	2

9 非移行対象職種（7,952人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和7年末時点の速報値。（注3）職種・作業の項目は令和7年末時点。（注4）●の職種・作業：技能実習評価試験が実施されている職種・作業。（注5）△の職種・作業：3号の対象外である職種・作業。

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（94職種171作業）

1 農業・林業関係（3職種7作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸 畑作・野菜 果 樹
畜産農業●	養 豚 養 鶏 酪 農
林業	育林・素材生産作業

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業 延縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業 樺受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と び	と び
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り かわらぶき	タイル張り かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表 装	壁 装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘 削 締固め
築 炉	築 炉

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造 塩蔵品製造 乾製品製造 発酵食品製造 調理加工品製造 生食用加工品製造
非加熱性水産加工	水産練り製品製造
食品製造業●	牛豚食肉処理加工業● 牛豚部分肉製造 牛豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係（14職種23作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程 精紡工程 巻糸工程 合ねん糸工程
織布運転●	準備工程 製織工程 仕上工程
染 色	糸浸染 織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造 丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製
タオル製造●△	タオル縫製

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名
鑄 造	鑄鉄鋳物鑄造 非鉄金属鋳物鑄造
鍛 造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工型仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	引拔加工 仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理 表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化） 部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7 その他（23職種41作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印 刷	オフセット印刷 グラビア印刷●△
製 本	製 本
プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗 装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶 接●	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱製箱 貼箱製造 段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形 圧力鑄込み成形 バッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介 護●	介 護
クリーニング●△	リネンサプライ仕上げ 一般家庭用クリーニング
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工 押出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解ぎ装 空気装置検修・解ぎ装
木材加工●△	機械製材
かばん製造●△	かばん製造
化粧品製造●	仕上工程管理

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援 航空貨物取扱 客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注2）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

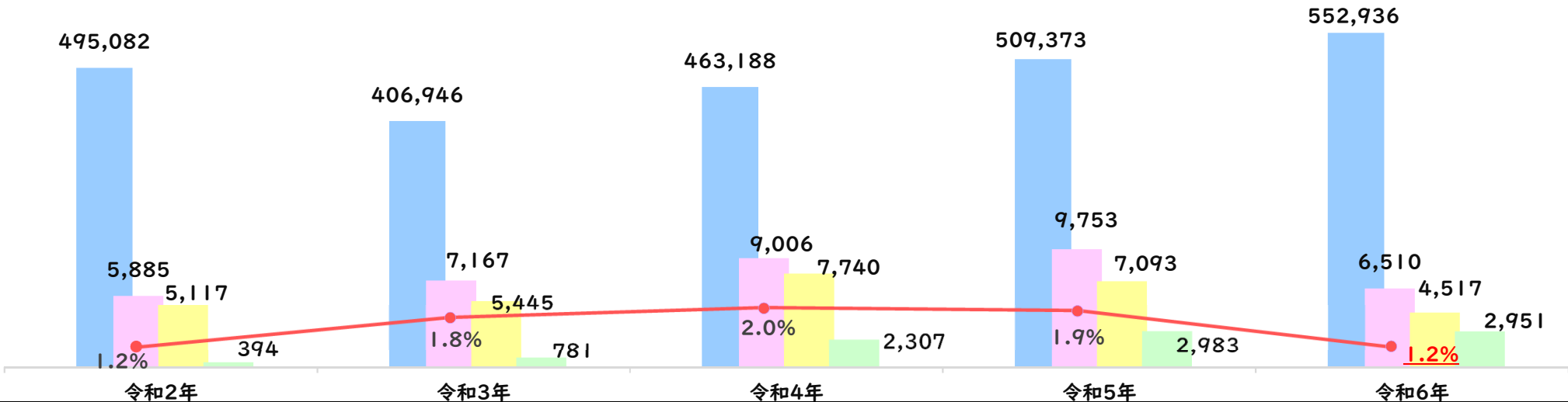
令和 8 年 3 月 27 日現在

	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	63	39	704	11, 075	15
平成 3 0 年度	1	0	8	151	1
令 和 元 年 度	4	0	23	244	2
令 和 2 年 度	13	2	77	1, 001	6
令 和 3 年 度	13	10	177	2, 080	6
令 和 4 年 度	12	15	114	1, 723	0
令 和 5 年 度	5	5	120	1, 403	0
令 和 6 年 度	6	0	55	2, 744	0
令 和 7 年 度	9	7	130	1, 729	0

技能実習生の失踪者数の推移（令和2年～令和6年）

- 令和6年における技能実習生の失踪者数は6,510人であり、前年から3,243人減少（33.3%減少）した。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は、令和6年は1.2%であり、前年から0.7ポイント低下した。
- 令和2年から令和6年までの技能実習生の失踪者計38,321人のうち、令和7年5月時点で所在が不明な者は9,416人となる。

■ 技能実習生数（※） ■ 失踪者数 ■ 3月以内に所在確認できた者を除いた数 ■ 各年の失踪者のうち、令和7年5月14日時点で所在が不明の数
●—● 技能実習生数に対する失踪者数の割合 ※ 前年末の在留技能実習生と当年に入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた技能実習生の合計人数

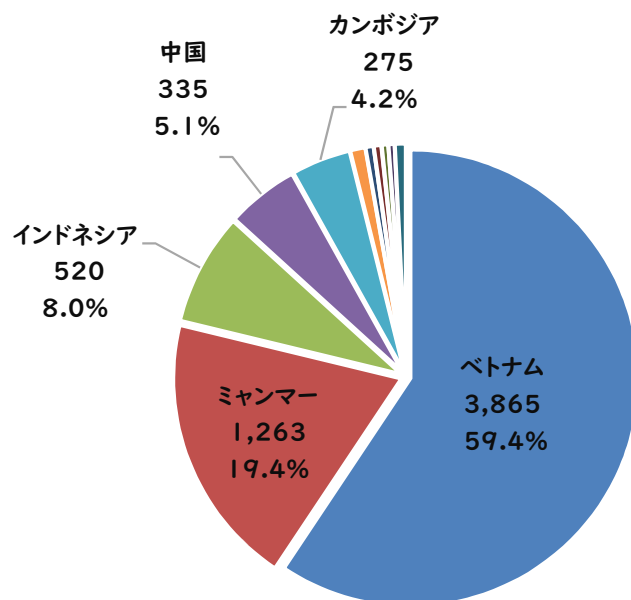


	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
総 計	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093	6,510(1.2%)	4,517
ベ ト ナ ム	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920	3,865(1.5%)	3,361
ミ ャ ン マ ー	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5	1,263(3.1%)	56
イ ン ド ネ シ ア	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611	520(0.5%)	423
中 国	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703	335(0.9%)	271
カ ン ボ ジ ア	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565	275(1.5%)	210
フィリピン	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69	70(0.1%)	56
タ イ	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30	37(0.2%)	30
バングラデシュ	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20	35(1.9%)	23
ウズベキスタン	3	2	3	3	26(10.0%)	22	63(15.4%)	59	31(7.6%)	27
スリランカ	23	18	7	5	12(0.9%)	10	30(1.5%)	27	28(1.0%)	24
そ の 他	47	42	45	39	82(1.3%)	72	100(1.1%)	84	51(0.5%)	329

- 失踪者の発生が多い上位5か国については、すべての国が令和5年と比較して失踪者数が減少。
- 依然としてベトナム人及びミャンマー人の割合が大きいですが、失踪者数は、両国ともに令和5年と比較し約30%減少。
- これまでの取組を着実に実施するとともに、失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握等に向け検討を進める。

令和6年国籍別失踪者数

失踪者 6,510人



上位5か国の失踪者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年対 前年増減率 (%)
ベトナム	3,741	4,772	6,016	5,481	3,865	-29.5
ミャンマー	250	447	607	1,765	1,263	-28.4
インドネシア	240	208	367	662	520	-21.5
中国	964	896	922	816	335	-58.9
カンボジア	494	667	829	694	275	-60.4

失踪防止に関する主な取組

技能実習生に関する取組

- 在外公館等の関係機関を通じた、来日前の確認事項やブローカーの勧誘に対する注意喚起を促すリーフレットによる周知
- ミャンマー人への緊急避難措置の運用見直し
→次ページ参照

送出国に関する取組等

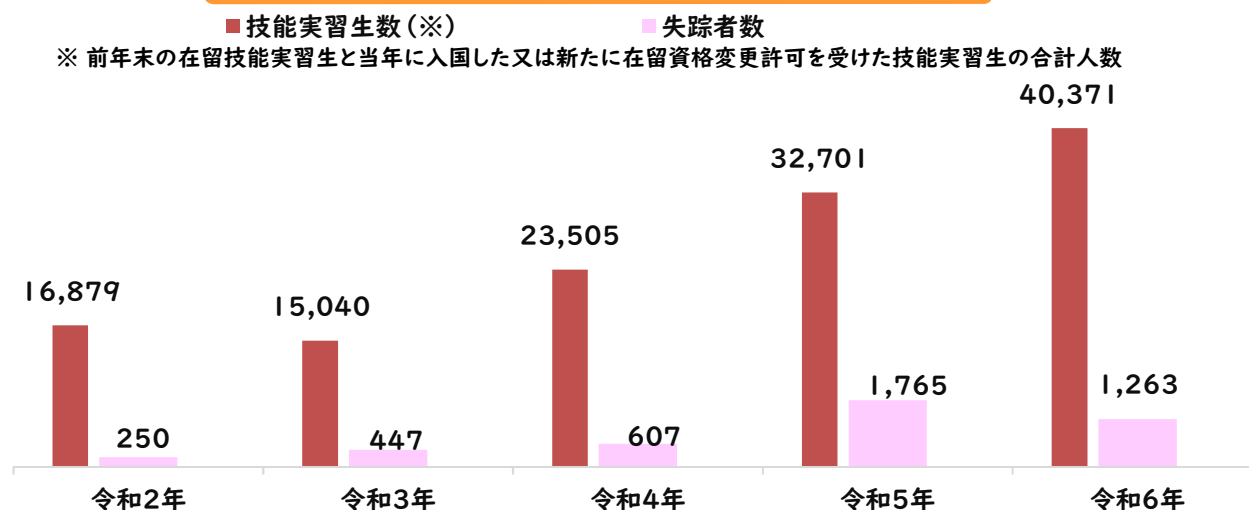
- 二国間取決めにに基づき、送出国に対して送出機関の適正化等の申入れ
- 失踪者の発生が著しい送出機関に対して新規受入れ停止措置の実施(ベトナム・カンボジア)
- ベトナム国内において、技能実習生の費用の負担額の低減に係る法令が施行(令和4年1月施行)

これまでの取組を着実に実施していくとともに、

- ・ 失踪動機及び失踪後の稼働状況のより詳細な把握
- ・ 失踪技能実習生等に関する送出国の関係機関との情報共有の検討を進める

- 令和6年のミャンマー人の技能実習生数は前年比23.5%増(40,371人)となったが、失踪者数は前年比28.4%減(1,263人)。
- ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直しを行った令和6年10月1日以降、ミャンマー人の失踪者は大幅に減少。

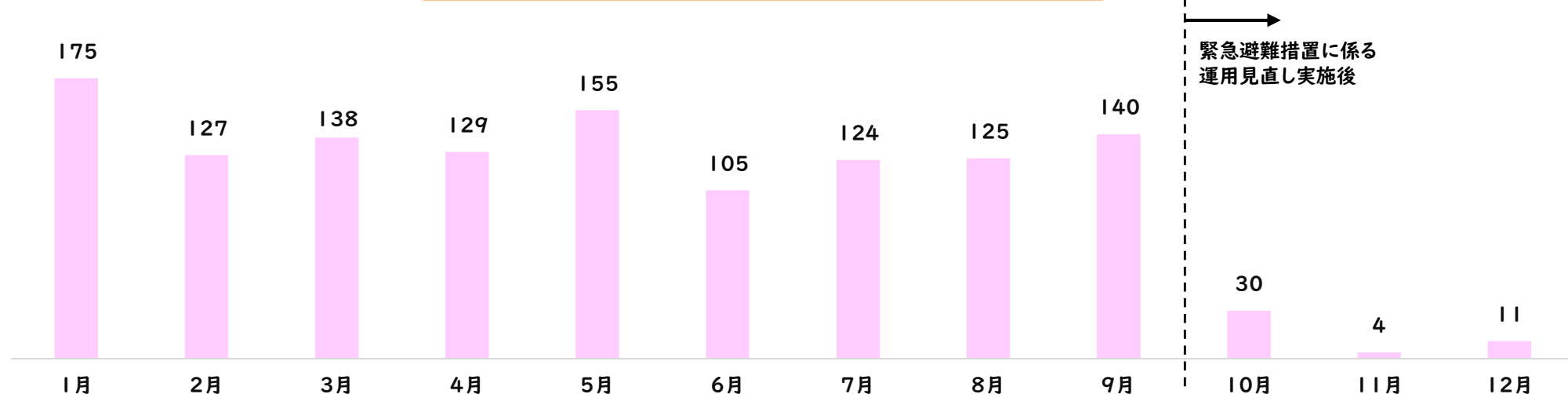
ミャンマー人失踪者数等の推移(令和2年～令和6年)



(参考)ミャンマー緊急避難措置に係る運用見直し

- 変更前
技能実習を修了していなくても、「特定活動」への在留資格変更を認める
- 変更後
技能実習を修了していない場合、原則として「特定活動」への在留資格変更を認めない
 - ・ 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった技能実習生については、技能実習継続が困難となった理由や監理団体等による実習先変更に係る必要な措置状況を説明させた上で可否を判断

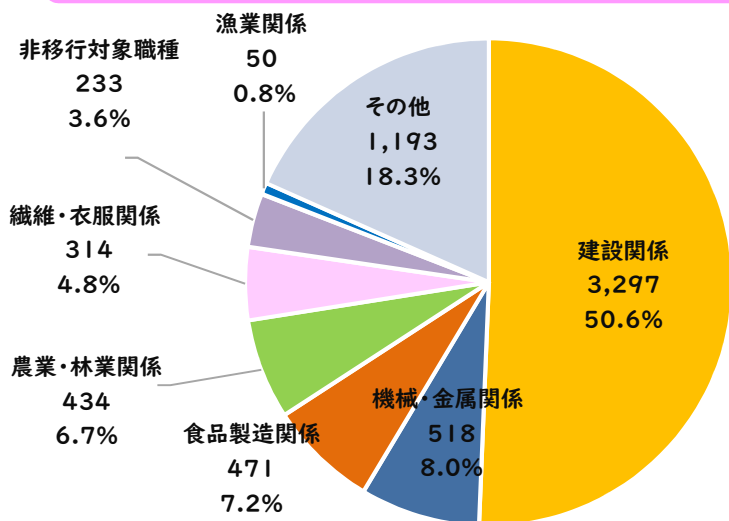
月別のミャンマー人失踪者数(令和6年)



職種別の失踪者の発生状況及び取組

- 令和6年における職種別の失踪者数について、令和5年の失踪者数との比較では、各職種関係で約30%から50%の減少。
- 失踪者数の職種別在留者数との比較では「建設関係」の割合が高い。
- 令和7年3月からは、主務省庁と事業協議会を組織する事業所管省庁において、更なる情報連携強化の取組を行っている。

令和6年職種別失踪者数

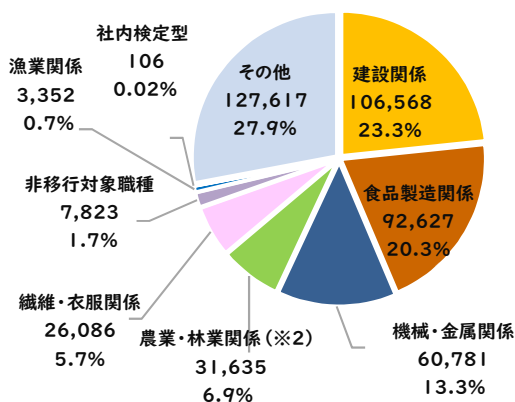


【参考1】令和5年の失踪者数との比較

	令和5年	令和6年	令和6年対前年増減率(%)
建設関係	4,593	3,297	-28.2
機械・金属関係	767	518	-32.5
食品製造関係	831	471	-43.3
農業・林業関係(※)	834	434	-48.0
繊維・衣服関係	462	314	-32.0
非移行対象職種	454	233	-48.7
漁業関係	97	50	-48.5
その他	1,713	1,193	-30.4

※ 林業職種は令和6年9月に移行対象職種に追加

【参考2】令和6年末在留資格「技能実習」在留者数(※1)



※1 在留者数は当庁HP掲載「職種・作業別・在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和6年末)から引用

※2 令和6年中における林業職種の在留者はなし

主務省庁における新たな取組

令和7年3月から、主務省庁(入管庁・厚生労働省)と事業所管省庁(農林水産省・経済産業省・国土交通省)との間で、情報連携に係る仕組みを構築・運用

- 技能実習生の受入れ機関の行政処分等に関する情報
- 失踪技能実習生の受入れ機関等に関する情報
- 不適正な受入れ疑いのある機関に関する情報

建設関係職種における取組

- 月給制導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化、受入人数枠の設定

技能実習計画の認定基準において、事業を所管する大臣が告示で定める上乗せ基準として規定

- 令和元年から令和6年までの失踪技能実習生数の累計は、合計47,117人。
- 47,117人のうち、失踪後の出入国在留管理上の手続により、37,193人(78.9%)の所在が確認されている。

令和7年5月14日現在

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能 実習生数(①)	所在確認が できた者 (②)	所在確認を行った出入国在留管理上の手続					率 (②／①)	所在が 不明の者
			出国手続	うち退去強制 手続 による出国	退去強制手続	在留手続	その他(注2)		
令和6年	6,510	3,559	1,951	673	82	1,476	50	54.7%	2,951
令和5年	9,753	6,770	4,508	2,408	82	2,146	34	69.4%	2,983
令和4年	9,006	6,699	5,735	3,899	65	873	26	74.4%	2,307
令和3年	7,167	6,386	5,132	3,410	99	1,137	18	89.1%	781
令和2年	5,885	5,491	4,634	2,449	105	745	7	93.3%	394
令和元年	8,796	8,288	7,383	4,268	127	771	7	94.2%	508
合計	47,117	37,193	29,343	17,107	560	7,148	142	78.9%	9,924

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。

(注2)「その他」には、難民認定手続において所在確認できた者(他の手続欄に計上されているものを除く)等が含まれる。

【参考2】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

○ 令和6年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、在留者数と比較すると、「東京都」の割合が高い。

都 道 府 県	失踪者数・・・A (令和6年)	【参考】		都 道 府 県	失踪者数・・・A (令和6年)	【参考】	
		A÷B	在留者数・・・B			A÷B	在留者数・・・B
北海道	179	1.0%	17,532	滋賀県	68	1.0%	6,674
青森県	74	② 2.2%	3,296	京都府	96	1.4%	6,730
岩手県	33	0.9%	3,854	大阪府	② 472	④ 2.1%	22,960
宮城県	105	1.8%	5,975	兵庫県	209	1.4%	15,238
秋田県	22	1.1%	1,942	奈良県	50	1.4%	3,478
山形県	50	1.7%	3,030	和歌山県	35	1.6%	2,181
福島県	69	1.2%	5,562	鳥取県	20	1.0%	1,954
茨城県	255	1.4%	18,833	島根県	19	0.8%	2,351
栃木県	109	1.2%	9,081	岡山県	168	1.6%	10,350
群馬県	141	1.2%	11,949	広島県	233	1.4%	16,696
埼玉県	⑤ 328	1.3%	25,332	山口県	73	1.3%	5,810
千葉県	315	1.3%	23,713	徳島県	48	1.5%	3,109
東京都	③ 428	① 2.5%	17,013	香川県	78	1.2%	6,431
神奈川県	④ 334	1.7%	19,206	愛媛県	85	1.1%	7,643
新潟県	77	1.4%	5,536	高知県	25	1.1%	2,295
富山県	73	1.1%	6,612	福岡県	314	1.8%	17,858
石川県	63	1.1%	5,710	佐賀県	43	1.1%	3,806
福井県	75	1.5%	5,060	長崎県	64	1.6%	4,039
山梨県	67	② 2.2%	3,074	熊本県	96	0.9%	10,322
長野県	88	1.3%	6,859	大分県	75	1.4%	5,511
岐阜県	199	1.2%	16,151	宮崎県	62	1.3%	4,913
静岡県	204	1.2%	16,919	鹿児島県	127	1.7%	7,430
愛知県	① 585	1.4%	40,621	沖縄県	73	④ 2.1%	3,491
三重県	104	0.9%	11,991	総計	6,510	1.4%	456,121

(注1) 実習実施者が所在する都道府県

(注2) 在留者数は、令和6年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

技能実習生の失踪者数の推移（令和2年～令和6年）

【速報値】

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和6年失踪者数の対前年増減率（%）
		3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）		3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）		3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）		3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）		3月以内に所在確認ができた者を除いた数（注2）	
総 数	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006	7,740	9,753	7,093	6,510	4,517	-33.3
ベ ト ナ ム	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016	5,488	5,481	4,920	3,865	3,361	-29.5
ミ ャ ン マ ー	250	149	447	108	607	35	1,765	5	1,263	56	-28.4
イ ン ド ネ シ ア	240	223	208	191	367	357	662	611	520	423	-21.5
中 国	964	868	896	749	922	848	816	703	335	271	-58.9
カ ン ボ ジ ア	494	343	667	491	829	773	694	565	275	210	-60.4
フ ィ リ ピ ン	48	38	47	40	70	64	84	69	70	56	-16.7
タ イ	62	58	74	71	70	67	38	30	37	30	-2.6
バ ン グ ラ デ シ ュ	13	5	1	1	5	4	20	20	35	23	75.0
ウ ズ ベ キ ス タ ン	3	2	3	3	26	22	63	59	31	27	-50.8
ス リ ラ ン カ	23	18	7	5	12	10	30	27	28	24	-6.7
そ の 他	47	42	45	39	82	72	100	84	51	36	-49.0

（注1） 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。

（注2） 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和2年)

【速報値】

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在確認ができた者を除いた数(注2)
農業関係	1	耕種農業	544	469
	2	畜産農業	101	96
		小計	645	565
漁業関係	3	漁船漁業	8	7
	4	養殖業	54	49
		小計	62	56
建設関係	5	さく井	5	3
	6	建築板金	44	42
	7	冷凍空調機器施工	17	14
	8	建具製作	3	3
	9	建築大工	126	118
	10	型枠施工	312	270
	11	鉄筋施工	313	288
	12	とび	979	869
	13	石材施工	16	15
	14	タイル張り	26	21
	15	かわらぶき	22	21
	16	左官	82	70
	17	配管	110	94
	18	熱絶縁施工	11	10
	19	内装仕上げ施工	131	118
	20	サッシ施工	13	13
	21	防水施工	106	97
	22	コンクリート圧送施工	34	30
	23	ウエルポイント施工	0	0
	24	表装	14	10
	25	建設機械施工	322	284
	26	築炉	7	7
		小計	2,693	2,397
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工業	30	28
	29	加熱性水産加工食品製造業	60	53
	30	非加熱性水産加工食品製造業	147	129
	31	水産練り製品製造	16	15
	32	牛豚食肉処理加工業	29	25
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	18
	34	パン製	16	13
	35	そう菜製	180	146
	36	農産物漬物製造業	3	3
	37	医療・福祉施設給食製造	0	0
		小計	507	435
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	14
	39	織布運転	20	17
	40	染色	10	6
	41	ニット製品製造	14	12
	42	たて編ニット生地製造	4	4
	43	婦人子供服製造	249	198
	44	紳士服製造	18	14
	45	下着類製造	4	4
	46	寝具製作	2	2
	47	カーペット製造	1	1
	48	帆布製品製造	14	14
	49	布はく縫製	4	4
	50	座席シート縫製	23	18
		小計	381	308
機械・金属関係	51	鋳造	36	33
	52	鍛造	0	0
	53	ダイカスト	9	8
	54	機械加工	78	65
	55	金属プレス加工	71	63
	56	鉄工	58	50
	57	工場板金	29	25
	58	めっき	15	13
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	4
	60	仕上	17	13
	61	機械検査	32	28
	62	機械保全	23	20
	63	電子機器組立て	59	50
	64	電気機器組立て	16	15
	65	プリント配線板製造	7	5
		小計	454	392
その他	66	家具製作	23	20
	67	印刷	9	8
	68	製本	11	9
	69	プラスチック成形	114	99
	70	強化プラスチック成形	8	5
	71	塗装	212	186
	72	溶接	281	239
	73	工業包装	101	88
	74	紙器・段ボール箱製造	30	21
	75	陶磁器工業製品製造	6	5
	76	自動車整備	27	25
	77	ビルクリーニング	53	45
	78	介護	7	6
	79	リネンサブライ	17	15
	80	コンクリート製品製造	0	0
	81	宿泊	0	0
		小計	899	771
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0	0
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	193
合 計			5,885	5,117

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国留管理上の手続により所在を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和3年)

【速報値】

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在確認ができた者を除いた数(注2)
農業関係	1	耕種農業	587	475
	2	畜産農業	91	65
		小計	678	540
	3	漁船漁業	5	4
漁業関係	4	養殖業	50	44
		小計	55	48
建設関係	5	さく井	10	10
	6	建築板金	60	45
	7	冷凍空気調和機器施工	25	18
	8	建築器具製作	6	6
	9	建築大工	157	106
	10	型枠施工	477	366
	11	鉄筋施工	394	309
	12	とび	1,527	1,163
	13	石材施工	18	12
	14	タイル張り	32	24
	15	かわらぶき	26	24
	16	左官	94	74
	17	配管	125	102
	18	熱絶縁施工	28	17
	19	内装仕上げ施工	165	125
	20	サッシ施工	15	11
	21	防水施工	149	111
	22	コンクリート圧送施工	40	33
	23	ウェルポイント施工	2	2
	24	表装	26	17
	25	建設機械施工	453	325
	26	築炉	9	8
		小計	3,838	2,908
食品製造関係	27	缶詰巻締	9	6
	28	食鳥処理加工業	29	22
	29	加熱性水産加工食品製造業	70	56
	30	非加熱性水産加工食品製造業	144	104
	31	水産練り製品製造	11	7
	32	牛豚食肉処理加工業	19	15
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	11	9
	34	パン製造	21	15
	35	そう菜製造業	175	120
	36	農産物漬物製造業	3	1
	37	医療・福祉施設給食製造	6	6
		小計	498	361
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	5
	39	織布運転	24	19
	40	染色	5	4
	41	ニット製品製造	11	6
	42	たて編ニット生地製造	3	3
	43	婦人子供服製造	277	220
	44	紳士服製造	19	15
	45	下着類製造	6	4
	46	寝具製作	7	6
	47	カーペット製造	0	0
	48	帆布製品製造	20	19
	49	布はく縫製	5	5
	50	座席シート縫製	23	12
		小計	409	318
機械・金属関係	51	鋳造	44	34
	52	鍛造	1	1
	53	ダイカスト	11	11
	54	機械加工	73	59
	55	金属プレス加工	63	47
	56	鉄工	84	67
	57	工場板金	23	17
	58	めっき	21	19
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	1
	60	仕上げ	25	19
	61	機械検査	36	22
	62	機械保全	24	15
	63	電子機器組立て	38	29
	64	電気機器組立て	14	8
	65	プリント配線板製造	3	2
		小計	461	351
その他	66	家具製作	32	26
	67	印刷	22	15
	68	製本	8	3
	69	プラスチック成形	122	90
	70	強化プラスチック成形	27	20
	71	塗装	263	200
	72	溶接	354	275
	73	工業包装装	132	96
	74	紙器・段ボール箱製造	26	18
	75	陶磁器工業製品製造	5	5
	76	自動車整備	43	38
	77	ビルクリーニング	74	52
	78	介護	23	14
	79	リネンサブライ	16	13
	80	コンクリート製品製造	9	8
	81	宿泊	0	0
	82	RPF製造	0	0
	83	鉄道施設保守整備	0	0
	84	ゴム製品製造	0	0
		小計	1,156	873
社内検定型	85	空港グランドハンドリング	0	0
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	46
合 計			7,167	5,445

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和4年)

【速報値】

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在確認ができた者を除いた数(注2)
農業関係	1	耕種農業	779	660
	2	畜産農業	169	142
		小計	948	802
漁業関係	3	漁船漁業	14	12
	4	養殖漁業	79	75
		小計	93	87
建設関係	5	さく井	26	24
	6	建築板金	99	94
	7	冷凍空調機器施工	31	26
	8	建具製作	7	6
	9	建築大工	142	118
	10	型枠施工	593	535
	11	鉄筋施工	438	389
	12	とび	1,785	1,525
	13	石材施工	21	18
	14	タイル張り	43	38
	15	かわらぶき	24	24
	16	左官	147	134
	17	配管	173	151
	18	熱絶縁施工	49	47
	19	内装仕上げ施工	199	168
	20	サッシ施工	17	12
	21	防水施工	170	140
	22	コンクリート圧送施工	49	46
	23	ウェルポイント施工	4	4
	24	表装	26	19
	25	建設機械施工	666	559
	26	築炉	8	6
		小計	4,717	4,083
食品製造関係	27	缶詰巻締	7	5
	28	食鳥処理加工業	33	26
	29	加熱性水産加工食品製造業	103	87
	30	非加熱性水産加工食品製造業	173	145
	31	水産練り製品製造	15	12
	32	牛豚食肉処理加工業	29	27
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	22	22
	34	パン製造	46	40
	35	そう菜製品製造業	251	199
	36	農産物漬物製造業	4	4
	37	医療・福祉施設給食製造	14	13
		小計	697	580
繊維・衣服関係	38	紡績運転	4	4
	39	織布運転	18	17
	40	染色	8	6
	41	ニット製品製造	9	9
	42	たて編ニット生地製造	6	5
	43	婦人子供服製造	240	208
	44	紳士服製造	13	12
	45	下着類製造	12	11
	46	寝具製作	9	8
	47	カーペット製造	2	2
	48	帆布製品製造	14	13
	49	布はく縫製	8	2
	50	座席シート縫製	31	31
		小計	374	328
機械・金属関係	51	鋳造	43	33
	52	鍛造	0	0
	53	ダイカスト	11	10
	54	機械加工	93	81
	55	金属プレス加工	72	61
	56	鉄工	103	94
	57	工場板金	53	46
	58	めっき	33	27
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	2
	60	仕上げ	23	17
	61	機械検査	30	28
	62	機械保全	23	20
	63	電子機器組立て	33	27
	64	電気機器組立て	23	19
	65	プリント配線板製造	4	3
		小計	546	468
その他	66	家具製作	36	31
	67	印刷	24	21
	68	製本	13	12
	69	プラスチック成形	149	125
	70	強化プラスチック成形	16	11
	71	塗装	336	282
	72	溶接	435	387
	73	工業包装装	165	142
	74	紙器・段ボール箱製造	25	21
	75	陶磁器工業製品製造	6	6
	76	自動車整備	57	48
	77	ビルクリーニング	93	75
	78	介護	75	40
	79	リネンサブライ	23	23
	80	コンクリート製品製造	33	33
	81	宿泊	3	3
	82	RPF製造	0	0
	83	鉄道施設保守整備	0	0
	84	ゴム製品製造	1	1
	85	鉄道車両整備	0	0
		小計	1,490	1,261
社内検定型	86	空港グランドハンドリング	0	0
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	141	131
		合計	9,006	7,740

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和5年)

〔速報値〕

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在確認ができた者を除いた数(注2)	
農業関係	1	耕種農業	685	505
	2	畜産農業	149	114
		小計	834	619
漁業関係	3	漁船漁業	18	16
	4	養殖業	79	69
		小計	97	85
建設関係	5	さく井	15	8
	6	建築板金	106	86
	7	冷凍空気調和機器施工	29	24
	8	建具製作	6	6
	9	建築大工	149	105
	10	型枠施工	516	387
	11	鉄筋施工	453	304
	12	とび	1,614	1,079
	13	石材施工	13	11
	14	タイル張り	32	23
	15	かわらぶき	28	21
	16	左官	168	116
	17	配管	185	136
	18	熱絶縁施工	35	22
	19	内装仕上げ施工	164	124
	20	サッシ施工	16	13
	21	防水施工	195	139
	22	コンクリート圧送施工	71	44
	23	ウエルポイント施工	1	1
	24	表装	24	19
	25	建設機械施工	768	539
	26	築炉	5	2
		小計	4,593	3,209
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工業	36	28
	29	加熱性水産加工食品製造業	97	80
	30	非加熱性水産加工食品製造業	233	156
	31	水産練り製品製造業	19	16
	32	牛豚食肉処理加工業	63	42
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	14	11
	34	パン製造業	26	21
	35	そう菜製造業	299	233
	36	農産物漬物製造業	6	6
	37	医療・福祉施設給食製造業	32	23
		小計	831	621
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	4
	39	織布運転	18	14
	40	染色	5	4
	41	ニット製品製造業	8	8
	42	たて編ニット生地製造業	2	2
	43	婦人子供服製造業	300	216
	44	紳士服製造業	27	9
	45	下着類製造業	12	12
	46	寝具製作	17	15
	47	カーベット製造業	2	1
	48	帆布製品製造業	28	20
	49	布はく縫製業	6	5
	50	座席シート縫製業	28	21
		小計	462	331
機械・金属関係	51	鋳造	70	47
	52	鍛造	8	2
	53	ダイカスト	12	10
	54	機械加工工	152	117
	55	金属プレス加工工	109	91
	56	鉄工	98	86
	57	工場板金	52	43
	58	めっき	44	30
	59	アルミニウム陽極酸化処理	7	3
	60	仕上	48	39
	61	機械検査	56	38
	62	機械保全	23	16
	63	電子機器組立て	67	43
	64	電気機器組立て	10	9
	65	プリント配線板製造業	11	10
	66	アルミニウム圧延・押出製品製造業	0	0
	67	金属熱処理業	0	0
		小計	767	584
その他	68	家具製作	54	40
	69	印刷	36	29
	70	製本	29	24
	71	プラスチック成形	179	141
	72	強化プラスチック成形	14	13
	73	塗装	342	249
	74	溶接	442	367
	75	工業包装	225	170
	76	紙器・段ボール箱製造業	38	30
	77	陶磁器工業製品製造業	3	3
	78	自動車整備	69	53
	79	ビルクリーニング	81	48
	80	介護	121	22
	81	リネンサブライ	22	18
	82	コンクリート製品製造業	36	31
	83	宿泊	9	4
	84	RPF製造業	4	4
	85	鉄道施設保守整備	2	2
	86	ゴム製品製造業	7	6
	87	鉄道車両整備	0	0
	88	木材加工工	0	0
		小計	1,713	1,254
社内検定型	89	空港グランドハンドリング	2	1
	90	ボイラーメンテナン	0	0
		小計	2	1
非移行対象職種	91	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	454	389
合 計			9,753	7,093

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。

(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国留管理上の手続により所在を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和6年)

【速報値】

	番号	職種	人数		対前年 増減率 (%)
			3月以内に所在確認が できた者を除いた数(注2)		
農業・林業関係	1	耕種農業	359	250	-47.6
	2	畜産農業	75	47	-49.7
	3	林業	0	0	-
		小計	434	297	-48.0
漁業関係	4	漁業	1	1	-94.4
	5	養殖業	49	42	-38.0
		小計	50	43	-48.5
建設関係	6	さく井	7	3	-53.3
	7	建築板金	76	56	-28.3
	8	冷凍空調機器施工	14	9	-51.7
	9	建築器具製作	0	0	-100.0
	10	建築大工	104	72	-30.2
	11	型枠施工	341	240	-33.9
	12	鉄筋施工	346	251	-23.6
	13	とび	1,223	856	-24.2
	14	石材施工	18	9	38.5
	15	タイル張り	20	14	-37.5
	16	かわらぶき	23	19	-17.9
	17	左官	114	79	-32.1
	18	配管	127	88	-31.4
	19	熱絶縁施工	48	32	37.1
	20	内装仕上げ施工	100	67	-39.0
	21	サッシ施工	10	6	-37.5
	22	防水施工	114	75	-41.5
	23	コンクリート圧送施工	46	22	-35.2
	24	ウエルポイント施工	0	0	-100.0
	25	表装	21	16	-12.5
	26	建設機械施工	542	361	-29.4
	27	築炉	3	2	-40.0
		小計	3,297	2,277	-28.2
食品製造関係	28	缶詰巻締	1	1	-83.3
	29	食鳥処理加工業	17	8	-52.8
	30	加熱性水産加工食品製造業	53	35	-45.4
	31	非加熱性水産加工食品製造業	133	86	-42.9
	32	水産練り製品製造	11	7	-42.1
	33	牛豚食肉処理加工業	29	19	-54.0
	34	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	17	13	21.4
	35	パン製造	16	8	-38.5
	36	そう菜製造業	162	104	-45.8
	37	農産物漬物製造業	4	2	-33.3
	38	医療・福祉施設給食製造	28	9	-12.5
		小計	471	292	-43.3
繊維・衣服関係	39	紡績運転	6	1	-33.3
	40	織希運転	15	7	-16.7
	41	染色	3	3	-40.0
	42	ニット製品製造	4	2	-50.0
	43	たて編ニット生地製造	1	1	-50.0
	44	婦人子供服製造	225	144	-25.0
	45	紳士服製造	12	7	-55.6
	46	下着類製造	10	7	-16.7
	47	寝具製作	3	1	-82.4
	48	カーベット製造	3	3	50.0
	49	帆布製品製造	12	12	-57.1
	50	布はく縫製	2	1	-66.7
	51	座席シート縫製	18	13	-35.7
		小計	314	202	-32.0
機械・金属関係	52	鋳造	40	26	-42.9
	53	鍛造	6	2	-25.0
	54	ダイカスト	10	9	-16.7
	55	機械加工	94	72	-38.2
	56	金属プレス加工	75	59	-31.2
	57	鉄工	74	57	-24.5
	58	工場板金	36	28	-30.8
	59	めっき	36	19	-18.2
	60	アルミニウム陽極酸化処理	6	1	-14.3
	61	仕上	19	15	-60.4
	62	機械検査	45	30	-19.6
	63	機械保全	22	14	-4.3
	64	電子機器組立て	42	34	-37.3
	65	電気機器組立て	8	7	-20.0
	66	プリント配線板製造	5	4	-54.5
	67	アルミニウム圧延・押出製品製造	0	0	-
	68	金属熱処理業	0	0	-
		小計	518	377	-32.5
その他	69	家具製作	32	24	-40.7
	70	印刷	24	20	-33.3
	71	製本	19	14	-34.5
	72	プラスチック成形	104	74	-41.9
	73	強化プラスチック成形	16	12	14.3
	74	塗装	283	203	-17.3
	75	溶接	330	256	-25.3
	76	工業包装	121	87	-46.2
	77	紙器・段ボール箱製造	14	10	-63.2
	78	陶磁器工業製品製造	0	0	-100.0
	79	自動車整備	52	40	-24.6
	80	ビルクリーニング	54	32	-33.3
	81	介護	64	15	-47.1
	82	リネンサブライ	11	8	-50.0
	83	コンクリート製品製造	32	18	-11.1
	84	宿泊	19	8	111.1
	85	RPF製造	3	3	-25.0
	86	鉄道施設保守整備	1	1	-50.0
	87	ゴム製品製造	13	6	85.7
	88	鉄道車両整備	1	0	-
	89	木材加工	0	0	-
		小計	1,193	831	-30.4
社内検定型	90	空港グランドハンドリング	0	0	-100.0
	91	ボイラーメンテナンス	0	0	-
		小計	0	0	-100.0
非移行対象職種	92	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	233	198	-48.7
合 計			6,510	4,517	-33.3

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難届出書が提出された者を集計したもの。

(注2) 技能実習実施困難届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

都道府県別技能実習生の失踪者数

【速報値】

都道府県名	令和2年	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和6年失踪者数の 対前年増減率 (%)
		3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	3月以内に所在確認 ができた者を除いた 数(注3)	
総 計	5,885	7,167	5,445	9,006	7,740	9,753	7,093	6,510	4,517	-33.3
北海道	154	192	150	300	248	316	212	179	107	-43.4
青森県	44	52	39	85	74	89	67	74	32	-16.9
岩手県	31	38	27	61	54	97	44	33	14	-66.0
宮城県	66	55	43	84	70	100	64	105	57	5.0
秋田県	24	39	35	25	20	37	30	22	17	-40.5
山形県	46	49	38	74	61	65	57	50	32	-23.1
福島県	57	77	51	88	81	115	82	69	47	-40.0
茨城県	320	417	334	405	362	394	292	255	184	-35.3
栃木県	94	131	110	134	119	158	116	109	82	-31.0
群馬県	157	152	118	190	171	213	178	141	114	-33.8
埼玉県	382	397	307	509	442	482	380	328	250	-32.0
千葉県	357	384	288	466	405	516	355	315	218	-39.0
東京都	367	385	281	588	491	598	429	428	302	-28.4
神奈川県	275	336	266	405	346	455	315	334	237	-26.6
新潟県	54	61	48	103	88	122	92	77	52	-36.9
富山県	100	144	120	106	95	162	136	73	49	-54.9
石川県	90	77	53	128	112	115	92	63	46	-45.2
福井県	101	103	78	108	97	103	74	75	57	-27.2
山梨県	31	38	32	58	52	68	48	67	34	-1.5
長野県	89	100	87	144	119	130	97	88	62	-32.3
岐阜県	208	215	181	297	263	279	208	199	158	-28.7
静岡県	140	188	144	262	226	311	228	204	142	-34.4
愛知県	517	572	444	761	621	783	555	585	448	-25.3
三重県	134	141	102	161	125	145	106	104	81	-28.3
滋賀県	64	56	43	71	61	124	74	68	45	-45.2
京都府	94	76	60	101	92	132	109	96	70	-27.3
大阪府	307	454	321	585	496	730	535	472	339	-35.3
兵庫県	135	208	153	283	248	279	212	209	143	-25.1
奈良県	37	63	48	68	60	63	41	50	28	-20.6
和歌山県	23	28	16	41	36	36	25	35	23	-2.8
鳥取県	15	32	23	38	33	57	44	20	10	-64.9
島根県	35	37	25	40	35	30	22	19	12	-36.7
岡山県	109	183	132	221	200	187	138	168	120	-10.2
広島県	198	234	169	316	290	397	328	233	178	-41.3
山口県	66	97	70	98	90	142	114	73	47	-48.6
徳島県	31	81	61	78	71	77	58	48	36	-37.7
香川県	64	80	54	115	99	126	80	78	46	-38.1
愛媛県	71	133	90	142	126	136	107	85	58	-37.5
高知県	20	36	28	33	30	50	40	25	18	-50.0
福岡県	247	350	283	389	324	463	300	314	192	-32.2
佐賀県	30	47	35	49	36	68	48	43	33	-36.8
長崎県	59	78	52	101	93	107	68	64	39	-40.2
熊本県	156	133	96	183	145	221	147	96	66	-56.6
大分県	68	82	50	115	102	127	96	75	60	-40.9
宮崎県	72	88	64	117	97	102	70	62	33	-39.2
鹿児島県	92	121	96	163	138	168	124	127	51	-24.4
沖縄県	54	127	100	117	96	78	56	73	48	-6.4

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの。

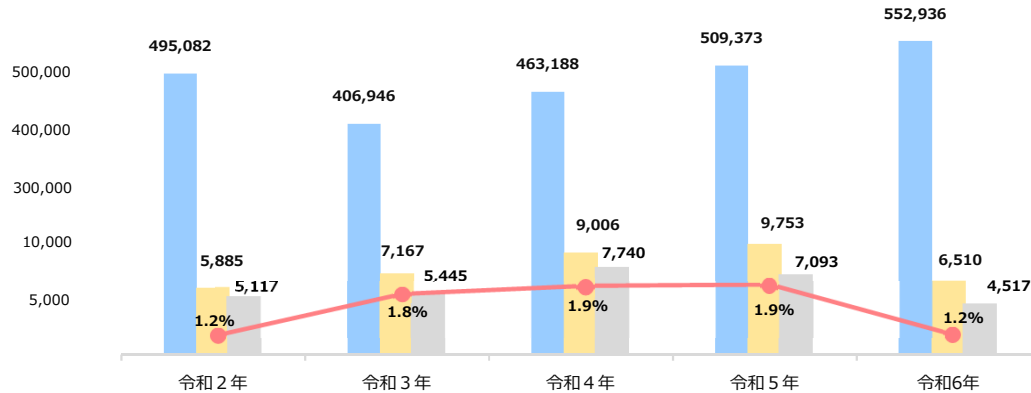
(注3) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上の手続により所在を確認したもの。

失踪技能実習生を減少させるための施策

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

■ 技能実習生数※ ■ 失踪者数 ■ 3月以内に所在確認できた者を除いた数
● 技能実習生数に対する失踪者数の割合



※技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた技能実習生の合計人数

2 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による制度の適正化に向けた各種取組

- 技能実習計画の認定制
- 監理団体の許可制
- 定期的な実地検査
- 母国語相談体制の充実
- 二国間取決めによる送出しの適正化
- 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処

3 失踪防止に向けた主な取組

① 技能実習生に関する取組

- 来日前の確認事項やブローカーの勧誘に対する注意喚起を促すリーフレット配布
- ミャンマー人への緊急避難措置対象者の見直し
- やむを得ない事情がある場合の転籍の運用改善

② 監理団体・実習実施者に関する取組

- 失踪発生時の対応、技能実習生に対する労働条件等の丁寧な説明を求めるリーフレット配布
- 人権侵害行為や不利益な取扱い防止に関する啓発
- 失踪者を出した監理団体等に対し、帰責性を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止

③ 送出国に関する取組

- 失踪者の発生が著しい送出国に対して新規受入れ停止措置の実施
- 相手国におけるブローカー対策や送出国の適正化を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

④ 主務省庁等における取組

- 失踪事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- 在留カード番号等の情報を活用した不法就労等の摘発強化
- 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- 失踪技能実習生等に係る情報の関係省庁との共有⁴²

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらう必要があります。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

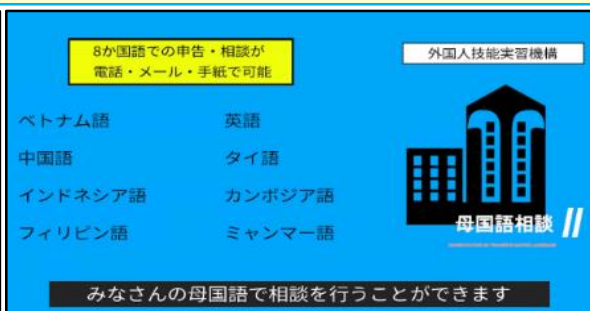
○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出機関等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いとは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

令和6年11月1日から

**やむを得ない事情がある場合の
転籍の運用を改善しました**

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。
監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払
などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいた
します。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄につい
て、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラな
ど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国
言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実
習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第1-44号）

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第1-45号）

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真
等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやす
くなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- ☐ 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- ☐ 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- ☐ 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- ☐ 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- ☐ 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
- ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与
→ 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



13. Consultation offered by the Organization for Technical Intern Training [Native Language Consultation]

OTIT offers the following kinds of consultation and support (examples) in your native language so do not hesitate to contact them.

It is toll free. You can call from a pay phone using a 10-yen coin. The coin will be returned when you finish the call.

[Pay phone location search]

East Japan: <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

West Japan: <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- We provide assistance for technical intern trainees when they need to change their training site due to the management situation at the training site or other unavoidable circumstances.
- Please contact us if you wish to receive assistance such as when a supervising organization refuses to offer accommodation.
- We also accept reports and provide consultations on violations of the Technical Intern Training Act by the supervising organizations or implementing organizations
- In principle, the supervising organizations are liable to pay the technical intern trainees the full amount of travel expenses for their return home after they finish training. If you do not receive payment of the travel expenses to return home or you are requested to pay the part of such expenses, please contact OTIT.

[Examples of problems]

- You feel that there is illegal conduct such as that the sending agency, etc. charged you the expenses for the travel to Japan, or forced you to pay guarantee money or conclude a penalty contract without giving you sufficient explanation.
- When training is not completed and you want to continue training but you have to return home.
- You have difficulty securing your housing or daily meals.
- You feel worried or anxious about work or daily life.
- You want advice on religion, meals, customs or ways of thinking.
- You have doubts about working conditions such as wages and overtime work, etc.
- You cannot understand the instructions at the site of the technical intern training, or are experiencing problems due to differences in lifestyles and ways of thinking.
- You feel that there is a violation of the technical practice training law at the training place.
For example,
 - Your passport, residence card or bankbook has been taken away from you
 - Going out is unjustly restricted
 - Unfair restrictions are imposed on the freedom of your private life (possession of a mobile phone is forbidden)
 - The content of the technical intern training is different from what was explained to you
 - You are forced to engage in technical intern training by means of assault, intimidation, etc.
 - You are suffering violation of human rights such as bullying or power harassment.
 - You are being forced to return home against your will
- When it has become impossible to continue with the intern training due to the management situation of the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- When going on to technical intern training (iii), you are hoping to change the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- There is something you do not understand about the technical intern training program
- You do not know who to consult regarding Japanese laws and various systems.



13. 外国人技能実習機構における相談【母国語相談】

機構では、技能実習生の皆さんから、次のような相談（相談例参照）を母国語で受け付けていますので、是非御活用ください。

通話料は無料です。近くの公衆電話から10円玉でかけられます。通話が終わればお金は戻ってきます。

【公衆電話設置場所検索】

東日本 <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- 実習先の経営上の都合等によりやむを得ない事情で実習先の変更が必要などの支援を行っています。
- 監理団体等が宿舍の提供を拒む場合など支援を受けたい場合も御相談ください。
- 監理団体や実習実施者の技能実習法令違反についての申告や相談も受け付けています。
- 技能実習終了後の帰国旅費については、原則、監理団体が全額支払う必要があります。もし、帰国旅費を払ってもらえなかったり、その一部の負担を求められたりした場合には相談してください。

【相談例】

- 入国前に、送出国等から、十分な説明がないまま来日費用を徴収されたり、保証金を徴収されたり、違約金契約を結ばれたりするなど、不適切な行為があったと感じたとき
- 実習が修了してなくて、実習を続けたいのに帰国させられそうになったとき
- 住む場所や毎日の食事に困っているとき
- 仕事上や日常生活で悩みや不安を感じたとき
- 宗教、食事、習慣、考え方に関するアドバイスがほしいとき
- 賃金や時間外労働等の労働条件等で疑問をもったとき
- 技能実習の現場で指示が理解できなかったり、生活習慣や考え方の違いからトラブルになったりしたとき
- 実習先で技能実習法令に違反があると感じたとき
例えば、
 - 旅券や在留カード、通帳を取り上げられているとき
 - 外出を不当に制限されているとき
 - 私生活の自由を不当に制限されているとき（携帯電話の所持が禁止されているなど）
 - 技能実習の内容が説明を受けていたものと違うとき
 - 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されているとき
 - いじめやパワハラなど、人権侵害行為を受けているとき
 - 意に反して帰国させられそうなどとき
- 実習先の経営上の都合などで実習を続けられなくなったが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習3号に移行する際に、実習先の変更を希望しているが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習制度に関して分からないことがあるとき
- 日本の法律、各種制度に関して相談先が分からないとき



Name of the office (method)	Contact point and supported languages	Open hours (Every week)		Details
Native Language Consultation Hotline (telephone)	Tel: 0120-250-168 Supported languages: Vietnamese	Monday to Friday	11:00 am - 7:00 pm	The answering machine will pick up your call outside open hours. Please leave a message and your contact information.
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-169 Supported languages: Chinese	Monday / Wednesday / Friday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-197 Supported languages: Filipino	Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-147 Supported languages: English	Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-192 Supported languages: Indonesian	Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-198 Supported languages: Thai	Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
		Sunday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-366 Supported languages: Cambodian	Every week Tuesday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-302 Supported languages: Burmese	Every week Tuesday	11:00 am - 7:00 pm	
Consultation in your native language (email)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Anytime		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
Consultation in your native language (Zoom)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Date of consultation to be adjusted by email (Any of the dates on which Native Language Consultation Hotline (telephone) is available)		- Consultation is held only by voice communication, with the web camera off.
Consultation in your native language (letter)	Support Division Guidance and Support Department Organization for Technical Intern Training 3F LOOP-X Bldg. 3-9-15 Kaigan, Minato-ku, Tokyo 108-0022	Anytime (Application to be accepted only by mail)		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
OTIT consultation office (in person, lephone, Zoom)	Support Division or Guidance Division (in charge of support) of the Regional Office / Branch Office (see page 108) Supported languages: Japanese interpreter of the native language if necessary)	Every week Monday to Friday 9:00 am - 5:00 pm		- You can also ask for an interpreter. (It may take time to make the arrangements.) If you contact us beforehand, we will be able to smoothly make arrangements before your visit). - If you wish to use Zoom meeting, please consult with your local office or branch office in advance.

窓口名 (方法)	連絡先・対応言語	受付時間 (毎週)		備考
母国語相談 ホットライン (電話)	電話:0120-250-168 対応言語: ベトナム語	月曜日～金曜日	午前11:00～午後7:00	受付時間外は留守番電話につながりますので用件と連絡先を残して下さい。
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-169 対応言語: 中国語	月曜日・水曜日・金曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話:0120-250-197 対応言語: フィリピン語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-147 対応言語: 英語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-192 対応言語: インドネシア語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-198 対応言語: タイ語	木曜日	午前11:00～午後7:00	
	日曜日	午前 9:00～午後5:00		
	電話: 0120-250-366 対応言語: カンボジア語	毎週木曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話: 0120-250-302 対応言語: ミャンマー語	毎週火曜日	午前11:00～午後7:00	
母国語相談 (メール)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	いつでも		・回答は翌日以降 ・内容により時間をいただく場合があります。
母国語相談 (Zoom)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	メールで相談日時を調整 (母国語相談 (電話) の 対応日のいずれか)		・ウェブカメラをオフにした状態で音声通話のみで実施します。
母国語相談 (手紙)	〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 外国人技能実習機構 指導援助部 援助課	いつでも (郵送受付のみ)		・回答は翌日以降 ・内容により時間をいただく場合があります。
機構窓口 (面談・電話・Zoom)	地方事務所・支所の援助課又は指導課(援助担当) (109ページ参照) 対応言語: 日本語 (必要に応じて母国語の通訳人)	毎週 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00		・通訳人の手配を希望することもできます (手配にはお時間をいただく場合もあります。可能であれば、来所前に御連絡いただけるとスムーズです。) ・Zoomを希望する場合は、事前に地方事務所・支所にご相談ください。

- *1. If the above day is a public holiday or a New Year's holiday (December 29 - January 3), consultation in native languages is unavailable.
2. For the latest supported languages and open days of the week, please check with the following OTIT website.

[OTIT website: native language consultation page]
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en>

3. Emergency Consultation Desk for Technical Intern Trainees

Do you have worries or troubles, such as that your employer beats you, tries to force you to return home, or sexually harasses you? OTIT provides you with support in your native language and will help you to solve your problems as quickly as possible. When in such a situation, please do not hesitate to consult with us.

It is toll free.

Call the applicable telephone number above, and push "1" following the automated announcement, then you can speak to the dedicated operator.

4. You may be introduced to the office of a related organization depending on the content of your problem.

14. "Reports" you can submit

If a technical intern trainee encounters conduct which is in violation of the Technical Intern Training Act, he or she may report the illegal conduct to the related organization by either of the following methods: (1) report pursuant to the Technical Intern Training Act; or (2) report pursuant to the Labor Standards Act, etc.

(1) Report Pursuant to the Technical Intern Training Act

- (1) In cases where the implementing organization, supervising organization, or officers or employees thereof (referred to in the following paragraph as "implementing organization, etc.") is in violation of the provisions of this Act or an order based thereon, the technical intern trainee may report such fact to the competent ministers.
- (2) The implementing organization, etc., shall not suspend the technical intern trainee or discriminate against the technical intern trainee by reason of the technical intern trainee having given the report provided for in the preceding paragraph.

(Article 49 of the Technical Intern Training Act)

Pursuant to the Technical Intern Training Act, the technical intern trainee may personally report the illegal conduct of the implementing organization, the supervising organization, etc. to the Commissioner of the Immigration Services Agency and the Minister of Health, Labour and Welfare. The report may also be made through an agent who submits a power of attorney.

The following are examples of violations of the Technical Intern Training Act

Examples of violations

- Technical intern training is forced by means of assault, intimidation, etc.
- The content of the technical intern training differs from that given in the employment contract.
- Passports or residence cards have been taken away for safe keeping.
- Going outside is unjustly restricted.
- Unfair restrictions on freedom in daily life.



- ※1 上記曜日が、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)である場合、母国語相談はお休みです。
 2 最新の対応言語と曜日については、下記の機構ホームページで確認をしてください。

【機構ホームページ 母国語相談サイト】
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

3 技能実習SOS・緊急相談専用窓口

「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。悩みや困りごとを迅速に解決するために、ためらわずに相談してください。

通話料は無料です。

上記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュしてください。専用の窓口に繋がります。

- 4 相談の内容に応じて、関係機関の窓口を御案内することがあります。

14. あなたがすることができる「申告」について

技能実習生は、技能実習法等に違反する行為に遭遇した際に、(1)技能実習法に基づく申告、(2)労働基準法等に基づく申告の2種類の方法により、関係機関に対して申告することができます。

(1) 技能実習法に基づく申告

- 1 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員（次項において「実習実施者等」という。）がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができます。
- 2 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(技能実習法第49条)

技能実習生は、技能実習法に基づき、自ら実習実施者、監理団体等の不法行為を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対して申告することができます。また、申告は委任状を提出した代理人を通じて行うこともできます。

技能実習法令に違反する行為の例としては次のようなものがあります。

違反例

- ・ 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されている
- ・ 技能実習の内容が労働契約と相違している
- ・ 旅券や在留カードを保管するといって取り上げられている
- ・ 外出を不当に制限されている
- ・ 私生活の自由を不当に制限されている



If you wish to make a report in your native language with regard to conduct in violation of the Technical Intern Training Act, you will be able to do this at OTIT's regional office or through OTIT's native language consultation office (by telephone and email) (see page 42).

In addition, you may be worried that you will suffer a disadvantage because of the report, but it is prohibited by law to give disadvantageous treatment owing to a technical intern trainee having filed a report. Moreover, penalties for cases of violation are also stipulated, so please do not hesitate to contact us.

In the event it cannot be accepted as a report, we will treat it as provision of information on violations of laws and regulations.

[Native language consultation page on OTIT's website]

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

(2) Report Pursuant to the Labor Standards Act, etc.

(1) In the event that a violation of this Act or of an ordinance issued pursuant to this Act exists at a workplace, a Worker may report such fact to the relevant government agency or to a labor standards inspector.

(2) Employers shall not dismiss a worker or shall not give a worker other disadvantageous treatment by reason of such Worker having made a report set forth in the preceding paragraph.

(Article 104 of the Labor Standards Act)

Since the Labor Standards Act and other acts also apply to technical intern trainees, you are also able to file a report as stipulated in the Labor Standards Act and other acts.

If you experience any of the following in your technical intern training, you will be able to file a report with the Labor Standards Inspection Office.

Examples of reported cases

- The wages indicated in the employment contract and written employment terms and conditions are not being paid.
- Despite working overtime, you are not being paid overtime compensation.
- Despite actually doing overtime, you are instructed to stamp your time card as though you do not have any overtime work.
- You are not given any break times.
- You are not allowed to take annual paid holidays.

Also, with the report under the Labor Standards Act, as with the report under the Technical Intern Training Act, it is prohibited to give disadvantageous treatment owing to having filed a report, so please do not hesitate to file a report.

[Ministry of Health, Labour and Welfare website]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kijyungaiyou/kijyungaiyou06.html

技能実習法令違反についての申告を母国語で行おうとする場合、機構の地方事務所又は機構本部が実施する母国語相談窓口(電話、メール(43ページ参照))を通じて行うことができます。

また、申告したことを理由に、自分が不利益を被るのではないかと心配になるかもしれませんが、法律では技能実習生が申告したことで不利益な取扱いをすることを禁止していますし、これに違反した場合の罰則も規定されていますので、ためらうことなく連絡してください。

なお、申告として受付できない場合でも、法令違反に関する情報提供として扱います。

【機構ホームページ 母国語相談サイト】

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

(2) 労働基準法等に基づく申告

- 1 事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。
- 2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働基準法第 104 条)

技能実習生には労働基準法等も適用されますので、労働基準法等に規定されている申告をすることもできます。

あなたが従事している技能実習において、以下のようなことがある場合は、労働基準監督署に申告することができます。

申告事例

- ・雇用契約書及び雇用条件書で示されている賃金が支払われていない
- ・残業したにもかかわらず、残業代を支払ってもらえない
- ・実際に残業しているにもかかわらず、残業がないようにタイムカードを打刻するよう指示されている
- ・休憩時間がない
- ・年次有給休暇を取らせてもらえない

また、労働基準法の申告も、技能実習法の申告と同様に申告したことで不利益な取扱いをすることは禁止されていますので、ためらうことなく申告してください。

【厚生労働省 ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kijyungaiyou/kijyungaiyou06.html

16. Social insurance

Social insurance is a system to guarantee the medical expenses required for illnesses and injuries, and to guarantee the lives of the subscriber and surviving family through the payment of pensions, etc., in cases of death due to illness or injury or in the event of a certain disability.

Joining social insurance and paying insurance premiums is mandatory. After joining social insurance, you (a technical intern trainee) must pay insurance premiums, but you can receive corresponding benefits if you encounter difficulties in paying in Japan. For any questions, please contact the office in your municipality (city, ward, town, or village) or the nearest pension office.

[Japan Pension Service Website: For Foreign Nationals/International]

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(1) Types and benefits of social insurance

	Types	Benefits
Medical insurance	Health insurance National health insurance	Part of the medical expenses arising from illness or injury (70% up to the age of 70) will be covered by insurance (payment by the individual will be 30% of the medical expenses). To receive medical treatment covered by medical insurance, you will need your My Number health insurance card (*) or a certificate of eligibility. Please present this at the hospital reception. However, for illness or injury due to work or commuting, benefits will be paid from the workers' accident compensation insurance. In this case, the workers' accident compensation insurance will bear the full amount of medical expenses.
Pension	Welfare pension National pension	Necessary benefits (pension) will be paid for old age, disabilities and death.

○ You (the technical intern trainee) must join either the "Health Insurance and Employees' Pension," or "National Health Insurance and National Pension."

○ During the [post-entry training period], you (the technical intern trainee) will enroll in National Health Insurance and National Pension. You (the technical intern trainee) are responsible for completing the enrollment procedures yourself. Please complete the procedures at the relevant counter of the municipality (city, ward, town, or village) where you reside. If you have any questions regarding these procedures, please consult your supervising organization or employer (training implementing organization).

○ During the [technical intern training period], you (the technical intern trainee) will enroll in Health Insurance and Employees' Pension Insurance (with the exception of certain industries, etc.). The enrollment procedures will be handled by your employer (training implementing organization). You (the technical intern trainee) should prepare the required documents in accordance with the instructions of your employer (training implementing organization).

※ If you are enrolled in a social insurance system and register your My Number Card for use as a health insurance card, you will be able to use your My Number Card-based Health Insurance Card. For details, please refer to Section 19: My Number System and the My Number Card.

(2) Employees eligible for social insurance

	Employees eligible for social insurance
Health insurance Employees' pension	- Employees of the following business establishments - Corporate offices - Privately businesses that employ five or more full-time workers (excluding agriculture, forestry and fisheries, inns, cleaning establishments, etc.).
National health insurance National pension	Employees of business establishments other than the above (*) For the national pension, only employees aged 20 years and over are eligible.

16. 社会保険

社会保険とは、病気やケガの療養費、また、病気やケガが原因で死亡した場合や一定の障害状態になった場合の年金の支払等を通じて加入者や遺族の生活を保障する国の制度です。

社会保険の加入と保険料の納付は義務です。加入していただくことで、あなた(技能実習生)は、保険料を支払わなければなりませんが、あなた(技能実習生)が日本で困ったときに給付などを受け取ることができます。ご不明な点についてはお住まいの市区町村の担当窓口やお近くの年金事務所までご相談ください。

【日本年金機構ホームページ 外国人のみなさま / International】

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(1) 社会保険の種類と給付

	種 類	給 付
医療保険	健康保険 国民健康保険	○ 病気やケガにより生じる医療費の一部(70歳までは70%)を保険で負担します(自己負担は医療費の30%となります)。保険診療には、マイナ保険証(※)または資格確認書が必要になります。病院の受付で提示ください。 ただし、仕事上や通勤による病気やケガについては、労働者災害補償保険(労災保険)から給付が行われます。この場合、医療費の全額を労災保険で負担します。
年 金	厚生年金 国民年金	○ 老齢・障害・死亡に関して必要な給付(年金の支給)を行います。

○ あなた(技能実習生)は、「健康保険と厚生年金の両方」または「国民健康保険と国民年金の両方」のいずれかに加入しなければなりません。

○ 「入国後講習期間中」、あなた(技能実習生)は、「国民健康保険と国民年金」に加入することになります。加入の手続は、あなた(技能実習生)が行います。あなた(技能実習生)が住む市区町村の担当窓口で手続きください。この手続で分からないことがあれば、監理団体や事業主(実習実施者)に相談してください。

○ 「実習期間中」、あなた(技能実習生)は、「健康保険と厚生年金」に加入することになります(一部の業種などを除く)。加入の手続は、事業主(実習実施者)が行います。あなた(技能実習生)は、事業主(実習実施者)の指示に従い、必要な書類をご準備ください。

※ 社会保険制度に加入された場合、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行うと、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。詳しくは19. マイナンバー制度・マイナンバーカードをご参照ください。

(2) 社会保険の対象となる従業員

	対象となる従業員
健康保険 厚生年金	○ 以下の事業所の従業員 ・ 法人事業所 ・ 常時5人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所(農林水産業、旅館、クリーニング等の事業所は除きます。)
国民健康保険 国民年金	○ 上記以外の事業所の従業員 (※) 国民年金については、20歳以上の従業員のみが対象となります。

(3) The amount of the social insurance premiums

Type	Explanation	Insurance rate	Amount of insurance premiums (monthly) Your contribution amount
Health insurance	• The insurance fee shall be the amount of the standard monthly remuneration (see note 1) multiplied by the insurance premium rate.	Kyokai Kenpo insurance premium rates are stipulated for each prefecture (note 2)	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
Welfare pension	• The monthly insurance fee will be borne equally by the implementing organization and you (the technical intern trainee)	18.3%	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
National health insurance	• Calculated using the method prescribed for each municipality.		Amount calculated by the method of each municipality (Note 3)
National pension	• Decided uniformly throughout the country		17,510 yen (The year 2025)

- During the “Post-entry Training Period,” you (the technical intern trainee) shall enroll in National Health Insurance and National Pension. All insurance premiums for National Health Insurance and National Pension should be borne entirely by you (the technical intern trainee), and you are responsible for paying these insurance premiums yourself.
- During the “Technical Intern Training Period,” you (the technical intern trainee) shall enroll in Health Insurance and Employees’ Pension Insurance (except for certain industries). The premiums for Health Insurance and Employees’ Pension Insurance shall be paid by the employer (training implementing organization). One-half of the premiums shall be borne by you (the technical intern trainee) through salary deductions, and the other half shall be borne by the employer (training implementing organization).
- Payment of these insurance premiums is mandatory. If insurance premiums are delinquent to a certain extent, you may be subject to delinquency measures, including seizure of property, full out-of-pocket payment of medical expenses, and collection of late fees. In addition, failure to fulfill insurance premium payment obligations may result in refusal of permission to change your status of residence or extend your period of stay.
- If you have financial difficulty in paying National Pension premiums, there is a system under which the premiums may be exempted or deferred. To receive an exemption or deferral, the prescribed procedures must be completed (Note 3).

- (Note 1) The “standard monthly remuneration amount” is determined based on the total monthly wage received by you (the technical intern trainee).
- (Note 2) The insurance premium rates of Kyokai Kenpo Insurance, which range from 10.78% (Saga Prefecture) to 9.44% (Niigata Prefecture), can be checked at the following website (March 2025).

[Japan Health Insurance Association (Kyokai Kenpo) website]
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- (Note 3) Electronic filing via the MynaPortal. For more information, please call Nenkin Kanyusha Dial at 0570-003-004 (if your phone number starts with 050, please call 03-6630-2525). Consultation services are also available in languages other than Japanese.

(3) 社会保険料の額

種類	説明	保険料率	保険料の額(月額) あなたの負担額
健康保険	○標準報酬月額(注1)に保険料率をかけた額が月額の保険料となります。 ○月額の保険料を事業主(実習実施者)とあなた(技能実習生)が折半して負担します。	協会けんぽの場合は、都道府県ごとに保険料率が定められています。(注2)	標準報酬月額×保険料率×1/2
厚生年金		18.3%	標準報酬月額×保険料率×1/2
国民健康保険	○市区町村ごとに定められた方法で算定します。		市区町村ごとの方法で算定した額(注3)
国民年金	○全国一律で決まっています。		17,510円(令和7年度)

- 「入国後講習期間中」、あなた(技能実習生)は、「国民健康保険と国民年金」に加入することになります。国民健康保険と国民年金の保険料の納付は、あなた(技能実習生)が行います。国民健康保険と国民年金の保険料は、全てあなた(技能実習生)の負担となります。
- 「実習期間中」、あなた(技能実習生)は、「健康保険と厚生年金」に加入することになります(一部の業種などを除く)。健康保険と厚生年金の保険料の納付は、事業主(実習実施者)が行います。健康保険と厚生年金の保険料は、半分はあなた(技能実習生)の給料から、もう半分は事業主(実習実施者)のお金から負担します。
- これらの保険料の納付は義務です。保険料を一定程度滞納すると財産の差し押さえなどの滞納処分や医療費の全額負担、延滞金の徴収などの対象となります。また、保険料の納付義務を履行していない場合には、在留資格の変更、在留期間の更新が許可されないこともあります。
- 国民年金保険料を支払うのが経済的に困難な場合は、保険料が免除又は猶予される制度があります。免除又は猶予を受けるには手続が必要です(注3)。
- (注1)「標準報酬月額」は、あなた(技能実習生)の受け取る給与の1か月の総額に基づき決定されます。
- (注2) 協会けんぽにおける、都道府県ごとの保険料率は10.78% (佐賀県)～9.44% (沖縄県)となっており、下記のホームページで確認できます(令和7年(2025年)3月)。

【全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページ]
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- (注3) 手続にはマイナポータルを利用した電子申請が可能です。手続などの御相談は、「ねんきん加入者ダイヤル: 0570-003-004 (050で始まる番号から電話する場合は03-6630-2525)」にお問い合わせください。日本語以外の言語でも相談できます。

(4) Procedure for claiming a lump sum withdrawal payment for the employees' pension and national pension

- If a person has paid into the Employees' Pension or the National Pension for at least six months and has returned to their home country without fulfilling the qualification period to receive a pension (10 years), such person will be able to receive a lump sum withdrawal payment from the Japan Pension Service. The amount of the lump sum payment will be calculated with an upper limit of 60 months (5 years) depending on the period of participation in the Japanese pension system.

[Explanation] To those who have a pension period in a country that has a social security agreement with Japan

If you have a pension subscription period for a country that has a social security agreement that allows the pension subscription period in Japan and the pension subscription period in your country to be added together, you may be able to receive a Japanese pension through adding together the pension subscription period of both countries.

If the total pension subscription period in the two countries is less than the period required for the eligibility to receive pension in Japan (ten years), you may claim a lump sum withdrawal payment. However, if you receive a lump sum withdrawal payment, you will not be able to add the pension subscription period in Japan before you claimed the withdrawal lump sum because this period is deemed not to have existed. For this reason, please carefully read the warning notice about the lump sum withdrawal payment claim before requesting the lump sum withdrawal payment.

- * Entering into a social security agreement (Japan Pension Service website)
<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

- For details on the lump sum withdrawal payment, please check the website of the Japan Pension Service given below. You can also print out the "Lump Sum Withdrawal Payment Claim" (National Pension / Employee Pension Insurance)" from this website. Please ask the person(s) in charge at the implementing organization or supervising organization, and follow the procedure.
Also, as a requirement for receiving lump sum withdrawals, you cannot have a Japanese address on the day that the Japan Pension Service receives your claim. Please submit a transfer notice to your city of residence before returning to your country.
(Note) Please note that you will not fulfill the requirements for receiving the lump sum withdrawal if you re-enter Japan and hold a Japanese residential address before the Japan Pension Service receives the claim.

[Japan Pension Service website]

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service
3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
Tokyo 168-8505 JAPAN
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構(外国業務グループ)

(4) 厚生年金、国民年金の脱退一時金の請求手続

- 厚生年金又は国民年金に6か月以上加入していた方が、年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさずに帰国する場合には、日本年金機構に対して、脱退一時金を請求することができます。

脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた期間に応じて、60か月(5年)を上限として計算されます。

【解説】日本と社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方々へ

日本と年金加入期間を通算する社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方については、両国の年金加入期間を通算して日本の年金を受け取ることができる場合があります。

両国の加入期間を通算しても日本の年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさない場合、脱退一時金を請求することができますが、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の日本の年金加入期間がなかったものとみなされるため、この期間を通算することができなくなります。このため、脱退一時金を請求する際には脱退一時金請求書の注意書きをよく読んで慎重に検討してください。

※社会保障協定の締結状況(日本年金機構ホームページ)

<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

- 脱退一時金についての詳細は、以下の日本年金機構のホームページを御覧ください。また、このホームページから「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」を入手できます。実習実施者又は監理団体の担当者に依頼して、請求の手続を進めてください。
なお、脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。帰国する前に、お住まいの市区町村に転出届を提出してください。(注意)日本年金機構が請求書を受理する前に再入国し、住所を有するに至った場合には、受給要件を満たさなくなるので御注意ください。

【日本年金機構ホームページ】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service
3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku
Tokyo 168-8505 JAPAN
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構(外国業務グループ)

**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ **日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！**

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ **9か国語対応**

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・ **プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ**
 - ・ **母国語相談窓口：**
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
 - ・ **災害情報：**地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
 - ・ **事務所検索（大使館）：**あなたの国の大使館情報
 - ・ **アプリ共有：**
Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア
- ※ **アプリの利用により個人の情報などは収集されません。**



■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

～外国人を雇用する 事業者の方へ～



住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

■ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

■ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。

外国人の方へ 住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく！



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú !

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố nơi bạn sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

在留カード等読取アプリが便利になります



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

- 令和7年11月14日から在留カード等読取アプリから失効情報照会が利用できます。
- 外国人を雇用する際などにアプリと失効情報照会を併せて利用することで、在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認でき、不法就労防止対策として効果的です。

参考：偽変造対策のため、「在留カード等読取アプリケーション」及び「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。

在留カード等読取アプリケーション

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。



在留カード等番号失効情報照会

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

STEP 1

外国人本人の同意の上、在留カード等の提示を受け、アプリで読み取りを行う。

STEP 2

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認する。

STEP 3

「在留カード等番号の有効性を確認します」ボタンを押す **(NEW!!)**

STEP 4

失効情報照会画面に遷移後、画像に表示されている文字を入力する。

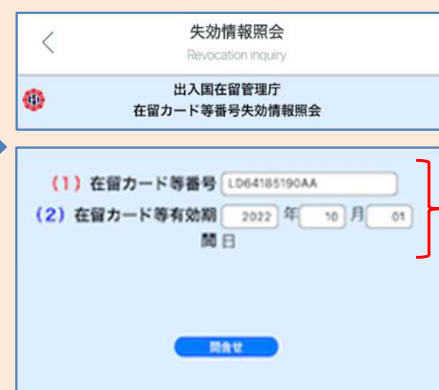
※ 在留カード等番号と有効期間については自動入力されます **(NEW!!)** (※)

STEP 5

問合せ結果を確認し、在留カード等の有効性を確認する。



OK!!



入力不要!!

問合せ日時	2024/10/16 20:12:23
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2024年12月31日
問合せ結果	失効していません。

OK!!

※ 失効情報照会を利用の際はセキュリティチェックを完了する必要があります。

※ システムメンテナンス等の場合は在留カード番号等の入力が必要となります。

在留カード等読取アプリケーション
Windows/Mac版 iPhone版 Android版





失効情報照会URL
<https://lapse-immi.moj.go.jp/html/top.html>

業務概況

令和8年6月



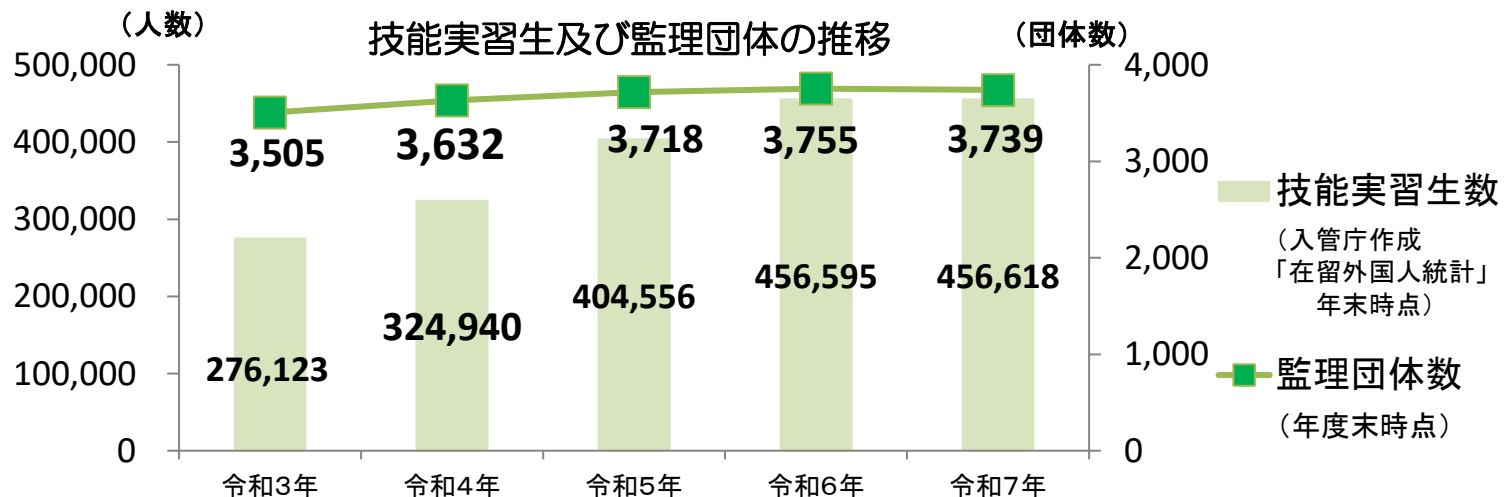
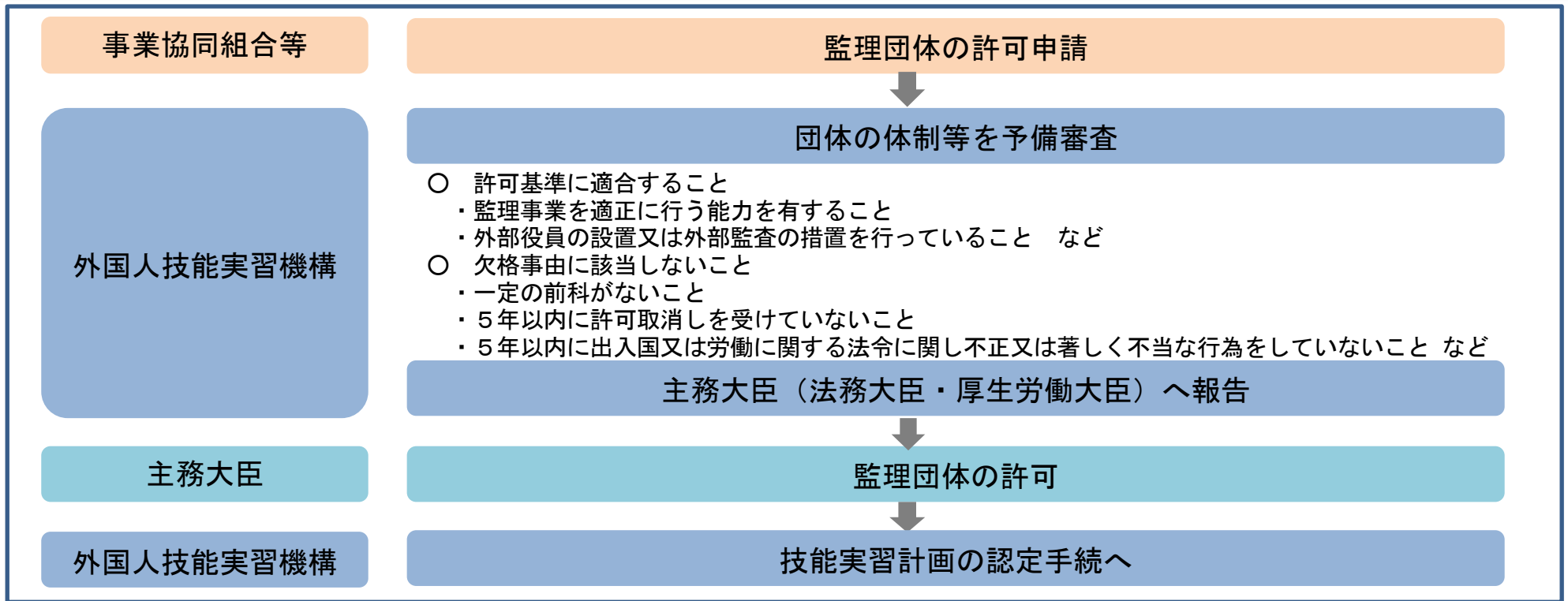
外国人技能実習機構

東京事務所

目次

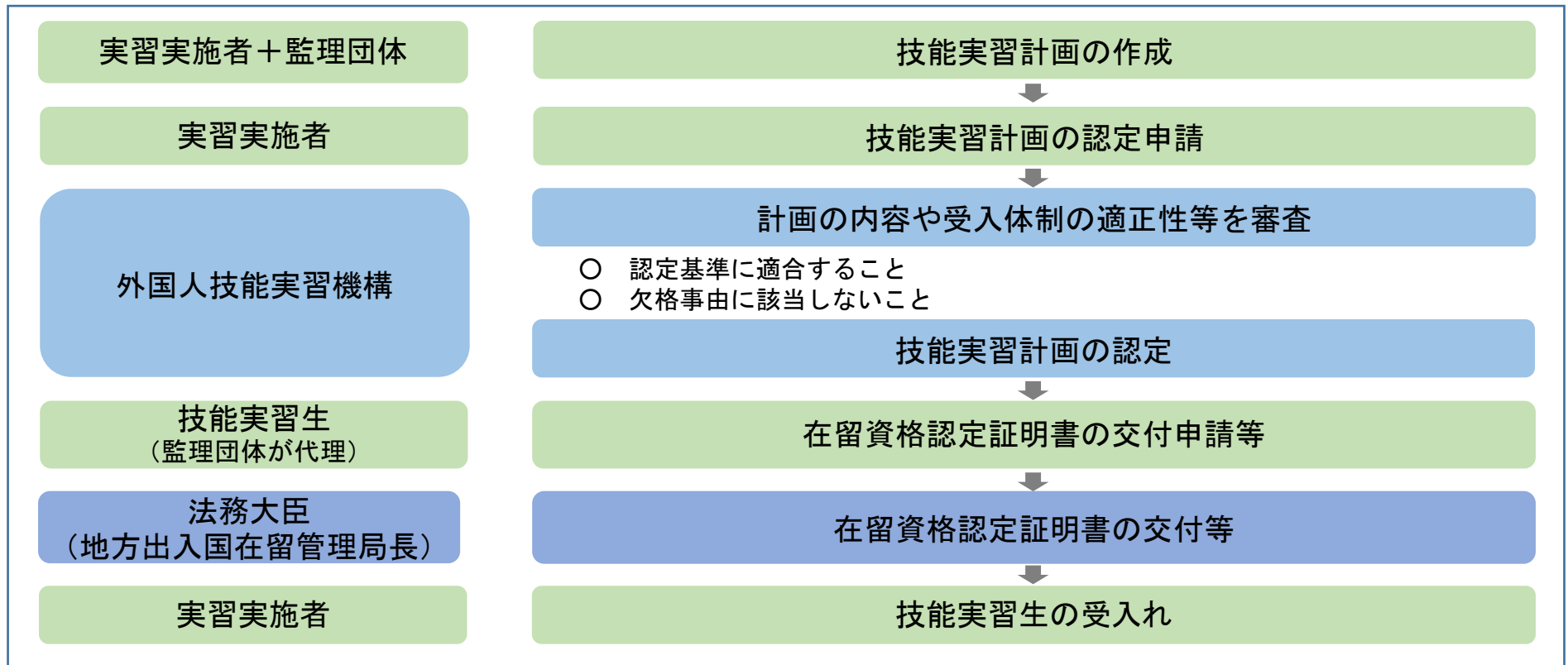
1	監理団体の審査		2
2	技能実習計画の認定		3
3	届出、報告書の受理		4
4	実地検査		5
5	母国語相談、地方事務所の相談		6
6	実習先変更支援		7
7	宿泊支援		8
8	技能検定等の受験手続支援		9
9	組織体制		10
10	新制度移行への準備状況		12
11	(参考)技能実習制度の仕組み		13
12	技能実習制度における申請等件数(関東 地区ブロック)		14

監理団体の審査

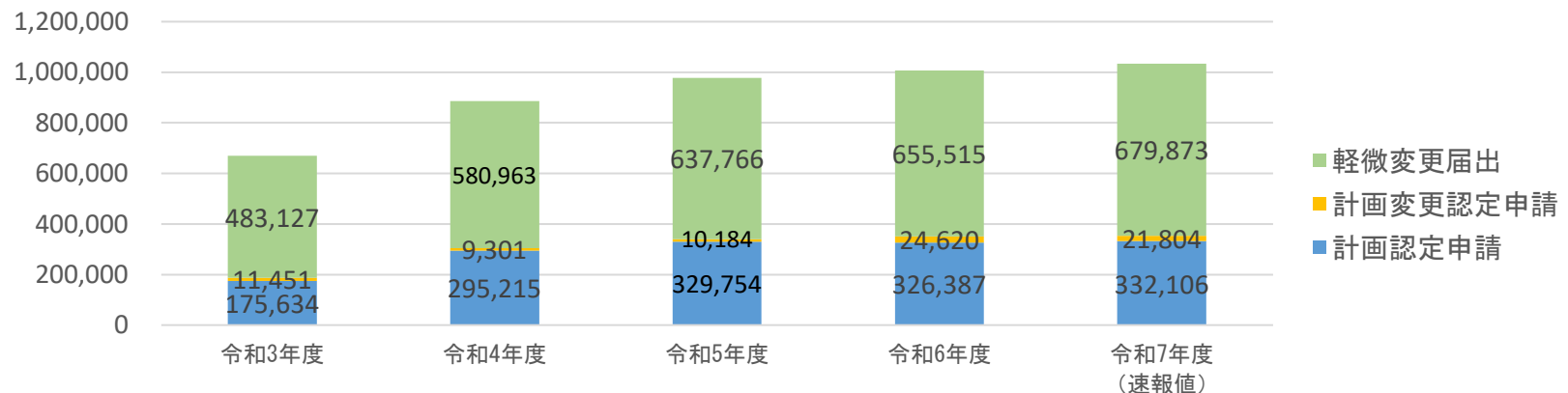


※ 技能実習生数：出入国管理庁「在留外国人統計」（各年末時点）
 監理団体数：外国人技能実習機構ホームページ「監理団体の検索」（各年度末時点）

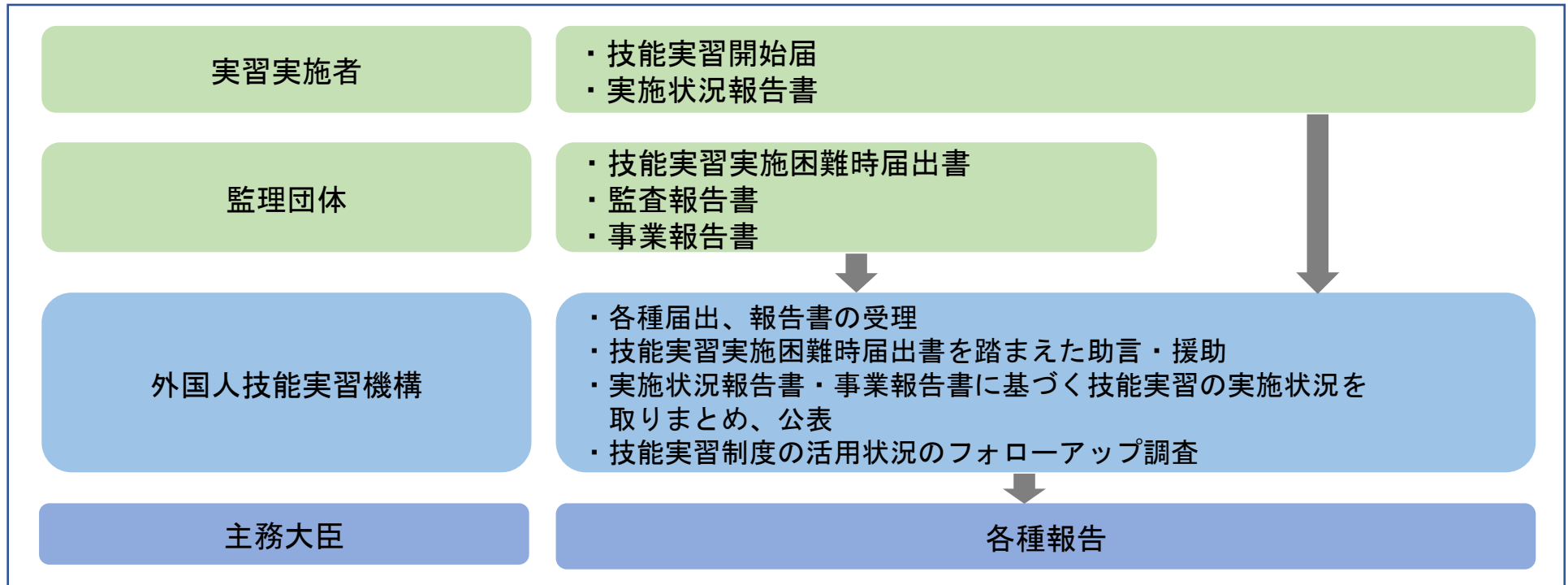
技能実習計画の認定



技能実習計画関係 各種件数



届出、報告書の受理



機構による届出・報告書の調査項目

実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）

実地検査

- 監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

定期検査

- 検査計画に基づき定期的に実施するもの。
※ 監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施することとしている。

- ・ 技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・ 技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

- 技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・ 申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等
あり

法令違反等
なし

改善勧告・改善指導

未改善

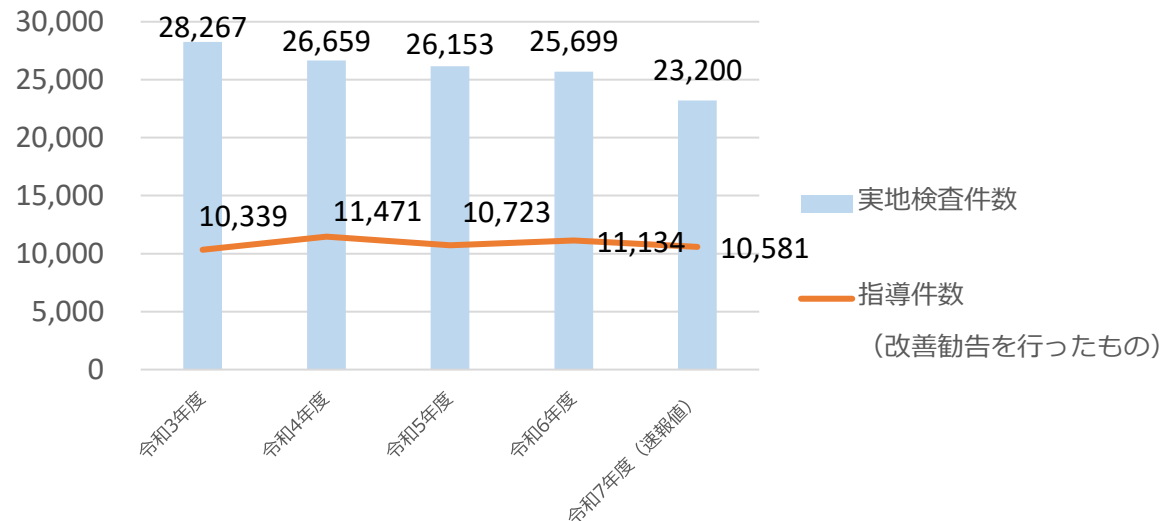
改善

完結

○ 重大・悪質な
法令違反
○ 同種違反を繰り返す場合 等

主務大臣等による行政処分等

実地検査件数及び指導件数



母国語相談、地方事務所の相談

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。
さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、X（旧Twitter））、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施

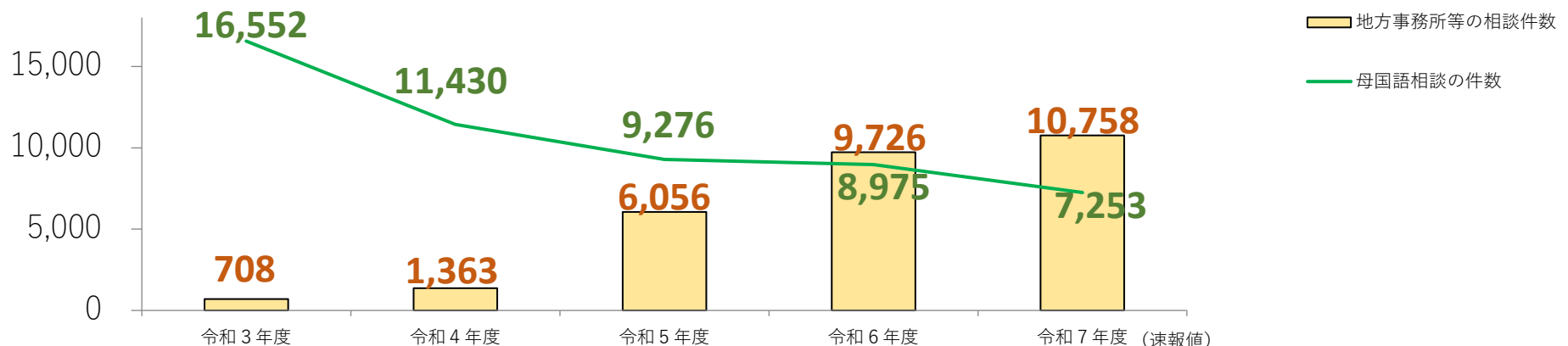
技能実習生であれば誰でも、電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。 ※ 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

令和7年度の母国語相談・地方事務所等の主な相談内容別内訳（参考）

- 実習先変更に関すること（3号での実習先変更含む） 6,209件（23.4%）
- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること（賃金未払い、過重労働、有休等） 3,463件（13.1%）
- 途中帰国に関すること（強制帰国、期間満了前の帰国等） 2,581件（9.7%）
- 管理に関すること（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 2,525件（9.5%）
- その他の制度に関すること（他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等） 2,177件（8.2%）

※一件につき複数の相談内容を計上しているため、下図の相談件数とは一致しない。

相談状況



（左軸：件（令和4年度まで）、人（令和5年度以降））※ 相談単位は、システム等の変更に伴い、令和5年度より件数から人数に変更

実習先変更支援

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合（注）で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（注）実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

転籍に関する支援

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注１）

令和８年３月３１日時点で監理団体３,０１６機関が利用者登録

- 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注２）

技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

（注１）技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

（注２）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

実習先変更個別支援受理件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 （速報値）
実習先変更支援件数	39	52	70	45	50

（注）機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。

宿泊支援

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

- 技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談
 - ・ 事情等の聴取、確認
 - ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



- 一時宿泊先の提供
 - ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
 - ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



- 一時宿泊施設における支援
 - ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在
 - ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける（費用は機構が負担）

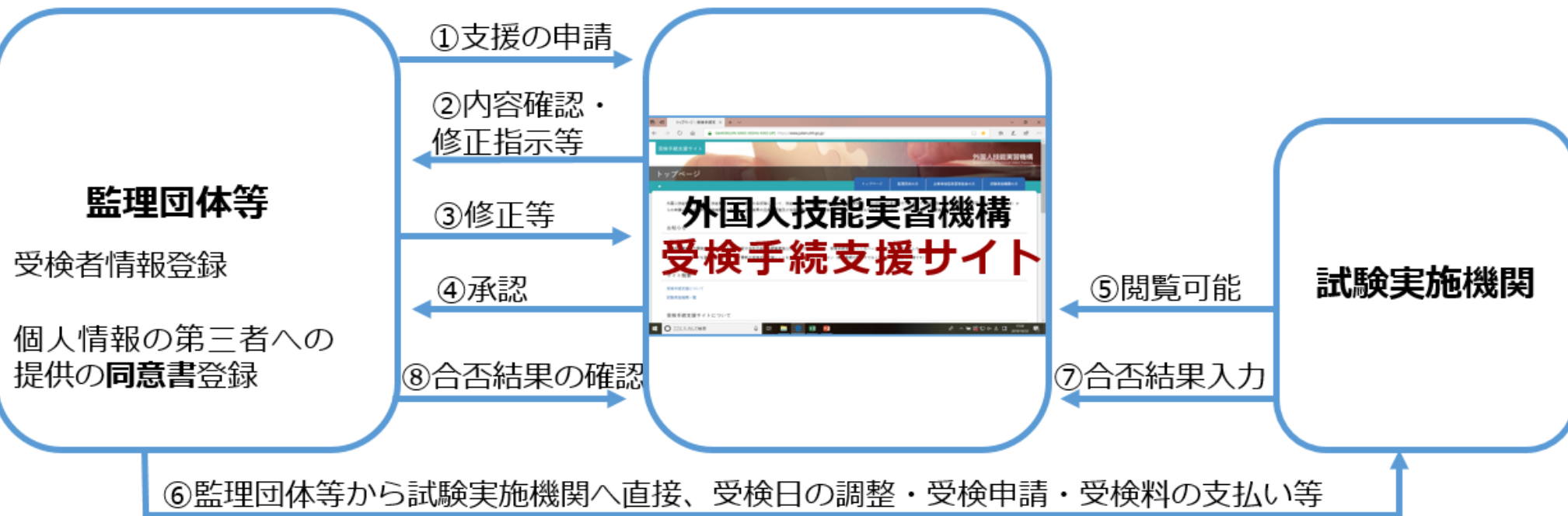
宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

- 宿泊支援件数 【令和3年度：24件、4年度：21件、5年度：28件、6年度：10件、7年度（速報値）：3件】
- 宿泊支援協定締結対象施設 【127か所（令和8年3月現在）】

技能検定等の受験手続支援

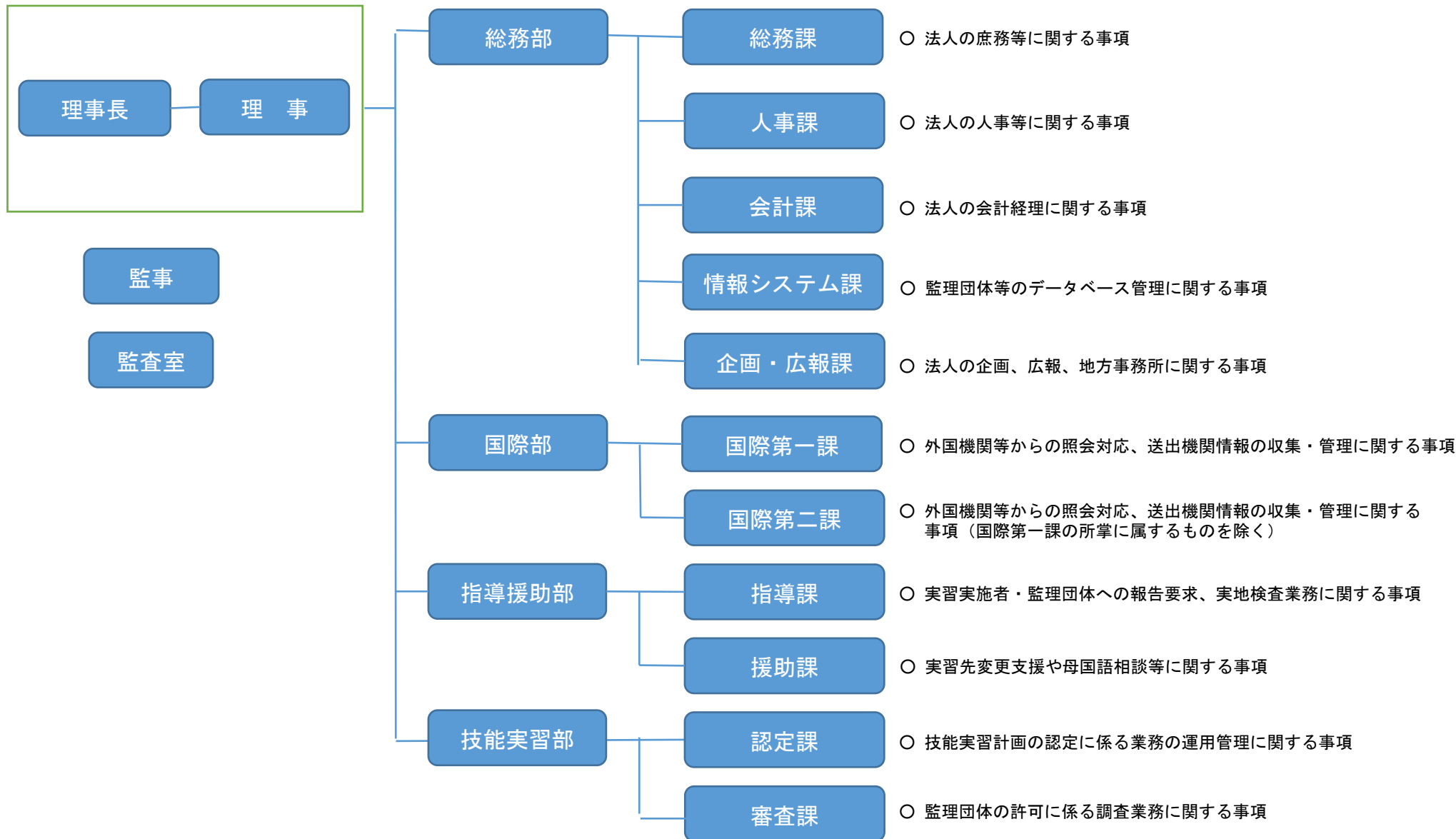
技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

受験手続支援サイトの仕組み



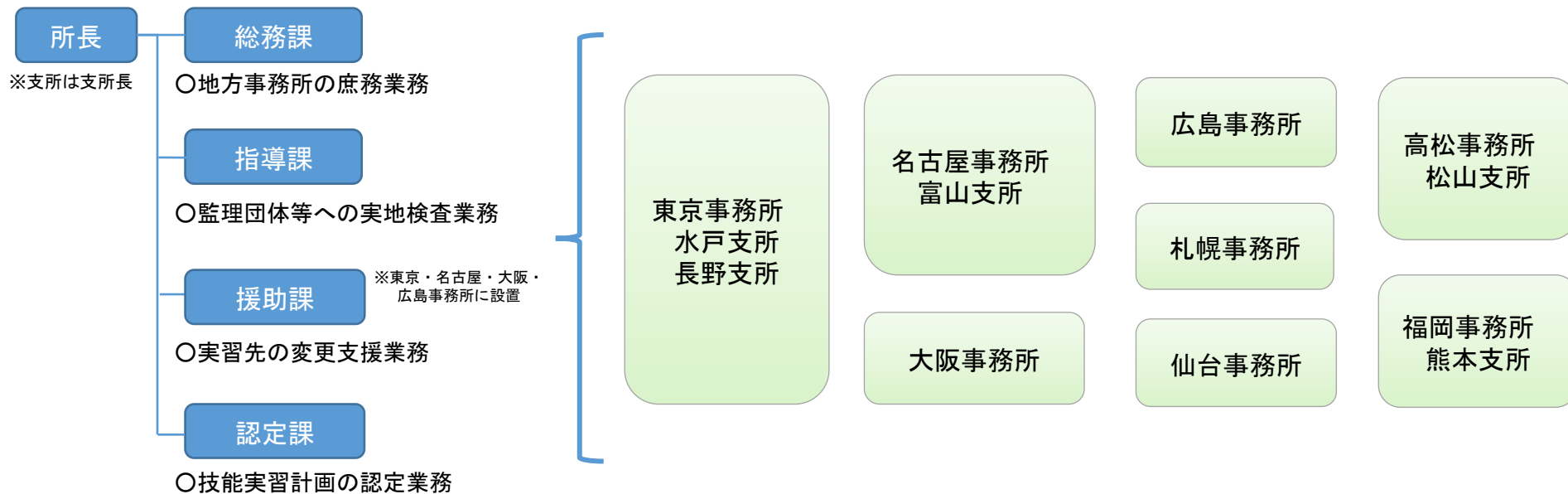
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (速報値)
受験手続 支援人数	191,558	265,436	277,863	326,538	330,628

組織体制(本部)



組織体制(地方事務所)

地方事務所
(13か所(本所8か所、支所5か所))



【担当地区】

- ◎札幌事務所(北海道)
- ◎仙台事務所(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ◎東京事務所(栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
 - 水戸支所(茨城県)
 - 長野支所(新潟県、長野県)
- ◎名古屋事務所(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 - 富山支所(富山県、石川県、福井県)
- ◎大阪事務所(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ◎広島事務所(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ◎高松事務所(徳島県、香川県)
 - 松山支所(愛媛県、高知県)
- ◎福岡事務所(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県)
 - 熊本支所(熊本県、宮崎県、鹿児島県)

【施行日前申請について】

- 2月20日に機構HPに育成就労制度のWEBページ（施行日前申請に係るQ&A、申請様式、記載例動画等を掲載）、2月24日に監理支援機関の施行日前申請に係るコールセンターを開設
- 4月15日に監理支援機関の施行日前申請を開始
- 近日中に育成就労計画の施行日前申請に係るコールセンターを開設するとともに、9月1日に育成就労計画の施行日前申請を開始

【育成就労機構の体制について】

- 監督指導機能や支援・保護機能を強化するに当たり、令和9年4月に新たに5カ所の地方出張所を設置予定

(参考) 技能実習制度の仕組み

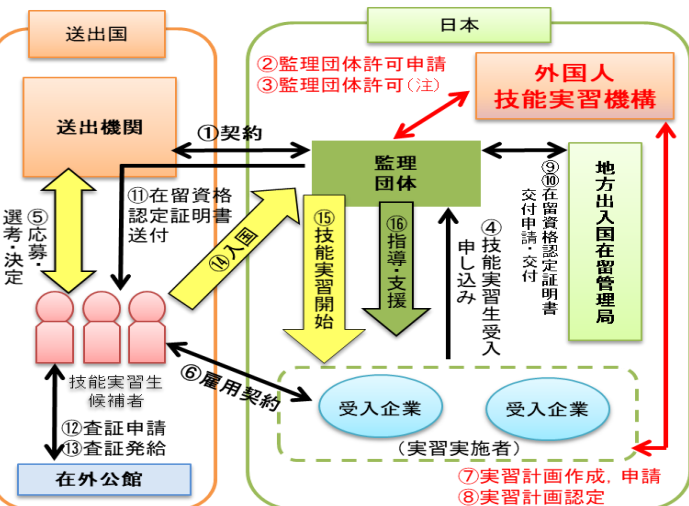
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

※令和7年6月末時

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約45万人在留している。

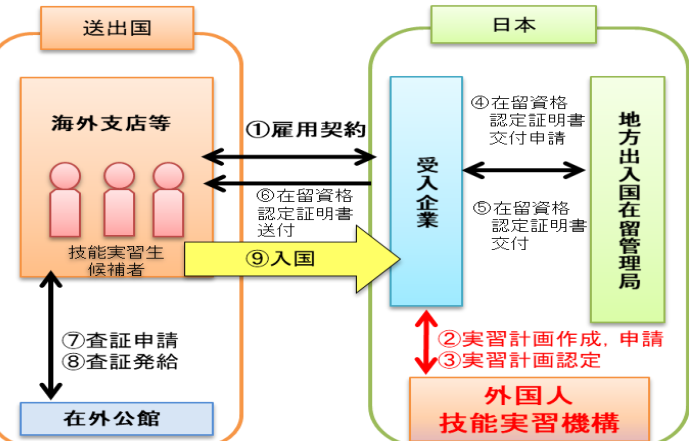
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

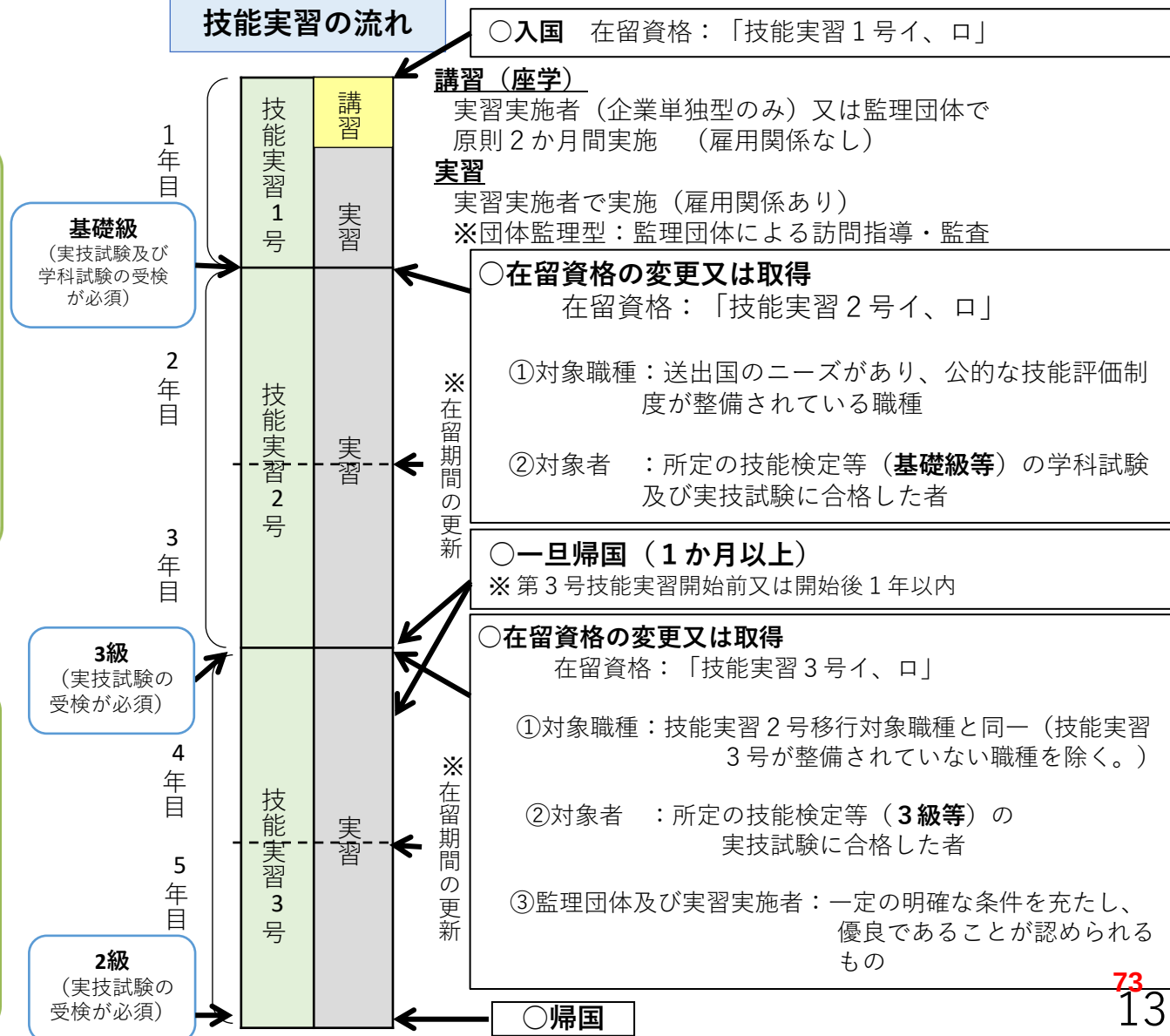


注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習制度における申請等件数（関東地区ブロック）

1 監理団体数（令和8年5月18日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
茨城県	81件	69件	150件
栃木県	25件	19件	44件
群馬県	43件	28件	71件
埼玉県	63件	74件	137件
千葉県	81件	90件	171件
東京都	249件	126件	375件
神奈川県	53件	38件	91件
新潟県	18件	16件	34件
山梨県	9件	2件	11件
長野県	30件	21件	51件

技能実習制度における申請等件数（関東地区ブロック）

2 技能実習計画認定件数（令和6年度）

	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
東京事務所	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	895件	77,219件	78,114件
水戸支所	茨城県	94件	12,182件	12,276件
長野支所	新潟県 長野県	185件	8,432件	8,617件



外国人技能実習機構(OTIT)は、技能実習法に基づき設立された認可法人です。技能実習の適正な実施や技能実習生の保護を図るため、OTIT東京事務所では、技能実習計画の認定、監理団体および実習実施者に対する検査、技能実習生からの相談等、さまざまな業務を行っています。

技能実習生の相談に乗る皆さんへ 技能実習生に困っている様子があれば、ご案内ください！

なや
悩んでいますか？
こま
困っていませんか？

しごとちゅう おおごえ どな なぐ
「仕事中に大声で怒鳴られる、殴られる」
はたら じょうけん ちが きょうせいてき きこく
「働く条件が違う」「強制的に帰国させられる」
きゅうよ
「給与がもらえない」など



あなたの国の言葉でサポートします。すぐに相談をしてください！

でんわ そうだん
電話で相談する

ひと あ そうだん
人に会って相談する

そうだん
オンラインで相談する

つうやく でんわ そうだん
通訳がないかもしれません。まずは電話で相談をしてください。

そうだん まどぐち
相談窓口 (OTIT東京事務所の援助課につながります)

ぎのう じっしゅうせい せんよう でんわ ばんごう
技能実習生専用の電話番号 0120-163-420

つうわりよう むりよう でんわ かね
通話料は無料 (電話をするお金はかかりません)

つうわりよう ゆうりよう でんわ ばんごう
通話料有料の電話番号 03-5577-5143

かね
お金がかかります



でんわ じかん ごせん じ ごご じ どにちしゆくじつ ねんまつねんし やす
電話ができる時間 午前9時から午後5時 (土日祝日と年末年始はお休み)

いか じかん つうやく ひと
以下の時間に通訳できる人がいます。

だい すいようび ごせん じ ごご じ
*ベトナム語: 第2・4水曜日の午前10時から午後12時

つき かい ふていき でんわ かくにん
*インドネシア語・中国語: 月2回 不定期(電話で確認してください)

～おねがい～
ぎのうじっしゅうせい いがい かた むりよう
技能実習生以外の方は、**無料の**
でんわばんごう つか
電話番号を使わないでください。

OTITには、以下の母国語相談窓口もあります。

ほこくご そうだん
母国語相談ホットライン

<https://www.otit.go.jp/files/user/210331-1.pdf>

➤ 技能実習生からの相談に、8つの言語(ベトナム語、中国語、

インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語)で対応しています。

➤ 相談は、電話(通話料は無料)のほか、電子メールや手紙でも受け付けています。

➤ 暴行、脅迫、人権を侵害する行為の場合は、「母国語相談ホットライン」に電話をかけ、アナウンスの後に「1」番を押してください。【技能実習SOS・緊急相談専用窓口】

かくげんご れんらくさき
各言語の連絡先など
くわしくはこちら



技能実習制度の適正な運用にご理解とご協力をお願いします！

監理団体・実習実施者の皆さまへ

技能実習生が必要な技能を修得等するためには、適正かつ良好な就労環境の維持・改善が欠かせません。監理団体や実習実施者の皆様には守らなければならないルールに配慮していただき、適正な技能実習制度の活用をお願いします。

◇ 基本的労働条件等の確保・改善

賃金・労働時間・休日・休暇等の基本的な労働条件について、労働基準法、最低賃金法等の労働基準関係法令の遵守徹底を図るほか、報酬の額が同種の作業を行う日本人労働者の報酬の額と同等以上であることや適切な宿泊施設を確保する等の技能実習関係法令の遵守徹底を図ることが必要です。

◇ 人権侵害行為の禁止

監理団体や実習実施者による人権侵害行為は、技能実習制度の許可等の取消事由となります。

具体例

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の各種ハラスメントやこれらと同等の行為
いじめ・いやがらせ、妊娠出産を理由とした解雇・雇止めや帰国を促す行為 等

◇ 技能実習体制の整備

技能の修得等が適切に行われるよう、実習実施者における指導体制の整備や監理団体における適切な監査指導の実施が必要です。

安全衛生対策マニュアル

<https://www.otit.go.jp/anzen>

実習実施者の行う安全衛生管理や監理団体が行う監査の参考としてご活用ください。



詳細はこちら

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

(監理団体・実習実施者の皆様へ)

<https://www.otit.go.jp/files/user/230406-101.pdf>



詳細はこちら

OTITでは、以下のコンテンツも提供しています。ぜひご活用ください。

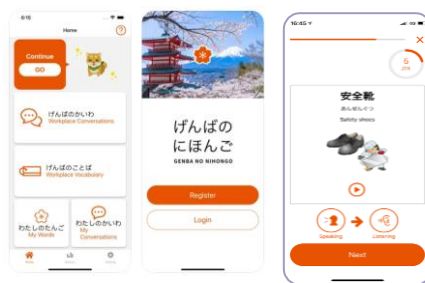
日本語教育教材／日本語教育アプリ「げんばのにほんご」

OTITでは、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習に必要な日本語教育教材をOTIT HP上で提供しています。また、技能実習生の適切な技能の修得等を目的として、日本語教育アプリ「げんばのにほんご」を配信しています。



詳細はこちら

- ▶ アプリ無料(インターネット接続によるデータ通信が必要、その際の通信料は利用者負担)
- ▶ 8か国語対応(英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、フィリピン語およびミャンマー語)



活用イメージ

アプリのダウンロードはこちら



App Store
からダウンロード

Google Play
で無料ダウンロード

技能実習生手帳アプリ

OTITでは、技能実習生手帳(日本での日常生活に役立つ情報等を解説)をアプリ化し、アプリ限定の機能として、プッシュ通知により、母国語相談窓口、災害情報、大使館検索およびアプリ共有を設けています。



詳細はこちら

- ▶ アプリ無料
- ▶ 9か国語対応(ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語および英語)



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール(交通、乗り物、宿舎)
- ・労働関係法令(労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など)
- ・社会保険、労働保険
- ・税金(所得税・住民税)
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
- ・結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

アプリのダウンロードはこちら



App Store
からダウンロード

Google Play
で無料ダウンロード

技能実習SOS・緊急相談専用窓口



技能実習生の皆さん「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？

外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。

悩みや困りごとを迅速に解決するために、ぜひお気軽に相談してください。

実習生の皆さんは各言語の**フリーダイヤル**へコール

アナウンスのあと**1**番をプッシュ！



電話以外の相談はこちらのサイトを見てください。

(<https://www.otit.go.jp/trainee/ja/consult/contact/>)

ベトナム語(Tiếng Việt)

0120-250-168

月～金 11:00～19:00
土 9:00～17:00

中国語（中文）

0120-250-169

月・水・金 11:00～19:00

インドネシア語(Bahasa Indonesia)

0120-250-192

火・木 11:00～19:00
土 9:00～17:00

フィリピン語(Wikang Pilipino)

0120-250-197

火・木 11:00～19:00
土 9:00～17:00

英語(English)

0120-250-147

火・木 11:00～19:00
土 9:00～17:00

タイ語(ภาษาไทย)

0120-250-198

木 11:00～19:00
日 9:00～17:00

カンボジア語(ភាសាខ្មែរ)

0120-250-366

木 11:00～19:00

ミャンマー語(မြန်မာဘာသာ)

0120-250-302

火 11:00～19:00



メールでの
相談は、
QRコードから
24時間受付

実習場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する通報・情報提供は、外国人技能実習機構の相談・情報提供窓口(<https://www.otit.go.jp/whistleblowing/>)からご連絡ください。



(技能実習計画についてのご案内)

○ 1号技能実習計画の認定申請は、令和9年2月までに行うよう
お願いします

※ 在留資格「技能実習1号イ」又は「技能実習1号ロ」で上陸が許可されるのは、原則
として令和9年6月30日までです。

1号技能実習計画の認定申請は、令和9年3月31日まで可能ですが、令和9年3月以
降に計画の認定申請をされた場合、審査や入国するための手続きに時間を要し、令和
9年6月30日までに上陸許可を受けることができない可能性があります。

令和9年2月までに申請していただくか、育成就労制度のご利用をご検討ください。

○「技能実習制度の経過措置」について

令和9年4月1日以降も、次の要件に該当する方は、新規に技能実習を行うこと
又は次の段階に移行して技能実習を行うことができます。

(該当しない方は、技能実習を行うことができませんので、育成就労制度のご利用をご検討
ください。)

【1号技能実習】

令和9年3月31日までに認定申請をした技能実習計画に基づき、令和9年6月30日
までに技能実習を開始することができる実習生

【2号技能実習】

令和9年6月30日までに1号技能実習を開始している実習生



【3号技能実習】

令和9年4月1日時点で2号技能実習の実習を1年以上行っている実習生(※)

※詳細は以下のリーフレットをご覧ください。

①「育成就労制度の施行に伴う技能実習の経過措置について」

①



②「育成就労制度の施行に伴う技能実習2号から3号への移行について」

②



○注意事項

令和7年4月2日以降に新たに技能実習生として入国した方は、技能実習3号に
移行できない可能性がありますので、ご注意ください。

(その場合でも、条件を満たせば技能実習から特定技能1号に移行することが
できます。詳細は出入国在留管理庁ホームページの「特定技能制度」
のページをご覧ください。)

特定技能制度ホームページ



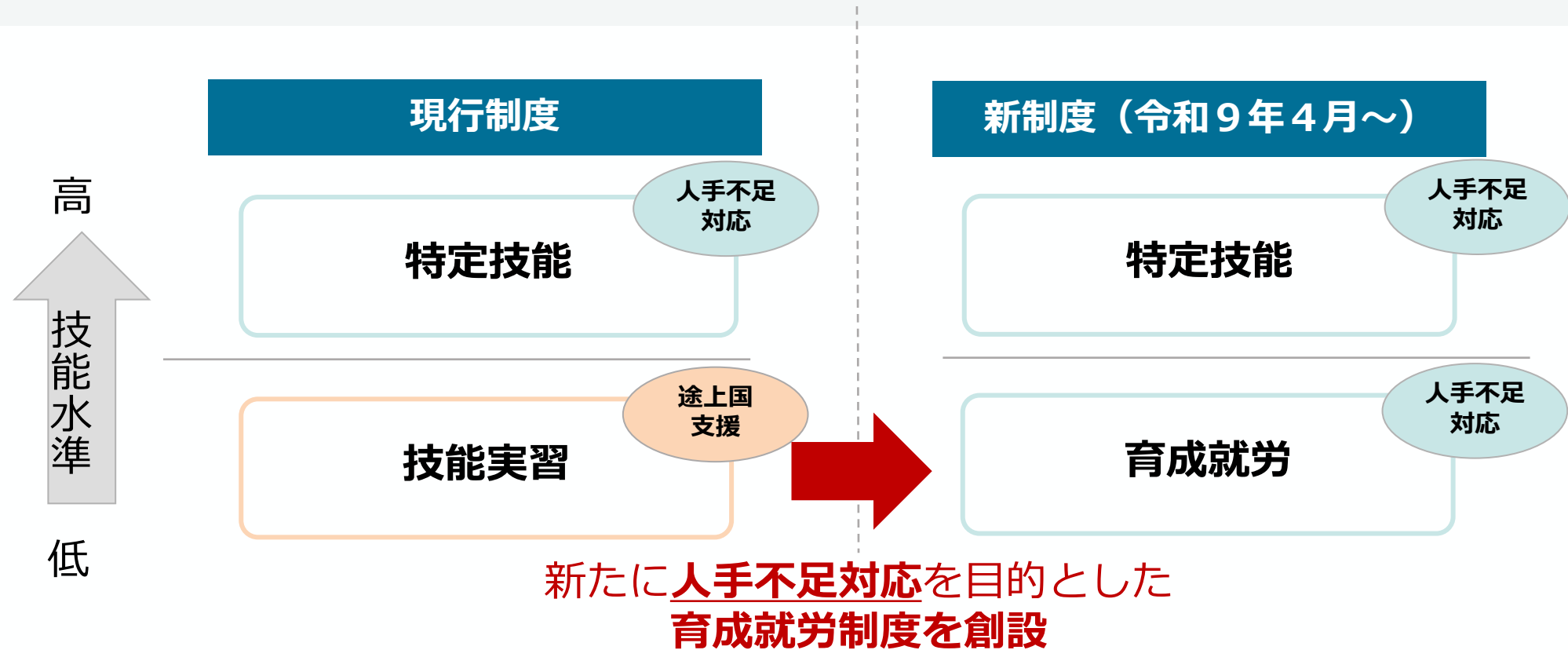
工業製品製造業分野における 育成就労外国人の受入れについて

2026年6月

経済産業省 関東経済産業局 産業人材政策課

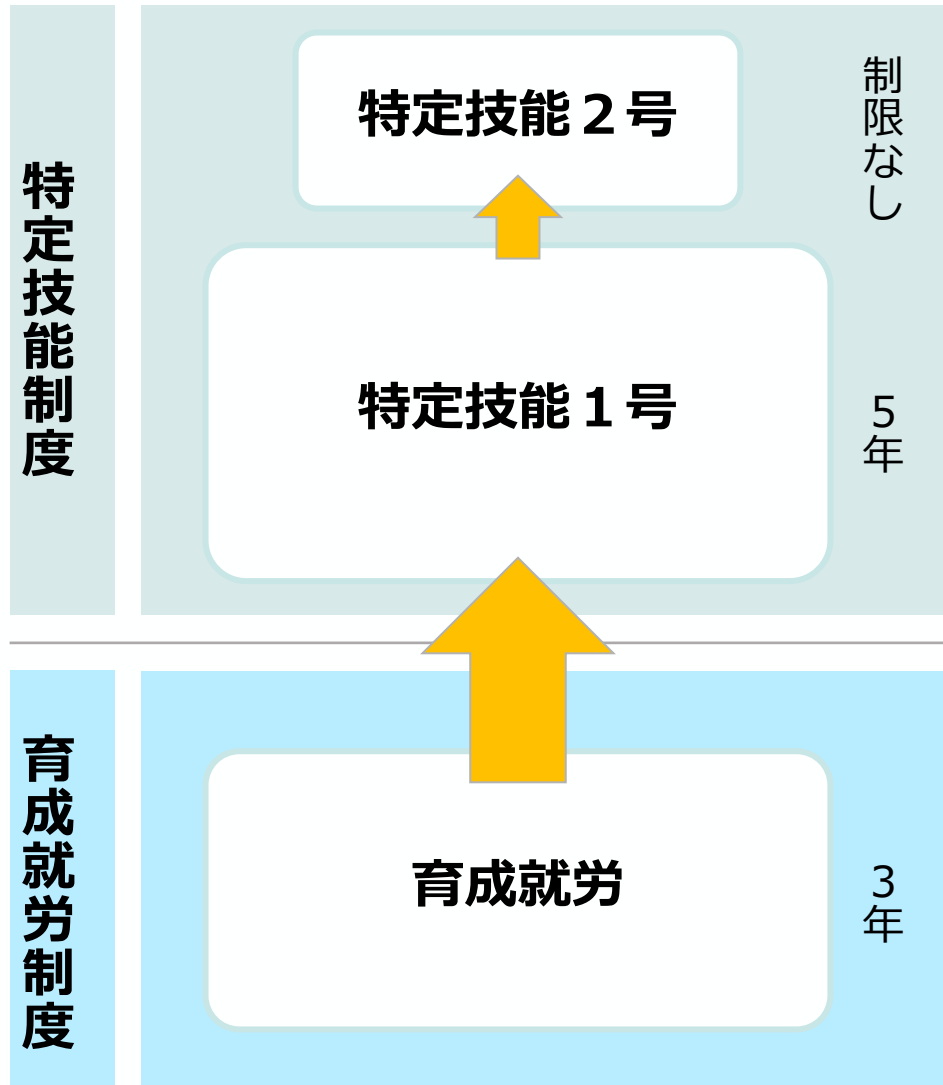
0. 特定技能・育成就労制度の概要

- 外国人の在留資格として、①人手不足対応のため即戦力となる一定の専門性・技能を持つ外国人を受け入れる特定技能制度、②途上国の人材育成支援を目的とした技能実習制度が存在。
- 深刻化する人手不足への対応強化のため、令和6年に技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を新設（令和9年4月施行予定）。



0. 特定技能・育成就労制度の詳細

(通算在留期間)



【特定技能制度】

- ・ 人手不足対応として、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的に平成31年に創設。
- ・ 特定技能 1 号は、最長 5 年間、在留が可能。
- ・ 特定技能 2 号(※)は、通算在留期間に制限がなく家族帯同が可能。
(※)現場監督などに匹敵する熟練した技能が求められる。
- ・ 1 号は受入れ人数の上限が設定されている（2 号は設定なし）。

【育成就労制度】

- ・ 特定技能 1 号水準の技能を有する人材を育成するとともに、特定産業分野における人材を確保することを目的に令和 9 年度から運用開始予定。
- ・ 最長 3 年間、在留が可能。
- ・ 受入れ人数の上限が設定されている。

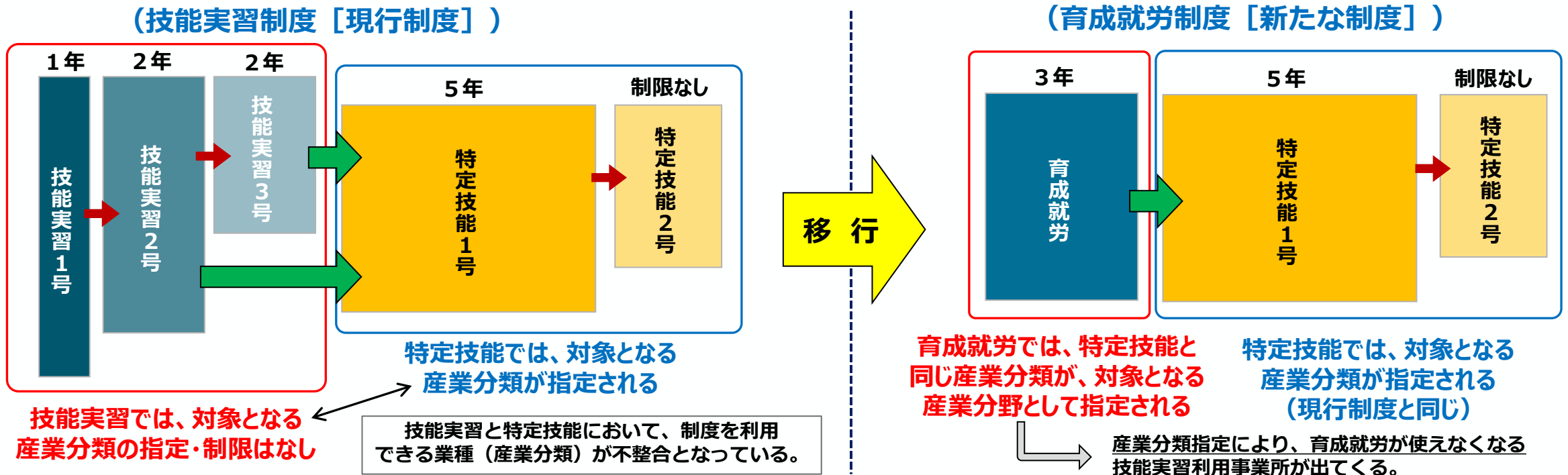
1. 育成就労制度の概要

【目的】 育成就労制度は、これまでの技能移転による国際貢献を目的とした技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的に創設。

【受入れ人数】 分野ごとに、生産性向上及び国内人材確保の取組を行ってもなお不足する人数に基づき、育成就労外国人の受入れ上限数を設定。

【育成就労計画の認定】 育成就労外国人ごとに「育成就労計画」を作成し、外国人育成就労機構による認定を受けることが必要。

【技能実習制度から育成就労制度の見直しイメージ（工業製品製造分野）】

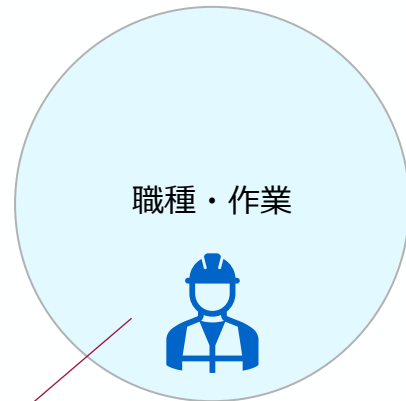


2. 育成就労制度の受入れ対象

- 現行の「技能実習制度」では、技能実習生の業務が指定された「職種・作業」に該当しているかによって受入れ対象であるかを判断。
- 新たに設けられる「育成就労制度」において、工業製品製造業分野の外国人の受入れに当たっては
 - ①外国人の業務が受入れ対象の業務区分に該当しているか、
 - ②外国人が活動する事業所が受入れ可能な日本標準産業分類に該当しているか、の両面から判断。

技能実習制度の受入れ対象の考え方

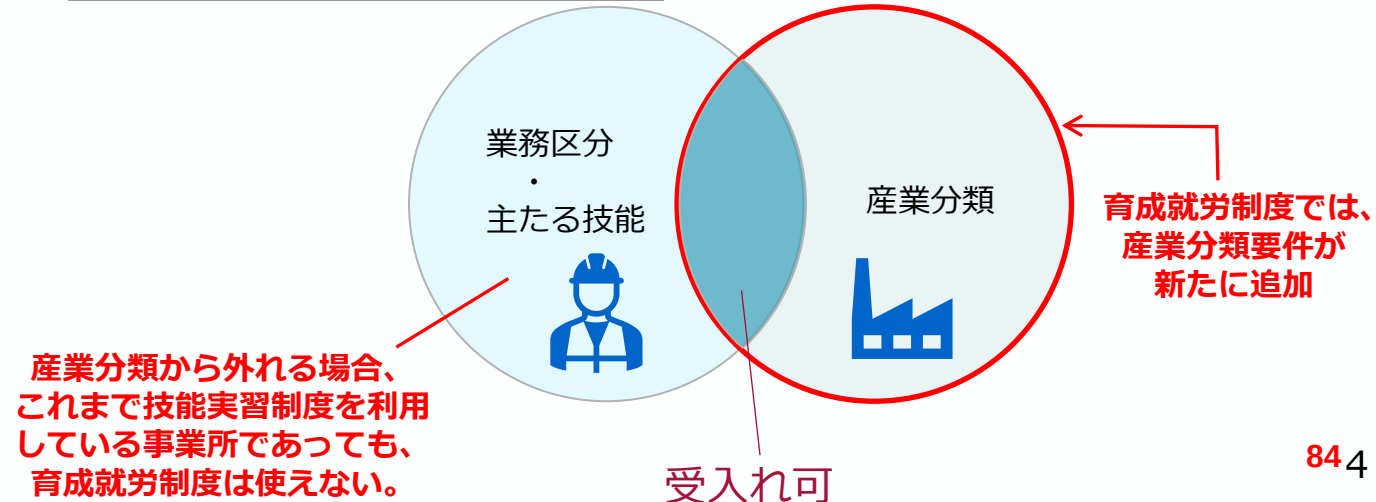
- 第2・3号技能実習生の受入れは、当該外国人の業務が移行対象「職種・作業」であることが必要



受入れ可

育成就労制度の受入れ対象の考え方

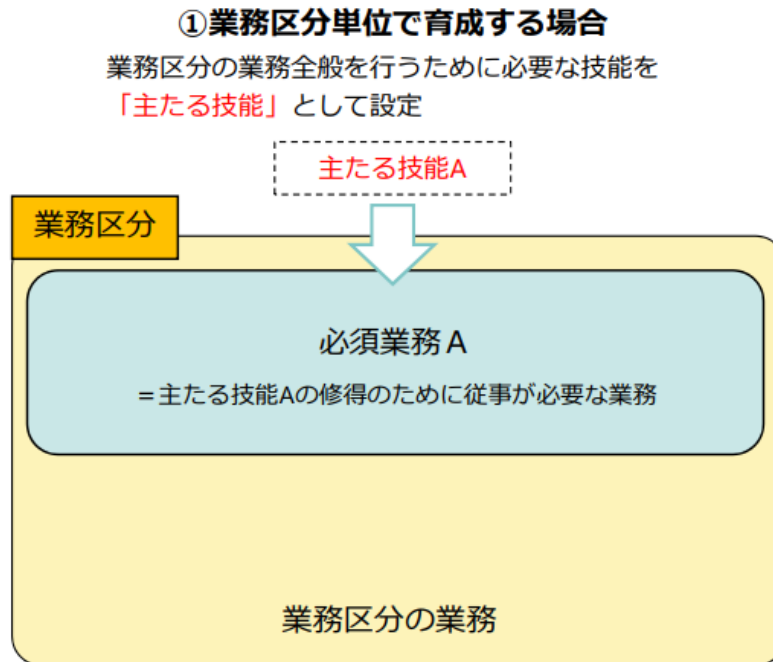
- 工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れは、当該外国人の業務が業務区分に該当し、かつ外国人が活動する事業所が特定の日本標準産業分類に該当することが必要



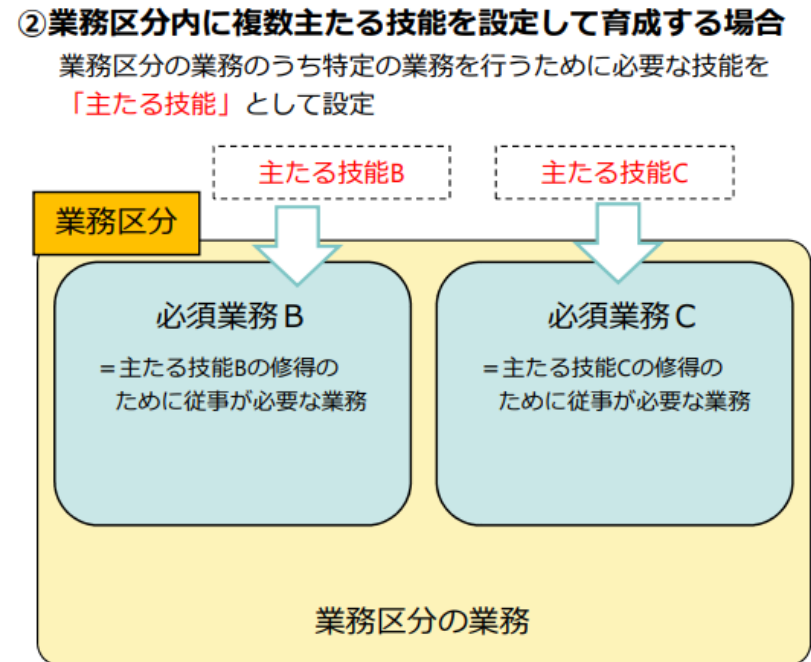
3. 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

- 工業製品製造業分野の育成就労制度においては、**外国人が従事できる業務区分を17区分（特定技能制度と同じ）とする。**
- 育成就労外国人は、業務区分ごとに設定された「主たる技能」の修得のために、従事が必要な業務（必須業務）への従事が必須。

※必須業務に従事させる時間は業務時間全体の1/3以上であることが必要。同一業務区分の必須業務以外の業務には、残りの2/3の範囲内で従事させることが可能。



※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能



※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能			
①機械金属加工 【一部調整中】	・ 鋳鉄鋳物製造 ・ 普通旋盤 ・ 金属プレス ・ 機械組立仕上げ ・ 回転電機組立て ・ 回転電機巻線製作 ・ ブロー成形 ・ 鋼橋塗装 ・ 手溶接 ・ ホットチャンバダイカスト ・ 表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化） ・ ビーズ法発泡スチロール成形 ・ アルミニウム圧延・押出製品製造（引抜加工）			
	・ 非鉄金属鋳物鋳造 ・ フライス盤 ・ 構造物鉄工 ・ 機械検査 ・ 変圧器組立て ・ 圧縮成形 ・ 手積み積層成形 ・ 噴霧塗装 ・ 半自動溶接			
	・ ハンマ型鍛造 ・ 数値制御旋盤 ・ 機械板金 ・ 治工具仕上げ ・ 機械系保全 ・ 配電盤・制御盤組立て ・ 射出成形 ・ 建築塗装 ・ 工業包装			
	・ プレス型鍛造 ・ マシニングセンタ ・ 金型仕上げ ・ 電子機器組立て ・ 開閉制御器具組立て ・ インフレーション成形 ・ 金属塗装 ・ 全体熱処理			
	・ コールドチャンバダイカスト ・ 部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理） ・ プラスチック成形材料製造 ・ アルミニウム圧延・押出製品製造（仕上げ）			
	<以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討> ・ 真空成形 ・ フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン） ・ 航空機部品組立て			
②電気電子機器組立て 【一部調整中】	・ 普通旋盤 ・ 治工具仕上げ ・ 機械系保全 ・ 配電盤・制御盤組立て ・ プリント配線板製造 ・ ブロー成形 ・ プラスチック成形材料製造			
	・ フライス盤 ・ 金型仕上げ ・ 電子機器組立て ・ 開閉制御器具組立て ・ 圧縮成形 ・ 手積み積層成形			
	・ 数値制御旋盤 ・ 機械組立仕上げ ・ 回転電機組立て ・ 回転電機巻線製作 ・ 射出成形 ・ 工業包装			
	・ マシニングセンタ ・ 機械検査 ・ 変圧器組立て ・ プリント配線板設計 ・ インフレーション成形 ・ ビーズ法発泡スチロール成形			
	<以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討> ・ 真空成形 ・ フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）			

育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能
③金属表面処理 【一部調整中】	・電気めっき ・溶融亜鉛めっき ・陽極酸化処理 ・バフ研磨（令和8年度に追加を検討）
④紙器・段ボール箱製造 【一部調整中】	・印刷箱打抜き ・印刷箱製箱 ・貼箱製造 ・段ボール箱製造 ＜以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討＞ ・パルプ製造 ・紙製造（抄紙、仕上） ・貼合上流工程 ・貼合下流工程
⑤コンクリート製品製造	・コンクリート製品製造
⑥RPF製造	・RPF製造
⑦陶磁器製品製造 【一部調整中】	・機械ろくろ成形 ・圧力鋳込み成形 ・パッド印刷 ・排泥鋳込み成形 ＜以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討＞ ・タイル成形 ・衛生陶器成形
⑧印刷・製本	・オフセット印刷 ・製本 ・グラビア印刷
⑨縫製	・婦人子供既製服縫製 ・紳士既製服製造 ・寝具製作 ・帆布製品製造 ・ワイシャツ製造 ・下着類製造 ・自動車シート縫製 ・タオル製造 ・カーテン縫製
⑩紡織製品製造	・糸浸染 ・織物・ニット浸染 ・靴下製造 ・丸編みニット製造 ・織布運転（準備工程） ・織布運転（製織工程） ・織布運転（仕上工程） ・たて編ニット生地製造 ・紡績運転（前紡工程） ・紡績運転（精紡工程） ・紡績運転（巻糸工程） ・紡績運転（合ねん糸工程） ・織じゅうたん製造 ・タフテッドカーペット製造 ・ニードルパンチカーペット製造 ・製網 ・染色（捺染）

育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能						
⑪電線・ケーブル製造	・電線・ケーブル製造						
⑫プレハブ住宅製品製造	・大工工事 ・建築塗装	・タイル張り ・金属塗装	・普通旋盤 ・噴霧塗装	・金属プレス ・手溶接	・構造物鉄工 ・半自動溶接	・機械板金 ・コンクリート製品製造	
⑬家具製造	・金属プレス ・ブロー成形 ・家具組立て	・機械板金 ・金属塗装 ・マットレス製造	・家具手加工 ・噴霧塗装 ・家具シート縫製	・圧縮成形 ・工業包装	・射出成形 ・手溶接	・インフレーション成形 ・半自動溶接	
⑭定形・不定形耐火物製造	・定形耐火物製造 ・不定形耐火物製造						
⑮生コンクリート製造	・生コンクリート製造						
⑯ゴム製品製造	・成形加工	・押出し加工	・混練り圧延加工	・複合積層加工			
⑰かばん製造	・かばん製造						

4. 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：事業所の産業分類 1/2

- 育成就労外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、以下の通り。
- 育成就労関係法令が施行される2027年4月1日以降に受入れが可能になる。

分類コード	項目名
11	繊維工業
1221	造作材製造業（建具を除く）
1224	建築用木製組立材料製造業
131	家具製造業
1391	事務所用・店舗用装備品製造業
1393	鏡縁・額縁製造業
1399	他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
141	パルプ製造業
1421	洋紙製造業
1422	板紙製造業
1423	機械すき和紙製造業
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
1432	段ボール製造業
144	紙製品製造業
145	紙製容器製造業
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
206	かばん製造業

分類コード	項目名
2122	生コンクリート製造業
2123	コンクリート製品製造業
2129	その他のセメント製品製造業
2141	衛生陶器製造業
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
2143	陶磁器製置物製造業
2146	陶磁器製タイル製造業
2151	耐火れんが製造業
2152	不定形耐火物製造業
2194	鋳型製造業（中子を含む）
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2236	磨棒鋼製造業
2237	引抜鋼管製造業
225	鉄素型材製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
235	非鉄金属素型材製造業

4. 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：事業所の産業分類 2/2

- 育成就労外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、以下の通り。
- 育成就労関係法令が施行される2027年4月1日以降に受入れが可能になる。

分類コード	項目名
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
2432	ガス機器・石油機器製造業
2441	鉄骨製造業
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443	金属製サッシ・ドア製造業
2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
245	金属素形材製品製造業
2461	金属製品塗装業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
2471	くぎ製造業
2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
25	はん用機械器具製造業（2591消火器具・消火装置製造業を除く。）

分類コード	項目名
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
311	自動車・同附属品製造業
314	航空機・同附属品製造業
3253	運動用具製造業
3293	パレット製造業
3295	工業用模型製造業
3299	他に分類されないその他の製造業（R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。）
484	こん包業

5. 育成就労実施者が工業製品製造業分野において育成就労外国人を雇用する場合に満たすべき事項

工業製品製造業分野において育成就労外国人を雇用する場合は、経済産業省告示（令和8年経済産業省告示第62号）において規定している、全ての事項を満たす必要がある。

＜育成就労実施者が満たすべき事項＞

育成就労実施法人の構成員となること（第1条関係）（関連：第2条～第9条）

○申請者（育成就労計画の認定を申請する者をいう。）は、工業製品製造業分野の分野別協議会（以下「育成就労協議会」という。）への加入に代わり、育成就労外国人受入事業実施法人（以下「育成就労登録法人」という。）の構成員となること。

※第2条から第9条においては、育成就労登録法人が実施する取組や経済産業大臣登録について規定。

※育成就労登録法人の登録に当たっては、特定技能制度との連続性を勘案する。

育成就労の内容の基準（第10条関係）

○申請者が、育成就労登録法人の構成員となり、同法人が策定する行動規範を遵守すること。

育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準（第11条及び第12条関係）

○育成就労事業所（申請者が育成就労を行わせる事業所をいう。）が、

- ・日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定の産業を行っている事業所であること。
- ・その上で、繊維工業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、金属熱処理業、RPF製造業又はこん包業を行っている場合は、育成就労協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

○申請者が、経済産業大臣等が行う指導等に対し、必要な協力を行うこととしていること。

6. 育成就労協議会において決定することを予定している事項

以下の内容を、協議会決定事項として定める予定。協議会決定事項は、決定次第、経済産業省のホームページにおいて公表する。

＜育成就労実施者が満たすべき事項＞

経済産業省告示に定められた産業分類に該当する育成就労実施者が講じる措置（上乗せ基準）

- 育成就労事業所が、繊維工業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、金属熱処理業、RPF製造業又はこん包業を行っている場合に講じるべき事項を決定する（以下は決定する予定の基準）。
 - ・「繊維工業」「印刷・同関連業」「こん包業」…特定技能制度での協議会において決定した上乗せ基準又はそれに類する基準
 - ・「ゴム製品製造業」「金属熱処理業」「RPF製造業」…技能実習計画審査基準における基準と同様の基準

1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者が講じる待遇向上策

- 工業製品製造業分野における分野別運用方針の規定に基づき、1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者は、待遇向上策として、在籍する育成就労外国人の所定内給与について、1年目から2年目にかけて昇給させる必要がある。
- 育成就労協議会においては、当該育成就労実施者が1年目から2年目にかけての昇給させる率を毎年決定する。

(参考) 監理支援機関の業務の実施に関する基準

監理支援機関が、工業製品製造業分野において監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務の実施する場合は、経済産業省告示（令和8年経済産業省告示第62号）において規定している、全ての事項を満たす必要がある。

＜全ての監理支援機関が満たすべき事項＞

監理支援機関の業務の実施に関する基準（第13条関係第2号及び第3号関係）

○工業製品製造業分野の対象となる産業分類に該当する育成就労事業所において監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う際は、

- ・育成就労協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること
- ・経済産業大臣等が行う指導等に対し、必要な協力を行うこととしていること。

＜繊維工業を行っている育成就労事業所において監理支援を行う場合に追加的に満たすべき事項＞

監理支援機関の業務の実施に関する基準（第13条関係第1号関係）

○繊維工業を行っている育成就労事業所において、監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合は、育成就労協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

○協議会決定事項では、監理支援を受ける育成就労事業所が「繊維産業の監査要求事項・評価基準（JASTI）」に関する研修の受講及び自己チェックを実施している場合、当該事業所へ監理支援を行う監理支援機関についてもJASTIに関する講習の受講を求めることを決定予定。

※JASTI等の経済産業省が指定する認証・監査への対応を行う育成就労事業所に対してのみ監理支援を行う監理支援機関は、JASTIに関する講習の受講は不要とする予定。

Work in NIIGATA

新潟県外国人材受入サポートセンター

外国人材の受入を支援します！

外国人材の受入・採用・定着に関するお悩みをご相談ください！

- ✓ 受入体制づくりのノウハウがない
- ✓ 社員／現場のメンバーが抵抗感を示す
- ✓ 採用活動はどうすれば良い？
- ✓ 在留資格とは？手続きはどうすれば良いか？
- ✓ 外国人材と出会うきっかけがほしい
- ✓ 自社で採用ができるのか？
- ✓ 海外展開も検討してるが....
- ✓ 外国人材を採用し社内を活性化させたい！

企業
向け

センターへのご来所によるご相談



企業様への訪問によるご相談



オンラインによるご相談



電話・メールによるご相談



様々な形式で対応いたします！

専任コーディネーターが企業1社1社に合わせて完全ワンストップ支援！

- 外国人との交流
- 求人票の作成
- 選考試験フロー
- 内定辞退防止対策
- 入社手続き関連
- 入社後教育
- 受入体制の構築
- 採用基準の設定
- 居住環境整備
- フォローアップ

セミナー

合同企業説明会

選考試験

内定

在留資格手続き

入社

1社ごとの課題・ニーズに合わせて外国人材活用コンサルティングの実績が豊富なコーディネーターが専任でサポートいたします。

令和8年度(2026)の取り組み

通年での外国人材の受入に関する相談対応や人材マッチングの他、以下の開催・実施を予定しています(詳細は裏面へ)。

★各取組の開催日時・会場等の詳細はホームページ等で公表いたします。

1

外国人材受入促進のためのセミナーの開催

2

送出機関・受入支援団体とのマッチングイベント

3

現地外国人学生とのマッチング(現地開催／オンライン)

4

合同企業説明会の開催

5

企業と外国人材の交流会の開催

6

インターンシップの受入促進

※相談は無料ですが、人材の紹介には所定の手数料負担が必要な場合があります。

注目！

外国人材の受入・定着に関する補助金もあります！ 詳細は裏面へ ▶

お気軽にお問い合わせくださいませ！

ToYo Work.



新潟県

お問合せ

新潟県新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル2F
TEL: 025-250-1021 営業時間: 平日10時～17時
MAIL: niigata2023@toyowork.co.jp
運営: 東洋ワーク株式会社



ホームページ



相談予約

令和8年度(2026)の取り組み

① 外国人材受入促進のためのセミナー開催／出張セミナーへの対応

外国人材の採用・定着に関するセミナーを企画・開催します。

(県内の大学・専門学校や自治体、経済団体等の依頼に基づく出張セミナーとしても開催可能)

開催日① 11月10日(火)

会場 ハイブ長岡

開催日② 11月18日(水)

会場 朱鷺メッセ



② 送出機関・受入支援団体とのマッチングイベント

県内企業と外国人材の送出機関や監理団体・登録支援機関とのマッチングイベントを開催し、双方の関係構築や商談の場を提供します。

開催日① 11月10日(火)

会場 ハイブ長岡

開催日② 11月18日(水)

会場 朱鷺メッセ

人材紹介
手数料
必要



③ 現地外国人学生とのマッチング現地開催(ベトナム)／オンライン

海外在住の外国人学生等に向けて県内企業をPRし、人材採用へとつながる機会を創出します。

現地開催
(ベトナム)

●現地人材マッチング
10月18日(日)
～10月24日(土)

オンライン

●現地人材オンラインマッチング
①9月4日(金)
②2月18日(木)

※オンラインの対象国については調整中です。

人材紹介
手数料
必要



④ 外国人材(留学生等)との合同企業説明会／⑤ 交流会の開催

県内企業と外国人材のマッチングに向け合同企業説明会を開催します。
(県内大学等への出張型企業説明会も随時開催)

人材紹介
手数料
不要



開催日 9月17日(木)

会場 朱鷺メッセ

※学内出張型は随時開催

相互理解を深めるため、県内企業と外国人留学生との交流会を開催します。



開催日① 8月6日(木)

会場 三条商工会議所

開催日② 11月18日(水)

会場 朱鷺メッセ

⑥ 外国人留学生インターンシップの受入促進

外国人材への理解を深め、雇用意向の向上を図るためインターンシップの受入れを促進します。

人材紹介
手数料
不要



日本語学習支援補助金／外国人材受入・定着支援事業補助金

●外国人材受入企業が従業員に対して行う日本語学習支援に要する経費を補助します!

補助対象 中小企業 補助率 1/2(上限50万円)

オンライン学習も補助対象



●外国人材の受入れや定着に向けたモデル的な取組に要する経費を補助します!

補助対象 中小企業 補助率 1/2(上限100万円)

対象例

- 特定技能取得に必要な試験対策等に要する経費
- 外国人同士のコミュニティづくりに要する経費
- 居住確保や通勤サポートに要する経費



(例)居住地と会社間の通勤手段として乗合バスを運行する場合の費用を補助



補助金のお問い合わせはこちらへ



新潟県

産業労働部雇用能力開発課

TEL.025-280-5270 申請先 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koyou/31505202.html> >>>





外国人材の受入・定着に向けた取組を補助します

中小企業向け補助金のご案内



新潟県

日本語学習支援補助金

県内中小企業・団体
(常時雇用労働者300人以下)

1 / 2
(上限50万円)

・外国人材に対して行う日本語学習支援に要する経費

・外国人材を直接雇用していること
(派遣、インターンシップ、アルバイトによる受入れは不可)

・日本語学習に要する受講料や需用費
(オンラインによる受講も可。教材費、印刷料、製本料等)
・日本語講師に対する旅費
(企業内等で日本語学習を実施する場合)

補助対象

補助率

対象経費

補助条件

補助事例

受入・定着支援補助金

県内中小企業・団体
(常時雇用労働者300人以下)

1 / 2
(上限100万円)

・外国人材の受入れや定着に向けたモデル的な取組に要する経費

・外国人材を初めて受入れる、又は、現状の受入れ数から増加させる計画を有すること
(派遣、インターンシップ、アルバイトによる受入れは不可)
・複数の取組を実施すること

・特定技能取得に必要な試験対策
・住居確保や通勤サポート
・外国人同士のコミュニティづくり
・宗教・文化・生活習慣等の違いへの対応
・自動車等運転免許の取得支援
・外国人材のキャリア形成支援
・従業員への「やさしい日本語」講習の実施



R7年度補助金利用者の声



施設利用者との会話が上手できるようになり、外国人材本人から「受講して良かった」との感想があった(介護)

会話力が格段に上がり、補助的に使っていた翻訳アプリを使う機会がほぼなくなった(建設業)

現場における安全作業の理解が進み、労災防止に寄与。また、積極的に発言する場面が増えたことで職場内での円滑なコミュニケーションが図れ、離職防止にもつながっている(建築業)

専門用語を用いた会話ができるようになり、業務指示に対する理解度向上や報連相が上達した(介護)

交通ルや法令講習を実施。地域のお祭りや交流会にも参加してもらい、従業員や住民との親睦を深めていく(製造業)

旧事務所を寮として改修し、宗教的習慣ができるようにも配慮。特定技能への試験対策も行う。就労・生活環境を整えたことで、質の高い業務パフォーマンスとなることを期待(製造業)

お問合せ・補助金申請先



新潟県産業労働部雇用能力開発課 ☎025-280-5270

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koyou/31505202.html>

新潟県 外国人材 補助金



補助金交付までの流れ

01

県に交付申請書等を提出

- ▶ 受付期間：令和9年1月29日（金）まで
- ▶ 県の交付決定前に実施した事業は補助対象となりませんので、事業開始（契約締結、工事着工、物品等購入など）の前に申請してください
- ▶ 申請額の根拠を示す資料（見積書等）の添付が必要です

02

県から交付決定通知を受ける

- ▶ 提出された交付申請書の内容を審査し、交付又は不交付の決定を行います

03

交付決定を受けた事業を実施

- ▶ 事業は令和9年2月末日までに完了させてください（完了とは、事業の実施に要した経費の支払いも含みます）
- ▶ 事業内容や経費に変更が生じる際は、変更交付申請などの手続きが必要となる場合があります（詳細は県担当者にお尋ねください）

04

事業完了後、県に実績報告書等を提出

- ▶ 提出期限：事業完了から30日以内又は令和9年3月5日（金）のいずれか早い日まで
- ▶ 実施事業の概要および支払った経費の根拠が分かる書類等の添付が必要です

05

補助金を交付

- ▶ 提出された実績報告書の内容を審査し、適正と認められた場合に補助金を支払います（ご指定の口座に振り込みます）

補助対象として認められる例



- ▶ 就労環境整備や生活の質向上、相互理解を深めるための交流など、創意・工夫のある取組を想定

日本語学習支援補助金



補助対象

OK

- ・日本語学習受講料（オンライン可）、教材購入費
- ・日本語講師を企業内等に派遣する際の旅費



補助対象外

NG

- ・自社社員など日本語教育を生業としない者が行う講習に係る費用

受入・定着支援補助金

【住居確保】

- ・会社が物件を改修し、外国人材の寮として整備するための工事費等（宗教対応としての設備改修等も可）

- ・借上げアパートの家賃等（手数料等も含む）

【通勤サポート】

- ・会社所有とする自転車等の購入費（外国人材へは使用を許可し、交通マナーや安全講習を実施）
- ・外国人材の居住地と会社間を往復する乗合バス等を運行するための初期費用

- ・自転車等を購入し、外国人材個人の所有とする
- ・通勤に係る運賃等（電車、バス、有料道路利用料等）

【物品購入等】

- ・翻訳機を購入し、業務利用に加えて、地域住民との交流会等を企画して使用

- ・単純な物品購入や経常的経費
- ・採用経費、手数料、管理費等

外国人材の受け入れに関する 疑問・質問にお答えします！



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

たとえば・・・

『特定技能』って、どんな
在留資格なんだろう…

外国人を雇用するとき
どんなルールが
あるんだろう…

留学生を
採用するときの
注意点は？

『育成就労』とは
どのような在留資格？

外国人材に
定着して、長く
働いてもらうには…



こんなときは、まずはお気軽にご相談ください
専門的知識を持った相談員（申請取次行政書士）が対応いたします
来所相談、電話相談のほか、出張相談も承ります

長野県外国人材受入企業サポートセンター

電話 026-217-1471 FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

長野県長野市大字南長野南県町1009-3 長野県行政書士会館内

相談時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:00～16:00（事前予約制）

相談無料・秘密厳守



詳しくはこちらから

長野県外国人材受入企業サポートセンターは、長野県行政書士会が長野県の委託を受けて、県内企業・団体の皆さまからの外国人材受け入れに関するご相談に対応するために設置・運営するものです





FAX 026-217-1472

**長野県外国人材受入企業サポートセンター
相談申込書**

FAXでの申し込みは、以下の記入欄にご記入のうえ送信してください。
申し込み受付後、ご記入いただいた電話番号にご連絡いたします。

事業所名	ふりがな
業種	
所在地	
相談者 部署・氏名	ふりがな
連絡先電話番号	
相談内容	

※ご提出いただいた事業所の情報や相談内容は、法令に定めのある場合や相談者が同意された場合を除き、目的外に利用することや第三者に提供することはありません。

長野県外国人材受入企業サポートセンター

〒380-0836

長野市大字南長野南県町1009-3

電話 026-217-1471

FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

URL <https://nagano-gaisapo.org/>

✓ 人手不足

✓ 人材確保

にお困りの企業様へ

外国人材の採用を 長野県がサポート!



「何から始めればいい?」を一緒に解決します!

※初めての採用でなくともご利用いただけます



こんな企業におすすめ



- ✓ 求人を出しても応募がない
- ✓ 外国人材の受入れを検討しているが不安
- ✓ どこに相談したらよいか分からない

外国人材採用に関する

無料相談窓口

☎ 050-3666-0468

マッチング支援デスクは 長野県事業 なので安心!



多数の企業・団体と連携。実績のある専門機関が対応

長野県内企業様への支援が可能な監理団体・登録支援機関・人材紹介会社等をマッチング先として認定しています。

※監理団体・登録支援機関とは、技能実習や特定技能の外国人材受入れ支援等に関する専門機関です。

例えばこんなサポート



参加
無料

外国人材採用についてもっと知りたい方へ

オンラインセミナー

を開催します! 詳細はWebサイトに



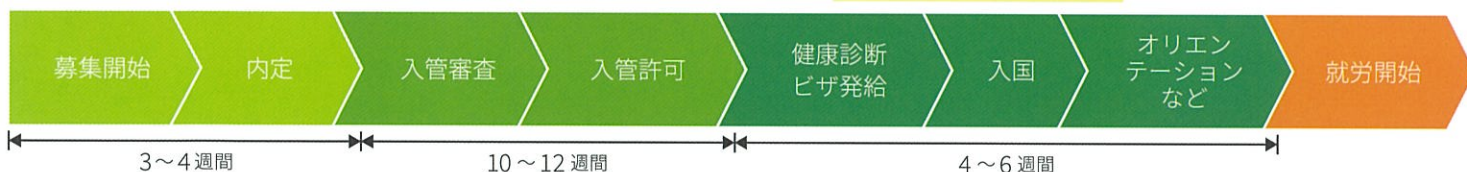
将来の活躍を
見出そう



受入れスケジュール(例)

受入れまでの期間は採用する外国人の在留資格・国籍・居住地により異なります。状況により例より長い時間を要する場合がございます。予めご了承ください。

▶ 特定技能の外国人材採用の場合 一般的に 4~6ヶ月



▶ 技能実習生の受入れの場合 一般的に 6~8ヶ月



こんなご質問をいただきます



受入れ体制がまだ整っていないのですが、他の企業さんはどうしていますか?



まず何から始めればよいですか?



自社でも外国人材を採用できるか確認するにはどうすればいい?



外国人材の給与や待遇はどのように設定すればよいですか?



外国人材雇用に使える助成金制度はありますか?

— お問い合わせはこちら —

外国人材受入企業
マッチング支援デスク

電話番号

050-3666-0468

松本事務局 〒390-0815
松本市深志2-5-2県信松本深志ビル4F

長野事務局 〒380-0823
長野市南千歳1-12-7新正和ビル6F

受付時間

土日祝日を除く

9:30~17:30

※当事業は長野県より委託を受け、アデコ株式会社が運営しています。

外国人材受入企業マッチング支援デスク公式サイト

<https://nagano-gaikokujinzai.com/> 詳細のご確認、セミナー応募はこちら▶



長野県公式LINE

こちらより、友だち追加をお願いします▶

